





町 田 市

町田市環境白書は 2012 年に策定された「第二次町田市環境マスタープラン」(以下「環境マスタープラン」)に基づき、環境の状況および施策の実施状況を「活動報告」に、市の環境の現状に関するデータを「データ集」にまとめた 2 分冊となっています。

本書は市の環境の現状に関する 2018 年度のデータを取りまとめています。アンケートは、2018 年の状況を評価するものとして 2019 年 4 月に実施しました。「活動報告」とあわせてご活用ください。

なお、*印のついた用語は、巻末に用語 解説をまとめてあります。こちらもご活用 ください。

はじめに

私たちは、急激な近代化や高度経済成長を経て、物質的な豊かさと便利さを手に入れてきましたが、その陰では、世界規模の地球温暖化や、自然環境破壊による生物多様性の喪失などが進行しており、将来の課題として残された環境問題はますます深刻なものとなっています。

町田市においては、2012年4月に第二次町田市環境マスタープランを策定し、「望ましい環境像」である「水とみどりとにぎわいの調和した環境都市 まちだ」の実現に向けた取り組みをスタートしました。

環境白書 2019 は、この「環境マスタープラン」の 2018 年度の取り組み状況の紹介とともに、2018 年度の町田市の環境の現状や動向をまとめたものとなっています。また、本書「データ集」は、町田市の環境の現状や環境施策の進捗状況をまとめたもので、市が特に力を入れた取り組みを紹介した「活動報告」と構成を分けて編集しています。

より多くの市民・事業者の方に本書を手にとっていただくことで、市内の環境問題に関心を持ち、環境に配慮した活動につなげていただくことを願っております。

町田市長 石阪丈一

目 次

| 1. 町田市の環境測定結果および統計データ | |
|--|----------------|
| 2. 2019 年度エコ(環境)に関する市民アンケート調査結果 2.1. 調査の概要 2.2. 調査結果 | 12 12 12 |
| 3. 環境マスタープランの目標への達成状況 | 22 |
| 4. 基本目標に向けた事業の進捗状況 | 24 |
| 5. 町田市環境基本条例 | 48 |
| 6. 参考資料 | 58 |

1. 町田市の環境測定結果および統計データ

町田市の環境測定結果についてデータを示します。

1.1. 町田市の気温・降水量の推移

表 1 気温および猛暑日*、熱帯夜*、降水量の変化

| | 最高 気温 | 平均 気温 | 最低 気温 | 猛暑日 日数 | 熱帯夜 日数 | 年降水量 |
|-------|------------|------------|------------|--------|--------|-------|
| 年度/単位 | $^{\circ}$ | $^{\circ}$ | $^{\circ}$ | 日/年 | 日/年 | mm |
| 1999 | 35.7 | 15.1 | -5.7 | 5 | 5 | 1,775 |
| 2000 | 37.8 | 14.9 | -5.7 | 4 | 4 | 1,686 |
| 01 | 38.4 | 14.4 | -6.7 | 11 | 8 | 1,562 |
| 02 | 37.7 | 14.7 | -4.3 | 8 | 6 | 1,872 |
| 03 | 36.0 | 14.2 | -5.8 | 3 | 0 | 2,028 |
| 04 | 37.8 | 15.4 | -5.2 | 11 | 0 | 1,779 |
| 05 | 36.3 | 14.3 | -5.8 | 6 | 6 | 1,456 |
| 06 | 36.7 | 14.6 | -6.1 | 5 | 1 | 1,645 |
| 07 | 38.7 | 15.1 | -3.9 | 10 | 3 | 1,390 |
| 08 | 36.2 | 14.7 | -5.5 | 7 | 1 | 2,103 |
| 09 | 35.7 | 14.9 | -5.4 | 2 | 1 | 1,414 |
| 10 | 37.3 | 15.2 | -5.5 | 25 | 13 | 1,720 |
| 11 | 36.7 | 14.6 | -6.5 | 11 | 7 | 1,672 |
| 12 | 37.5 | 14.4 | -6.1 | 12 | 4 | 1,505 |
| 13 | 37.7 | 15.0 | -7.1 | 14 | 5 | 1,468 |
| 14 | 37.7 | 14.5 | -5.5 | 10 | 5 | 1,798 |
| 15 | 37.5 | 15.2 | -6.0 | 14 | 7 | 1,740 |
| 16 | 38.0 | 15.3 | -6.2 | 4 | 0 | 1,487 |
| 17 | 36.7 | 14.6 | -5.9 | 2 | 4 | 1,515 |
| 18 | 39.3 | 15.7 | -8.7 | 20 | 22 | 1,436 |

出典:気象庁データ(八王子地域観測所)

1.2. 町田市のエネルギー消費量と温室効果ガス*排出量の推移

表2 エネルギー消費量

| | ſ | | | | | | | | |
|-------|----------------|------------|-----------|--------------|--------|-----------|---------|-----------|------------------------|
| | エネルギー 消費量合計 | 総電力 使用量 | 都市ガス供給量 | ガソリン等 消費量 | 軽 | 油 | ガソ | ツン | 一人あたりの エネルギー 消費量 |
| 年度/単位 | GJ* | GJ | GJ | GJ | kℓ | GJ | kℓ | GJ | MJ |
| 1999 | 17,221,802 | 4,779,925 | 2,592,283 | 9,849,594 | 74,519 | 2,846,784 | 209,111 | 7,002,811 | 46.221 |
| 2000 | 17,993,699 | 4,833,659 | 2,887,763 | 10,272,277 | 73,277 | 2,837,339 | 211,990 | 7,434,938 | 47.458 |
| 01 | 18,176,377 | 4,933,732 | 2,962,175 | 10,280,471 | 71,189 | 2,756,498 | 214,529 | 7,523,973 | 47.127 |
| 02 | 18,925,503 | 5,414,375 | 3,200,650 | 10,310,478 | 69,014 | 2,672,283 | 217,786 | 7,638,195 | 48.075 |
| 03 | 18,859,652 | 5,346,691 | 3,205,208 | 10,307,752 | 65,370 | 2,531,185 | 221,731 | 7,776,567 | 46.953 |
| 04 | 18,460,598 | 4,831,114 | 3,242,460 | 10,387,024 | 64,739 | 2,506,770 | 224,687 | 7,880,254 | 45.438 |
| 05 | 19,029,710 | 5,180,364 | 3,440,322 | 10,409,024 | 63,400 | 2,454,912 | 226,793 | 7,954,112 | 46.525 |
| 06 | 18,834,472 | 5,077,627 | 3,444,052 | 10,312,793 | 61,896 | 2,396,676 | 225,710 | 7,916,116 | 45.585 |
| 07 | 19,112,128 | 5,178,452 | 3,618,338 | 10,315,338 | 62,740 | 2,429,363 | 224,851 | 7,885,975 | 45.866 |
| 08 | 19,661,247 | 5,943,132 | 3,544,111 | 10,174,005 | 60,615 | 2,347,061 | 223,167 | 7,826,943 | 46.833 |
| 09 | 19,502,421 | 5,799,985 | 3,513,904 | 10,188,531 | 60,507 | 2,342,898 | 223,700 | 7,845,633 | 46.138 |
| 10 | 19,933,842 | 6,059,912 | 3,673,962 | 10,199,968 | 61,681 | 2,388,364 | 222,730 | 7,811,604 | 46.922 |
| 11 | 19,415,684 | 5,609,447 | 3,565,845 | 10,240,393 | 62,004 | 2,400,854 | 223,527 | 7,839,539 | 45.643 |
| 12 | 19,143,978 | 5,712,674 | 3,642,650 | 9,788,653 | 60,089 | 2,326,710 | 212,760 | 7,461,944 | 44.964 |
| 13 | 19,087,105 | 5,718,236 | 3,577,679 | 9,791,190 | 59,806 | 2,315,766 | 213,145 | 7,475,424 | 44.782 |
| 14 | 18,874,762 | 5,497,708 | 3,581,593 | 9,795,463 | 60,459 | 2,341,033 | 212,546 | 7,454,430 | 44.240 |
| 15 | 18,694,922 | 5,407,924 | 3,438,526 | 9,848,473 | 60,886 | 2,325,832 | 213,586 | 7,390,076 | 43,788 |
| 16 | 18,751,418 | 5,484,431 | 3,512,707 | 9,754,280 | 61,584 | 2,321,717 | 214,814 | 7,432,564 | 43,753 |
| 17 | 18,907,827 | 5,545,462 | 3,613,181 | 9,749,184 | 61,760 | 2,328,366 | 214,475 | 7,420,819 | 44,080 |

出典:(総電力使用量)東京都提供資料(速報値)

(都市ガス供給量) 1998~2016 年度 東京ガス (株) 提供資料、2017 年度~ 東京都提供資料 (速報値) ※:東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書*編纂時点でデータが公表されていないため、2017 年の数値を掲載します。

表3 温室効果ガス排出量

| | CO ₂ *排出量 合計 | 電気使用に よるCO ₂ 排 出量 | 都市ガス使 用による CO ₂ 排出量 | 自動車使用 に伴うCO ₂ 排出量 | 一般廃棄物 の焼却に伴 うCO ₂ 排出 量 | 一人あたりの CO ₂ 排出量 |
|-------|----------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|--|-------------------------------|
| 年度/単位 | t-CO ₂ | t-CO ₂ | t-CO ₂ | t-CO ₂ | t-CO ₂ | t-CO ₂ |
| 2010 | 1,597,716 | 633,061 | 171,544 | 652,637 | 140,474 | 3.76 |
| 11 | 1,517,542 | 588,459 | 166,496 | 655,788 | 106,800 | 3.57 |
| 12 | 1,671,537 | 734,713 | 174,278 | 651,345 | 111,200 | 3.93 |
| 13 | 1,563,146 | 644,890 | 171,159 | 651,497 | 95,600 | 3.67 |
| 14 | 1,722,739 | 797,168 | 171,355 | 651,817 | 102,400 | 4.04 |
| 15 | 1,661,252 | 745,092 | 164,511 | 655,350 | 96,300 | 3.89 |
| 16 | 1,676,498 | 748,015 | 168,066 | 657,917 | 102,500 | 3.91 |
| 17 | 1,672,924 | 730,152 | 172,887 | 657,585 | 112,300 | 3.90 |

※: 東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書編纂時点でデータが公表されていないため、2017年の数値を掲載します。

1.3. 町田市の自動車保有台数と公共交通機関利用者数の推移

表4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数(1/2)

| | 2×43 ← ±+ | | | | | | | | | | | 乗用車の | 一人当た | 世帯当た | 一人当た | 世帯当た |
|-------|-----------|-----------|-------|-------|-------|---------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|-------|-----------------------|------|
| | 登録自動車台数 | 貨物自動 車 | 普通車 | 小型車 | 被けん引車 | 乗用車 | 普通車 | 小型車 | 乗合自 動車 | 特殊用 途車 | 大型特 殊車 | 占める割合 | り保有台 数 | り保有台数 | り保有台 数 (乗用 車のみ) | |
| 年度/単位 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | % | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 1999 | 133,510 | 11,985 | 3,274 | 8,687 | 24 | 117,815 | 42,045 | 75,770 | 507 | 2,948 | 255 | 88.2 | 0.36 | 0.92 | 0.32 | 0.81 |
| 2000 | 134,518 | 11,569 | 3,134 | 8,413 | 22 | 119,117 | 44,980 | 74,137 | 508 | 3,068 | 256 | 88.6 | 0.35 | 0.90 | 0.31 | 0.80 |
| 01 | 135,231 | 11,274 | 3,054 | 8,220 | 22 | 120,196 | 47,708 | 72,492 | 477 | 3,028 | 256 | 88.9 | 0.35 | 0.88 | 0.31 | 0.78 |
| 02 | 136,319 | 10,916 | 2,986 | 7,930 | - | 121,830 | 49,872 | 71,958 | 485 | 2,837 | 251 | 89.4 | 0.35 | 0.86 | 0.31 | 0.77 |
| 03 | 136,452 | 10,241 | 2,801 | 7,440 | - | 122,854 | 52,038 | 70,816 | 493 | 2,619 | 245 | 90.0 | 0.34 | 0.84 | 0.31 | 0.75 |
| 04 | 137,342 | 10,003 | 2,740 | 7,263 | - | 124,071 | 53,618 | 70,453 | 539 | 2,481 | 248 | 90.3 | 0.34 | 0.82 | 0.31 | 0.74 |
| 05 | 137,458 | 9,745 | 2,631 | 7,088 | 26 | 124,566 | 54,474 | 70,092 | 556 | 2,341 | 250 | 90.6 | 0.34 | 0.81 | 0.30 | 0.74 |
| 06 | 135,902 | 9,456 | 2,546 | 6,886 | 24 | 123,377 | 54,287 | 69,090 | 561 | 2,253 | 255 | 90.8 | 0.33 | 0.79 | 0.30 | 0.71 |
| 07 | 134,964 | 9,493 | 2,540 | 6,935 | 18 | 122,394 | 54,866 | 67,528 | 598 | 2,230 | 249 | 90.7 | 0.32 | 0.77 | 0.29 | 0.69 |
| 08 | 132,580 | 9,070 | 2,476 | 6,580 | 14 | 120,591 | 54,521 | 66,070 | 618 | 2,056 | 245 | 91.0 | 0.32 | 0.74 | 0.29 | 0.67 |
| 09 | 132,329 | 9,004 | 2,552 | 6,438 | 14 | 120,391 | 55,058 | 65,333 | 623 | 2,072 | 239 | 91.0 | 0.31 | 0.73 | 0.28 | 0.66 |
| 10 | 131,698 | 9,000 | 2,542 | 6,441 | 17 | 119,707 | 55,279 | 64,428 | 680 | 2,068 | 243 | 90.9 | 0.31 | 0.72 | 0.28 | 0.65 |
| 11 | 131,572 | 9,008 | 2,609 | 6,385 | 14 | 119,558 | 56,338 | 63,220 | 693 | 2,071 | 242 | 90.9 | 0.31 | 0.71 | 0.28 | 0.65 |
| 12 | 131,100 | 9,067 | 2,720 | 6,333 | 14 | 119,048 | 56,769 | 62,279 | 680 | 2,060 | 245 | 90.8 | 0.31 | 0.71 | 0.28 | 0.64 |
| 13 | 130,697 | 9,080 | 2,767 | 6,299 | 14 | 118,643 | 57,664 | 60,979 | 659 | 2,066 | 249 | 90.8 | 0.31 | 0.70 | 0.28 | 0.64 |
| 14 | 129,408 | 9,110 | 2,788 | 6,308 | 14 | 117,291 | 57,819 | 59,472 | 687 | 2,070 | 250 | 90.6 | 0.30 | 0.69 | 0.27 | 0.62 |
| 15 | 129,143 | 9,081 | 2,720 | 6,346 | 15 | 117,044 | 58,584 | 58,460 | 723 | 2,047 | 248 | 90.6 | 0.30 | 0.68 | 0.27 | 0.62 |
| 16 | 129,513 | 9,127 | 2,801 | 6,306 | 20 | 117,305 | 59,625 | 57,680 | 741 | 2,093 | 247 | 90.6 | 0.30 | 0.67 | 0.27 | 0.61 |
| 17 | 128,929 | 9,107 | 2,739 | 6,344 | 24 | 116,707 | 60,287 | 56,420 | 750 | 2,118 | 247 | 90.5 | 0.30 | 0.66 | 0.27 | 0.60 |
| 18 | 128,704 | 9,185 | 2,770 | 6,389 | 26 | 116,354 | 61,118 | 55,236 | 782 | 2,134 | 249 | 90.4 | 0.30 | 0.66 | 0.27 | 0.59 |

出典:市町村別自動車保有車両数(一般財団法人 自動車検査登録情報協会編、各年度3月末現在)

表 4 自動車保有台数および一人あたりの保有台数(2/2)

| | 原動機付 き自転車 等の登録 台数 | 原動機付 き自転車 | 第一種 (50cc まで) | ミニカー | 第二種乙 (51~ 90cc) | 第二種甲 (91~ 125cc) | 軽自動車 | 二輪車 | 三輪車 | 四輪乗用 | 四輪貨物 | 小型特 殊自動 車 | 農耕作業車 | その他 | 二輪の 小型自 動車 |
|-------|----------------------------|--------------|---------------------|------|-----------------------|----------------------------|--------|-------|-----|--------|--------|-----------------|-------|-----|------------------|
| 年度/単位 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 1999 | 59,803 | 30,427 | 27,728 | 12 | 1,475 | 1,212 | 25,125 | 5,054 | 6 | 9,193 | 10,872 | 483 | 292 | 191 | 3,768 |
| 2000 | 61,334 | 30,847 | 27,931 | 13 | 1,510 | 1,393 | 26,120 | 4,992 | 6 | 10,502 | 10,620 | 467 | 291 | 176 | 3,900 |
| 01 | 62,481 | 30,675 | 27,555 | 13 | 1,501 | 1,606 | 27,262 | 5,076 | 5 | 11,616 | 10,565 | 470 | 294 | 176 | 4,074 |
| 02 | 63,694 | 30,874 | 27,514 | 10 | 1,474 | 1,876 | 28,260 | 5,247 | 5 | 12,674 | 10,334 | 461 | 291 | 170 | 4,099 |
| 03 | 68,825 | 32,077 | 28,007 | 35 | 1,601 | 2,434 | 31,792 | 5,737 | 5 | 15,422 | 10,628 | 457 | 291 | 166 | 4,499 |
| 04 | 70,979 | 32,561 | 28,207 | 55 | 1,615 | 2,684 | 33,365 | 6,033 | 5 | 16,491 | 10,836 | 458 | 297 | 161 | 4,595 |
| 05 | 73,907 | 33,330 | 28,536 | 93 | 1,631 | 3,070 | 35,394 | 6,331 | 4 | 18,024 | 11,035 | 457 | 296 | 161 | 4,726 |
| 06 | 75,459 | 33,507 | 28,349 | 153 | 1,574 | 3,431 | 36,822 | 6,557 | 3 | 19,371 | 10,891 | 460 | 305 | 155 | 4,670 |
| 07 | 77,021 | 33,701 | 28,157 | 188 | 1,556 | 3,800 | 38,063 | 6,768 | 3 | 20,435 | 10,857 | 452 | 305 | 147 | 4,805 |
| 08 | 78,722 | 33,517 | 27,556 | 210 | 1,578 | 4,173 | 39,816 | 6,794 | 4 | 22,116 | 10,902 | 446 | 306 | 140 | 4,943 |
| 09 | 79,285 | 32,991 | 26,666 | 232 | 1,517 | 4,576 | 40,804 | 6,610 | 4 | 23,281 | 10,909 | 433 | 299 | 134 | 5,057 |
| 10 | 79,567 | 33,023 | 26,695 | 234 | 1,522 | 4,572 | 41,035 | 6,663 | 4 | 23,292 | 11,076 | 433 | 299 | 134 | 5,076 |
| 11 | 79,804 | 32,058 | 24,970 | 256 | 1,377 | 5,455 | 42,266 | 6,420 | 4 | 25,104 | 10,738 | 422 | 301 | 121 | 5,058 |
| 12 | 79,058 | 32,022 | 24,934 | 256 | 1,378 | 5,454 | 41,568 | 6,413 | 4 | 24,562 | 10,589 | 421 | 300 | 121 | 5,047 |
| 13 | 79,774 | 31,608 | 24,167 | 272 | 1,285 | 5,884 | 42,622 | 6,346 | 4 | 25,754 | 10,518 | 420 | 300 | 120 | 5,124 |
| 14 | 81,033 | 31,190 | 23,474 | 254 | 1,244 | 6,218 | 44,195 | 6,310 | 4 | 27,398 | 10,483 | 410 | 295 | 115 | 5,238 |
| 15 | 81,908 | 30,644 | 22,660 | 258 | 1,226 | 6,500 | 45,604 | 6,135 | 4 | 29,037 | 10,428 | 417 | 299 | 118 | 5,243 |
| 16 | 81,909 | 29,813 | 21,732 | 284 | 1,163 | 6,634 | 46,460 | 6,047 | 5 | 30,058 | 10,350 | 418 | 295 | 123 | 5,218 |
| 17 | 81,879 | 29,125 | 20,807 | 299 | 1,099 | 6,920 | 47,055 | 5,996 | 6 | 30,806 | 10,247 | 457 | 299 | 158 | 5,242 |
| 18 | 81,680 | 28,337 | 19,852 | 301 | 1,092 | 7,092 | 47,647 | 5,984 | 6 | 31,401 | 10,256 | 453 | 292 | 161 | 5,243 |

表5 公共交通機関利用者数(1/2)

| | 鶴川 乗車 千人 | 降車 | 玉川学乗車 | | 町 | ш Т | | | | _ | | _ | | | | | . – |
|----------|----------------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | F人 | | 乗車 | | | ш | >< | し野 | すずカ | け台 | 南町 グランベリ | | 多馬 | 障 | 成瀬 | 町田 | 相原 |
| | | | | 降車 | 乗車 | 降車 | 乗車 | 降車 | 乗車 | 降車 | 乗車 | 降車 | 乗車 | 降車 | 乗車 | 乗車 | 乗車 |
| 年度/単位 干 | | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 1999 11, | 1,272 | 10,891 | 8,559 | 8,257 | 51,317 | 50,280 | 2,532 | 2,518 | 2,166 | 2,173 | 2,521 | 2,369 | 816 | 968 | 7,005 | 36,465 | 4,038 |
| 2000 11, | 1,238 | 10,934 | 8,481 | 8,181 | 51,064 | 50,152 | 2,475 | 2,437 | 2,190 | 2,242 | 3,990 | 3,125 | 1,021 | 1,147 | 6,904 | 36,720 | 3,901 |
| 01 11, | 1,337 | 11,095 | 8,446 | 8,206 | 51,553 | 50,528 | 2,422 | 2,437 | 2,171 | 2,149 | 3,988 | 3,955 | 1,305 | 1,434 | 6,936 | 37,315 | 3,916 |
| 02 11, | 1,477 | 11,212 | 8,392 | 8,171 | 51,435 | 50,583 | 2,429 | 2,324 | 2,169 | 2,159 | 4,187 | 4,231 | 1,530 | 1,641 | 6,970 | 37,555 | 3,911 |
| 03 11, | 1,796 | 11,531 | 8,429 | 8,279 | 52,090 | 51,405 | 2,463 | 2,382 | 2,207 | 2,190 | 4,559 | 4,636 | 1,887 | 1,998 | 7,012 | 38,770 | 3,904 |
| 04 12 | 2,003 | 11,677 | 8,402 | 8,496 | 51,635 | 50,852 | 2,415 | 2,321 | 2,218 | 2,160 | 4,852 | 4,930 | 2,115 | 2,223 | 6,981 | 38,264 | 3,842 |
| 05 12 | 2,311 | 12,015 | 8,458 | 8,582 | 51,727 | 50,941 | 2,398 | 2,340 | 2,178 | 2,133 | 5,113 | 5,096 | 2,572 | 2,711 | 6,999 | 38,125 | 3,801 |
| 06 12 | 2,710 | 12,396 | 8,580 | 8,710 | 51,936 | 51,167 | 2,398 | 2,340 | 2,154 | 2,110 | 5,573 | 5,567 | 2,727 | 2,905 | 7,060 | 38,170 | 3,751 |
| 07 13 | 3,138 | 12,860 | 8,813 | 8,923 | 52,956 | 52,560 | 2,407 | 2,336 | 2,180 | 2,119 | 5,732 | 5,688 | 2,921 | 2,968 | 7,098 | 38,680 | 3,771 |
| 08 12 | 2,720 | 12,499 | 8,916 | 9,016 | 53,375 | 53,189 | 2,351 | 2,296 | 2,142 | 2,101 | 5,802 | 5,803 | 2,977 | 3,002 | 7,091 | 39,498 | 3,710 |
| 09 12 | 2,633 | 12,444 | 8,959 | 9,052 | 52,931 | 52,781 | 2,284 | 2,251 | 2,128 | 2,100 | 5,739 | 5,761 | 3,010 | 3,024 | 7,053 | 39,347 | 3,686 |
| 10 12 | 2,515 | 12,373 | 8,895 | 8,976 | 53,079 | 52,999 | 2,255 | 2,223 | 2,118 | 2,096 | 5,749 | 5,771 | 3,105 | 3,110 | 7,010 | 39,813 | 3,727 |
| 11 12 | 2,366 | 12,231 | 8,827 | 8,928 | 52,893 | 52,839 | 2,221 | 2,194 | 2,118 | 2,093 | 5,822 | 5,854 | 3,110 | 3,110 | 6,905 | 39,909 | 3,696 |
| 12 12 | 2,510 | 12,377 | 8,894 | 9,012 | 53,227 | 53,236 | 2,212 | 2,189 | 2,111 | 2,090 | 5,975 | 6,007 | 3,184 | 3,176 | 6,975 | 40,459 | 3,721 |
| 13 12 | 2,757 | 12,614 | 8,962 | 9,063 | 53,420 | 53,445 | 2,270 | 2,250 | 2,168 | 2,148 | 6,184 | 6,226 | 3,341 | 3,339 | 7,069 | 40,493 | 3,803 |
| 14 12 | 2,512 | 12,439 | 8,687 | 8,777 | 52,697 | 52,792 | 2,205 | 2,196 | 2,098 | 2,076 | 6,130 | 6,162 | 3,429 | 3,423 | 6,957 | 40,231 | 3,702 |
| 15 12 | 2,704 | 12,646 | 8,781 | 8,860 | 53,364 | 53,476 | 2,227 | 2,215 | 2,106 | 2,080 | 6,216 | 6,239 | 3,575 | 3,565 | 7,020 | 40,938 | 3,767 |
| 16 12 | 2,645 | 12,614 | 8,758 | 8,841 | 53,217 | 53,291 | 2,231 | 2,218 | 2,101 | 2,077 | 6,245 | 6,277 | 3,664 | 3,651 | 6,920 | 41,043 | 3,873 |
| 17 12 | 2,637 | 12,600 | 8,773 | 8,858 | 53,354 | 53,437 | 2,187 | 2,176 | 2,132 | 2,112 | 5,373 | 5,363 | 3,710 | 3,697 | 6,986 | 41,139 | 3,886 |
| 18 12 | 2,657 | 12,616 | 8,714 | 8,803 | 53,559 | 53,595 | 2,159 | 2,148 | 2,140 | 2,126 | 5,519 | 5,507 | 3,728 | 3,716 | 7,001 | 41,077 | 3,875 |

出典:町田市統計書

表5 公共交通機関利用者数(2/2)

| | 神奈川中(杉 | | 小田急 | | 合 | ≣† |
|-------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 輸送 人員数 | 延 キロ数 | 輸送 人員数 | 延 キロ数 | 輸送 人員数 | 延 キロ数 |
| 年度/単位 | 千人 | 于km | 千人 | ∓km | 千人 | 于km |
| 1999 | - | - | - | - | 37,639 | 11,916 |
| 2000 | - | - | - | - | 37,782 | 11,327 |
| 01 | - | - | - | - | 37,218 | 11,275 |
| 02 | - | - | - | - | - | - |
| 03 | - | - | - | - | - | - |
| 04 | 35,108 | 10,810 | 2,519 | 900 | 37,627 | 11,710 |
| 05 | 35,645 | 10,718 | 3,252 | 982 | 38,897 | 11,700 |
| 06 | 34,944 | 10,738 | 3,206 | 982 | 38,150 | 11,720 |
| 07 | 35,536 | 10,793 | 3,135 | 982 | 38,671 | 11,775 |
| 08 | 35,126 | 10,758 | 3,103 | 982 | 38,229 | 11,740 |
| 09 | 34,244 | 10,766 | 3,142 | 982 | 37,386 | 11,748 |
| 10 | 33,663 | 10,669 | 3,141 | 982 | 36,804 | 11,651 |
| 11 | 33,637 | 10,786 | 3,432 | 982 | 37,069 | 11,768 |
| 12 | 33,795 | 10,620 | 3,541 | 982 | 37,336 | 11,602 |
| 13 | 34,650 | 10,504 | 3,575 | 982 | 38,225 | 11,486 |
| 14 | 33,772 | 10,427 | 3,691 | 982 | 37,463 | 11,409 |
| 15 | 33,708 | 10,054 | 3,766 | 982 | 37,474 | 11,036 |
| 16 | 34,543 | 10,240 | 3,880 | 982 | 38,423 | 11,222 |
| 17 | 36,149 | 9,677 | 2,928 | 982 | 39,077 | 10,659 |
| 18 | 36,117 | 9,647 | 1,859 | 691 | 37,976 | 10,338 |

出典:町田市統計書

1.4. 町田市の地目別土地利用面積と緑地*面積の推移

表6 地目別土地利用面積

| | 市域面積 | 宅地 | Ш | 畑 | 山林 | 雑種地 | その他 | 構成比 | 宅地 | Ш | 畑 | 山林 | 雑種地 | その他 | 自然的 土地利用 |
|-------|------------------|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-------|------|-----|------|------|-----|------|-------------|
| 年度/単位 | ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 1999 | 7,164 | 2,598 | 130 | 813 | 1,092 | 427 | 2,104 | 100.0 | 36.3 | 1.8 | 11.3 | 15.2 | 6.0 | 29.4 | 28.4 |
| 2000 | 7,162 | 2,633 | 121 | 785 | 1,067 | 426 | 2,130 | 100.0 | 36.8 | 1.7 | 11.0 | 14.9 | 5.9 | 29.7 | 27.5 |
| 01 | 7,162 | 2,652 | 120 | 771 | 1,065 | 419 | 2,135 | 100.0 | 37.0 | 1.7 | 10.8 | 14.9 | 5.9 | 29.8 | 27.3 |
| 02 | 7,162 | 2,678 | 112 | 748 | 1,036 | 416 | 2,172 | 100.0 | 37.4 | 1.6 | 10.4 | 14.5 | 5.8 | 30.3 | 26.5 |
| 03 | 7,162 | 2,706 | 105 | 739 | 1,042 | 413 | 2,157 | 100.0 | 37.8 | 1.5 | 10.3 | 14.5 | 5.8 | 30.1 | 26.3 |
| 04 | 7,162 | 2,809 | 101 | 718 | 930 | 395 | 2,209 | 100.0 | 39.2 | 1.4 | 10.0 | 13.0 | 5.5 | 30.8 | 24.4 |
| 05 | 7,163 | 2,862 | 98 | 703 | 909 | 389 | 2,202 | 100.0 | 40.0 | 1.4 | 9.8 | 12.7 | 5.4 | 30.7 | 23.9 |
| 06 | 7,163 | 2,895 | 95 | 688 | 891 | 379 | 2,215 | 100.0 | 40.4 | 1.3 | 9.6 | 12.4 | 5.3 | 30.9 | 23.4 |
| 07 | 7,163 | 2,915 | 91 | 673 | 884 | 378 | 2,222 | 100.0 | 40.7 | 1.3 | 9.4 | 12.3 | 5.3 | 31.0 | 23.0 |
| 08 | 7,163 | 2,933 | 89 | 664 | 872 | 371 | 2,234 | 100.0 | 40.9 | 1.2 | 9.3 | 12.2 | 5.2 | 31.2 | 22.7 |
| 09 | 7,162 | 2,941 | 87 | 656 | 869 | 372 | 2,237 | 100.0 | 41.1 | 1.2 | 9.2 | 12.1 | 5.2 | 31.2 | 22.5 |
| 10 | 7,163 | 2,952 | 86 | 649 | 861 | 374 | 2,241 | 100.0 | 41.2 | 1.2 | 9.1 | 12.0 | 5.2 | 31.3 | 22.3 |
| 11 | 7,163 | 2,963 | 84 | 640 | 858 | 374 | 2,244 | 100.0 | 41.4 | 1.2 | 8.9 | 12.0 | 5.2 | 31.3 | 22.1 |
| 12 | 7,164 | 2,971 | 83 | 631 | 850 | 377 | 2,252 | 100.0 | 41.5 | 1.2 | 8.8 | 11.9 | 5.3 | 31.4 | 21.8 |
| 13 | 7,164 | 2,983 | 83 | 618 | 846 | 378 | 2,256 | 100.0 | 41.6 | 1.2 | 8.6 | 11.8 | 5.3 | 31.5 | 21.6 |
| 14 | 7,164 | 2,993 | 82 | 609 | 849 | 381 | 2,250 | 100.0 | 41.8 | 1.1 | 8.5 | 11.9 | 5.3 | 31.4 | 21.5 |
| 15 | 7,164 | 3,005 | 80 | 599 | 851 | 380 | 1,479 | 100.0 | 41.9 | 1.1 | 8.4 | 11.9 | 5.3 | 20.6 | 21.4 |
| 16 | 7,180 | 3,016 | 80 | 591 | 847 | 381 | 1,484 | 100.0 | 42.0 | 1.1 | 8.2 | 11.8 | 5.3 | 20.7 | 21.1 |
| 17 | 7,155 | 3,029 | 80 | 581 | 843 | 382 | 1,487 | 100.0 | 42.3 | 1.1 | 8.1 | 11.8 | 5.3 | 20.8 | 21.0 |
| 18 | 7,155 定資産税概要調 | 3,044 | 78 | 573 | 839 | 382 | 1,491 | 100.0 | 42.5 | 1.1 | 8.0 | 11.7 | 5.3 | 20.8 | 20.8 |

出典: 固定資産税概要調書より作成 ※ 2015年度より集計方法の変更により、各地目面積の合計は市域面積と異なる

表7 緑地面積

| | 総緑地面積 | 公園緑地等の 都市施設とす る緑地 | 制度上安定し た緑地 | 社会通念上安 定した緑地 | 市域面積 に対する 緑地面積 割合 |
|-------|----------|-------------------------|---------------|-----------------|----------------------------|
| 年度/単位 | ha | ha | ha | ha | % |
| 2008 | 2,051.36 | 727.02 | 864.66 | 459.68 | 28.6 |
| 09 | 2,048.58 | 726.59 | 862.31 | 459.68 | 28.6 |
| 10 | 2,046.75 | 726.51 | 860.56 | 459.68 | 28.6 |
| 11 | 2,058.19 | 743.70 | 854.81 | 459.68 | 28.7 |
| 12 | 2,059.11 | 746.24 | 853.19 | 459.68 | 28.8 |
| 13 | 2,051.75 | 746.11 | 845.96 | 459.68 | 28.7 |
| 14 | 2,058.88 | 745.26 | 839.19 | 474.43 | 28.8 |
| 15 | 2,050.47 | 742.40 | 833.64 | 474.43 | 28.6 |
| 16 | 2,055.06 | 741.70 | 826.04 | 487.32 | 28.7 |
| 17 | 2,063.60 | 751.38 | 824.90 | 487.32 | 28.8 |
| 18 | 2,054.53 | 784.07 | 783.14 | 487.32 | 28.7 |

1.5. 町田市のごみと資源量の推移

(1) ごみ排出量の推移

表8 ごみ排出量(1/2)

| | | ſ | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------------|---------|---------|------------------|--------|-------|-------|-----|-------|---------|------------------------|---------------|-----|
| 項目 | 排出量総量 (ごみ・資源 | 収集・持ち込 | | | | | | 1 | | | | | |
| | 回収量) | み量総量 | ごみ量 | 家庭排出ごみ | 可燃 | 不燃 | 粗大 | 有害 | 土砂・瓦礫 | 持ち込みごみ | 許可業者(事 業系一般廃棄 物) | 公共・一般持 ち込み | 大口 |
| 計算式 | I + II | I =A+B | A=a+b | a=1)+2+3+4 +5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | b=6+7+8 | 6 | Ø | 8 |
| 年度/単位 | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t |
| 1999 | 145,401 | 135,035 | 114,086 | 83,283 | 74,445 | 6,718 | 1,866 | 198 | 56 | 30,803 | 22,549 | 8,244 | 10 |
| 2000 | 150,819 | 139,367 | 117,887 | 83,084 | 73,507 | 7,324 | 1,934 | 243 | 76 | 34,803 | 25,811 | 8,986 | 6 |
| 01 | 152,742 | 141,288 | 121,154 | 84,118 | 75,421 | 7,131 | 1,303 | 233 | 30 | 37,036 | 26,836 | 9,507 | 693 |
| 02 | 153,726 | 142,617 | 122,448 | 86,685 | 77,516 | 7,706 | 1,233 | 230 | 0 | 35,763 | 25,931 | 9,077 | 755 |
| 03 | 156,480 | 145,131 | 125,298 | 89,086 | 79,685 | 7,953 | 1,186 | 262 | 0 | 36,212 | 26,808 | 8,649 | 755 |
| 04 | 154,380 | 142,868 | 123,153 | 88,085 | 78,622 | 8,046 | 1,165 | 252 | 0 | 35,068 | 26,147 | 8,146 | 775 |
| 05 | 156,400 | 144,166 | 122,142 | 84,473 | 73,073 | 9,810 | 1,333 | 257 | 0 | 37,669 | 28,015 | 8,773 | 881 |
| 06 | 143,772 | 131,957 | 109,642 | 73,720 | 65,568 | 6,444 | 1,471 | 237 | 0 | 35,922 | 27,122 | 7,939 | 861 |
| 07 | 139,432 | 127,445 | 105,958 | 73,034 | 65,501 | 5,803 | 1,484 | 246 | 0 | 32,924 | 25,651 | 6,551 | 722 |
| 08 | 136,035 | 124,481 | 103,650 | 72,589 | 65,165 | 5,788 | 1,390 | 246 | 0 | 31,061 | 23,958 | 6,409 | 694 |
| 09 | 130,558 | 119,068 | 99,152 | 72,029 | 64,549 | 5,845 | 1,369 | 266 | 0 | 27,123 | 20,532 | 5,902 | 689 |
| 10 | 129,948 | 118,593 | 99,105 | 71,994 | 63,995 | 6,519 | 1,221 | 259 | 0 | 27,111 | 21,636 | 4,814 | 661 |
| 11 | 130,821 | 118,605 | 100,376 | 72,964 | 64,794 | 6,772 | 1,241 | 157 | 0 | 27,412 | 22,259 | 5,153 | - |
| 12 | 129,081 | 117,344 | 100,198 | 72,350 | 64,402 | 6,566 | 1,241 | 141 | 0 | 27,848 | 23,064 | 4,784 | - |
| 13 | 129,280 | 117,462 | 99,438 | 71,809 | 63,889 | 6,490 | 1,277 | 153 | 0 | 27,629 | 23,020 | 4,609 | - |
| 14 | 127,587 | 115,995 | 98,671 | 71,780 | 64,035 | 6,303 | 1,290 | 152 | 0 | 26,891 | 22,962 | 3,929 | - |
| 15 | 125,988 | 114,316 | 97,553 | 71,894 | 64,236 | 6,220 | 1,277 | 161 | 0 | 25,659 | 21,937 | 3,722 | - |
| 16 | 123,121 | 111,549 | 94,880 | 71,040 | 63,553 | 6,009 | 1,337 | 141 | 0 | 23,840 | 20,995 | 2,845 | - |
| 17 | 120,540 | 109,156 | 92,894 | 71,104 | 63,282 | 6,304 | 1,374 | 144 | 0 | 21,790 | 19,645 | 2,145 | - |
| 18 | 118,542 | 107,600 | 91,789 | 71,087 | 62,692 | 6,771 | 1,475 | 149 | 0 | 20,702 | 18,831 | 1,871 | - |

出典:町田市清掃事業概要(各年度3月末現在)

表8 ごみ排出量(2/2)

| 100 | _0万扔上 | 里(乙/。 | <u></u> | | | | | | | | | |
|-------|---------|---------------------------------|---------|-------|--------|------|---------------|--------------|----------------|-----------------|-------|--------|
| | | | | | | | | | | | | |
| | ×2.55 | | | | | | | | | 持ち込み | | 地域資源化回 |
| 項目 | 資源回収量 | 家庭排出資源 | ピン | カン | 古紙・古着 | 拠点回収 | 集積所ペット ボトル | 実験プラス チック | 容器包装プラ スチック | リサイクル* 広場まちだ | 剪定枝 | 収量 |
| 計算式 | B=c+d+e | (3)+(1)+(5) (3)+(1)+(1)+(2)+ | 9 | 10 | 11) | 12 | 13 | 14 | (15) | d | е | П |
| 年度/単位 | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t |
| 1999 | 20,949 | 17,821 | 4,000 | 1,627 | 11,796 | 238 | - | 160 | - | _ | 3,128 | 10,366 |
| 2000 | 21,480 | 18,579 | 3,798 | 1,691 | 12,617 | 299 | 1 | 174 | - | - | 2,901 | 11,452 |
| 01 | 20,134 | 18,635 | 3,675 | 1,553 | 12,927 | 317 | - | 163 | - | - | 1,499 | 11,454 |
| 02 | 20,169 | 18,533 | 3,675 | 1,588 | 12,770 | 340 | - | 160 | - | - | 1,636 | 11,109 |
| 03 | 19,833 | 18,434 | 3,626 | 1,460 | 12,904 | 362 | - | 82 | - | - | 1,399 | 11,349 |
| 04 | 19,715 | 18,477 | 3,487 | 1,426 | 13,164 | 400 | - | 0 | - | - | 1,238 | 11,512 |
| 05 | 22,024 | 20,883 | 3,526 | 1,386 | 15,330 | 423 | 218 | 0 | - | - | 1,141 | 12,234 |
| 06 | 22,315 | 21,166 | 3,400 | 1,320 | 15,511 | 400 | 535 | 0 | - | - | 1,149 | 11,815 |
| 07 | 21,487 | 20,285 | 3,316 | 1,238 | 14,762 | 430 | 539 | - | - | - | 1,202 | 11,987 |
| 08 | 20,831 | 18,750 | 3,266 | 1,198 | 13,337 | 407 | 542 | - | - | - | 2,081 | 11,554 |
| 09 | 19,916 | 17,763 | 3,257 | 1,153 | 12,437 | 372 | 544 | - | - | - | 2,153 | 11,490 |
| 10 | 19,488 | 17,455 | 3,213 | 1,153 | 12,139 | 416 | 534 | - | - | - | 2,033 | 11,355 |
| 11 | 18,229 | 16,413 | 3,103 | 1,186 | 11,108 | 355 | 695 | - | - | - | 1,808 | 12,216 |
| 12 | 17,146 | 15,403 | 3,045 | 1,177 | 10,176 | 355 | 650 | - | - | - | 1,743 | 11,737 |
| 13 | 18,024 | 16,286 | 3,088 | 1,140 | 11,057 | 362 | 639 | - | - | 94 | 1,644 | 11,818 |
| 14 | 17,324 | 15,390 | 3,033 | 1,121 | 10,259 | 343 | 634 | - | - | 108 | 1,826 | 11,592 |
| 15 | 16,763 | 14,897 | 3,043 | 1,013 | 9,803 | 343 | 644 | - | 51 | 112 | 1,754 | 11,672 |
| 16 | 16,669 | 14,880 | 2,959 | 1,008 | 9,470 | 342 | 668 | - | 433 | 115 | 1,674 | 11,572 |
| 17 | 16,262 | 14,485 | 2,900 | 951 | 9,180 | 341 | 698 | - | 415 | 100 | 1,677 | 11,384 |
| 18 | 15,811 | 14,045 | 2,764 | 921 | 8,834 | 339 | 749 | - | 438 | 99 | 1,667 | 10,942 |

出典:町田市清掃事業概要(各年度3月末現在)

(2) 資源化(リサイクル)率*の変化・資源量

表9 資源化(リサイクル)率

| 項目 | 総資源化量 | ごみ資源 化量 | 施設内回収量 | 金属類 | 古紙類 | 粗大プラ スチック | その他 (乾電 池・ガラ ス・廃家 電等) | 再利用品 | 資源分別収集 | ピン | カン | 古紙• 古着 | ペットボ トル | 拠点回収 (トレイ 他) | 容器包装 プラス チック | 剪定枝 | エコセメ ント*化 | 地域資源化回収量 | 資源化率 (総資源 化量/排 出量総 量) | 多摩地区 リサイク ル率 (平均) |
|-------|----------------|-----------------|----------------|-------|-----|--------------|-----------------------------------|------|------------------------|-------|-------|-----------|------------|--------------------|--------------------|-------|--------------|----------|-----------------------------------|----------------------------|
| 計算式 | I I=A+B | A=a+b+c +d+e | a=1)+2 +3+4 | 1 | 2 | 3 | 4 | b | c=5+6 +7+8+ 9+10 | 5 | 6 | Ī | 8 | 9 | 10 | d | е | В | Ⅲ÷(表8 のⅡ+Ⅱ) | - |
| 年度/単位 | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | t | | t | t | t | % | % |
| 1999 | 34,930 | 24,564 | 3,457 | 3,158 | 220 | 68 | 11 | 234 | 17,745 | 4,000 | 1,711 | 11,796 | - | 238 | - | 3,128 | - | 10,366 | 24.13 | 23.1 |
| 2000 | 37,246 | 25,794 | 4,230 | 3,363 | 242 | 59 | 566 | 192 | 18,471 | 3,798 | 1,795 | 12,579 | - | 299 | - | 2,901 | - | 11,452 | 24.81 | 24.7 |
| 01 | 34,933 | 23,479 | 3,498 | 3,109 | 235 | 58 | 96 | 222 | 18,260 | 3,631 | 1,652 | 12,660 | - | 317 | - | 1,499 | - | 11,454 | 22.98 | 25.4 |
| 02 | 34,556 | 23,447 | 3,378 | 3,003 | 227 | 48 | 100 | 191 | 18,242 | 3,653 | 1,682 | 12,590 | - | 317 | - | 1,636 | - | 11,109 | 22.58 | 25.9 |
| 03 | 34,529 | 23,180 | 3,476 | 3,183 | 189 | 41 | 63 | 184 | 18,121 | 3,583 | 1,574 | 12,602 | - | 362 | - | 1,399 | - | 11,349 | 22.15 | 26.2 |
| 04 | 34,489 | 22,977 | 3,316 | 3,046 | 186 | 54 | 30 | 155 | 18,268 | 3,432 | 1,538 | 12,898 | - | 400 | - | 1,238 | - | 11,512 | 22.37 | 27.7 |
| 05 | 38,132 | 25,898 | 3,945 | 3,665 | 169 | 78 | 33 | 153 | 20,659 | 3,508 | 1,495 | 15,031 | 202 | 423 | - | 1,141 | - | 12,234 | 24.42 | 29.4 |
| 06 | 37,015 | 25,200 | 2,996 | 2,682 | 183 | 95 | 36 | 151 | 20,904 | 3,389 | 1,403 | 15,211 | 501 | 400 | - | 1,149 | - | 11,815 | 32.00 | 35.3 |
| 07 | 45,987 | 34,000 | 2,923 | 2,636 | 141 | 110 | 36 | 124 | 20,030 | 3,298 | 1,320 | 14,470 | 512 | 430 | - | 1,202 | 9,721 | 11,987 | 33.00 | 36.7 |
| 08 | 44,308 | 32,754 | 2,934 | 2,645 | 145 | 112 | 32 | 117 | 18,804 | 3,266 | 1,286 | 13,342 | 518 | 392 | - | 2,081 | 8,818 | 11,554 | 32.60 | 36.7 |
| 09 | 42,867 | 31,377 | 2,775 | 2,489 | 137 | 118 | 31 | 127 | 17,822 | 3,257 | 1,243 | 12,429 | 521 | 372 | - | 2,153 | 8,500 | 11,490 | 32.80 | 36.9 |
| 10 | 42,477 | 31,122 | 3,063 | 2,604 | 127 | 136 | 196 | 123 | 17,511 | 3,213 | 1,237 | 12,133 | 512 | 416 | - | 2,033 | 8,392 | 11,355 | 32.68 | 37.6 |
| 11 | 42,278 | 30,062 | 3,283 | 2,642 | 133 | 150 | 358 | 135 | 16,382 | 3,103 | 1,186 | 11,100 | 675 | 318 | - | 1,562 | 8,700 | 12,216 | 32.30 | 37.9 |
| 12 | 41,206 | 29,469 | 3,515 | 2,825 | 169 | 171 | 350 | 151 | 15,372 | 3,045 | 1,177 | 10,178 | 628 | 344 | - | 1,743 | 8,688 | 11,737 | 31.92 | 37.6 |
| 13 | 42,045 | 30,227 | 3,514 | 2,548 | 166 | 216 | 584 | 134 | 16,352 | 3,088 | 1,140 | 11,067 | 614 | 443 | - | 1,644 | 8,583 | 11,818 | 32.52 | 37.5 |
| 14 | 40,843 | 29,251 | 3,328 | 2,409 | 147 | 201 | 571 | 150 | 15,471 | 3,033 | 1,121 | 10,271 | 609 | 437 | - | 1,826 | 8,476 | 11,592 | 32.01 | 37.5 |
| 15 | 40,720 | 29,048 | 3,846 | 2,556 | 117 | 191 | 982 | 141 | 14,928 | 3,043 | 1,013 | 9,813 | 618 | 441 | 51 | 1,754 | 8,379 | 11,672 | 32.32 | 37.5 |
| 16 | 40,106 | 28,534 | 3,758 | 2,553 | 57 | 146 | 1,002 | 122 | 14,966 | 2,959 | 1,008 | 9,483 | 641 | 442 | 433 | 1,674 | 8,014 | 11,572 | 32.57 | 37.6 |
| 17 | 38,904 | 27,520 | 3,427 | 2,411 | 16 | 104 | 896 | 67 | 14,552 | 2,900 | 951 | 9,188 | 670 | 428 | 415 | 1,677 | 7,797 | 11,384 | 32.27 | 37.4 |
| 18 | 37,854 | 26,912 | 3,423 | 2,437 | 15 | 100 | 871 | 74 | 14,102 | 2,764 | 921 | 8,838 | 718 | 423 | 438 | 1,667 | 7,646 | 10,942 | 31.93 | 37.3 |

出典:町田市清掃事業概要(各年度3月末現在)、多摩地域ごみ実態調査

1.6. 町田市の大気環境

(1) 二酸化硫黄 (SO₂) * ・ 二酸化窒素 (NO₂) * 浮遊粒子状物質 (SPM) * ・ 光化学スモッグ*

表 10 測定した大気質および光化学スモッグ*注意報発令回数

| | | 比硫黄 O ₂) | | 比窒素 O ₂) | 浮遊粒号 (SF | | 光化学 |
|-------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------|---------------------|
| | 町田市 平均 ^(注1) | 東京都平均 | 町田市 平均 ^(注1) | 東京都平均 | 町田市 平均 ^(注1) | 東京都平均 | スモッグ 注意報 発令回数 |
| 年度/単位 | ppm | ppm | ppm | ppm | mg/m ³ | mg/m ³ | |
| 1999 | 0.004 | - | 0.024 | - | 0.052 | - | _ |
| 2000 | 0.002 | - | 0.025 | - | 0.040 | - | - |
| 01 | 0.003 | 0.002 | 0.026 | 0.023 | 0.039 | 0.025 | _ |
| 02 | 0.002 | 0.002 | 0.024 | 0.023 | 0.037 | 0.025 | _ |
| 03 | 0.001 | 0.002 | 0.023 | 0.023 | 0.037 | 0.025 | _ |
| 04 | 0.002 | 0.002 | 0.022 | 0.023 | 0.031 | 0.025 | _ |
| 05 | 0.001 | 0.002 | 0.021 | 0.023 | 0.031 | 0.025 | _ |
| 06 | 0.001 | 0.002 | 0.020 | 0.023 | 0.033 | 0.025 | - |
| 07 | 0.001 | 0.002 | 0.019 | 0.023 | 0.024 | 0.025 | - |
| 08 | 0.001 | 0.002 | 0.018 | 0.021 | 0.023 | 0.024 | 11 |
| 09 | 0.001 | 0.002 | 0.018 | 0.021 | 0.020 | 0.023 | 2 |
| 10 | 0.001 | 0.002 | 0.017 | 0.020 | 0.020 | 0.021 | 9 |
| 11 | 0.002 | 0.002 | 0.016 | 0.019 | 0.020 | 0.021 | 3 |
| 12 | 0.001 | 0.002 | 0.015 | 0.018 | 0.019 | 0.020 | 2 |
| 13 | 0.002 | 0.002 | 0.014 | 0.018 | 0.020 | 0.021 | 9 |
| 14 | 0.002 | 0.002 | 0.014 | 0.017 | 0.020 | 0.017 | 4 |
| 15 | 0.002 | 0.002 | 0.013 | 0.017 | 0.018 | 0.019 | 4 |
| 16 | 0.001 | 0.002 | 0.012 | 0.016 | 0.016 | 0.017 | 2 |
| 17 | 0.001 | 0.001 | 0.012 | 0.016 | 0.015 | 0.017 | 0 |

注 1: 平均値は時間値の年平均値を示す。 測定地点は 2012 年度に中町から金森に移転。

出典:東京都大気汚染常時測定結果報告

※:東京都のデータを参照して算出しており、本環境白書*編纂時点でデータが公表されていないため、2017年の数値を掲載します。

1.7. 町田市の水環境

(1)生物化学的酸素要求量(BOD)*・浮遊物質(SS)*・溶存酸素(DO)*の変化

表 11 境川・恩田川・鶴見川の生物化学的 表 12 境川・恩田川・鶴見川の浮遊物質(SS)酸素要求量(BOD)

| | 境川 | ⊞ | 鶴見川 | 環境 | 基準* |
|-------|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| | (鶴間一 号橋) | 恩田川 (都橋) | (麻生 橋) | 恩田川 | 境川、 鶴見川 |
| 年度/単位 | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ ℓ | mg/ℓ |
| 1999 | 3.9 | 1.5 | 4.5 | 5 | 8 |
| 2000 | 4.3 | 2.5 | 5.5 | 5 | 8 |
| 01 | 5.1 | 2.2 | 5.3 | 5 | 8 |
| 02 | 2.5 | 1.1 | 2.8 | 5 | 8 |
| 03 | 3.6 | 1.4 | 2.6 | 5 | 8 |
| 04 | 2.8 | 1.9 | 2.0 | 5 | 8 |
| 05 | 2.8 | 1.3 | 8.8 | 5 | 8 |
| 06 | 1.5 | 1.0 | 11.0 | 5 | 8 |
| 07 | 2.6 | 1.5 | 11.0 | 5 | 8 |
| 08 | 2.4 | 2.4 | 7.6 | 5 | 8 |
| 09 | 1.8 | 1.4 | 2.9 | 5 | 8 |
| 10 | 2.5 | 2.8 | 4.2 | 5 | 8 |
| 11 | 2.0 | 1.1 | 4.5 | 5 | 8 |
| 12 | 1.9 | 1.3 | 4.2 | 5 | 8 |
| 13 | 1.6 | 1.9 | 8.4 | 5 | 8 |
| 14 | 1.4 | 1.7 | 7.1 | 5 | 8 |
| 15 | 1.6 | 1.1 | 3.6 | 5 | 8 |
| 16 | 1.5 | 1.4 | 6.0 | 5 | 8 |
| 17 | 1.2 | 1.4 | 5.4 | 2 | 8 |
| 18 | 1.0 | 1.1 | 6.1 | 2 | 8 |

出典:東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果(年度75%値)

| | 境川 | | 鶴見川 | 環境 | 基準 |
|-------|-------------|-------------|-----------|------|--------|
| | (鶴間一 号橋) | 恩田川 (都橋) | (麻生 橋) | 恩田川 | 境川、鶴見川 |
| 年度/単位 | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ |
| 1999 | 7.0 | 4.0 | 10.0 | 50 | 100 |
| 2000 | 4.0 | 2.0 | 7.0 | 50 | 100 |
| 01 | 5.0 | 3.0 | 7.0 | 50 | 100 |
| 02 | 3.0 | 2.1 | 5.5 | 50 | 100 |
| 03 | 3.3 | 2.8 | 4.8 | 50 | 100 |
| 04 | 5.0 | 4.0 | 4.0 | 50 | 100 |
| 05 | 5.0 | 3.0 | 4.0 | 50 | 100 |
| 06 | 3.0 | 2.0 | 3.0 | 50 | 100 |
| 07 | 3.0 | 2.0 | 3.0 | 50 | 100 |
| 80 | 2.0 | 2.0 | 5.0 | 50 | 100 |
| 09 | 2.0 | 1.0 | 3.0 | 50 | 100 |
| 10 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 50 | 100 |
| 11 | 2.0 | 2.0 | 4.0 | 50 | 100 |
| 12 | 3.0 | 2.0 | 4.0 | 50 | 100 |
| 13 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 50 | 100 |
| 14 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 50 | 100 |
| 15 | 3.0 | 2.0 | 4.0 | 50 | 100 |
| 16 | 2.0 | 2.0 | 3.0 | 50 | 100 |
| 17 | 3.0 | 2.0 | 3.0 | 25 | 100 |
| 18 | 2.0 | 2.0 | 4.0 | 25 | 100 |

出典:東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果(年度平均値)

表 13 境川・恩田川・鶴見川の溶存酸素 (DO)

| | 境川 | (F) (F) | 鶴見川 | 環境 | 基準 |
|-------|-------------|-------------|-----------|------|--------|
| | (鶴間一 号橋) | 恩田川 (都橋) | (麻生 橋) | 恩田川 | 境川、鶴見川 |
| 年度/単位 | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ | mg/ℓ |
| 1999 | 9.3 | 11.2 | 10.6 | 5 | 2 |
| 2000 | 9.7 | 12.2 | 11.3 | 5 | 2 |
| 01 | 9.8 | 12.4 | 10.9 | 5 | 2 |
| 02 | 9.1 | 12.0 | 10.7 | 5 | 2 |
| 03 | 9.6 | 11.5 | 10.9 | 5 | 2 |
| 04 | 9.7 | 12.0 | 12.3 | 5 | 2 |
| 05 | 10.3 | 12.6 | 10.3 | 5 | 2 |
| 06 | 9.6 | 11.6 | 9.8 | 5 | 2 |
| 07 | 10.4 | 11.3 | 9.4 | 5 | 2 |
| 08 | 10.8 | 11.8 | 10.2 | 5 | 2 |
| 09 | 10.2 | 11.3 | 10.0 | 5 | 2 |
| 10 | 10.5 | 11.8 | 9.9 | 5 | 2 |
| 11 | 10.6 | 11.7 | 9.3 | 5 | 2 |
| 12 | 10.7 | 11.5 | 8.7 | 5 | 2 |
| 13 | 11.6 | 12.0 | 10.2 | 5 | 2 |
| 14 | 11.0 | 11.9 | 10.2 | 5 | 2 |
| 15 | 10.8 | 11.7 | 9.2 | 5 | 2 |
| 16 | 10.8 | 11.8 | 9.3 | 5 | 2 |
| 17 | 10.7 | 11.4 | 9.5 | 7.5 | 2 |
| 18 | 10.6 | 12.1 | 10.2 | 7.5 | 2 2 |

出典:東京都公共用水域及び地下水の水質測定結果(年度平均値)

(2)下水道普及率の変化

表 14 市内の下水道普及率

| | 人口普及率 | 面積普及率 |
|-------|-------|-------|
| 年度/単位 | % | % |
| 1999 | 75.9 | 43.4 |
| 2000 | 77.5 | 47.1 |
| 01 | 79.3 | 50.6 |
| 02 | 80.7 | 53.0 |
| 03 | 81.9 | 55.3 |
| 04 | 82.4 | 56.4 |
| 05 | 82.6 | 57.3 |
| 06 | 83.2 | 58.3 |
| 07 | 84.4 | 60.0 |
| 08 | 92.9 | 60.9 |
| 09 | 94.2 | 63.2 |
| 10 | 95.7 | 65.4 |
| 11 | 97.1 | 66.8 |
| 12 | 97.6 | 67.6 |
| 13 | 98.2 | 68.2 |
| 14 | 98.4 | 68.3 |
| 15 | 98.5 | 68.5 |
| 16 | 98.6 | 68.5 |
| 17 | 98.7 | 69.4 |
| 18 | 98.8 | 69.9 |

出典:下水道整備課資料

1.8. 町田市の騒音

表 15 道路騒音(2018年度面的評価*による環境基準*の達成状況)

| | | 面 | 的評価(全体 | 本) |
|----------------------|-----|-------------|--------------|-------------|
| 調査対象道路 (2018年度調査) | 時間帯 | 環境基準 非達成 戸数 | 環境基準 達成戸数 | 環境基準 達成率 |
| | | 戸 | 戸 | % |
| 一般国道16号 | 昼間 | 32 | 260 | 89.0 |
| | 夜間 | 52 | 240 | 82.2 |
| | 昼間 | 1 | 121 | 99.2 |
| 加中町田城 | 夜間 | 11 | 111 | 91.0 |
| 八王子町田線 | 昼間 | 22 | 742 | 97.1 |
| 八工丁凹田脉 | 夜間 | 36 | 728 | 95.3 |
| 八王子町田線 | 昼間 | 0 | 319 | 100.0 |
| 八工丁凹田脉 | 夜間 | 0 | 319 | 100.0 |
| 八王子町田線 | 昼間 | 1 | 1,443 | 99.9 |
| | 夜間 | 7 | 1,437 | 99.5 |
| 目黒町町田線 | 昼間 | 171 | 1,206 | 87.6 |
| | 夜間 | 246 | 1,131 | 82.1 |
| 町田日野線 | 昼間 | 5 | 492 | 99.0 |
| 四日 日 野豚 | 夜間 | 10 | 487 | 98.0 |
| 全体 | 昼間 | 232 | 4,583 | 95.2 |
| 土妆 | 夜間 | 362 | 4,453 | 92.5 |

出典:町田市環境調査事業概要

表 16 航空機騒音(直近3年度分)

| | | | 測定日数 | | 騒音発 | 生回数(回 |) *1 | | 最大騒音 | Lde | n ^{*2} |
|-----|---------|------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------------|----------------|-----------------|
| 測定者 | 測定場所 | 年度 | 度 (日) | 70~79 dB | 80~89 dB | 90~99 dB | 100 dB以上 | 合計 | レベル (dB) | 測定結果 (年平均値) | 環境基準 |
| | | 2016 | 365 | 1,743 | 864 | 159 | 8 | 2,774 | 104.0 | 53 | |
| | 本町田東小学校 | 2017 | 365 | 1,760 | 506 | 99 | 15 | 2,380 | 106,4 | 53 | 57以下 |
| | | 2018 | 365 | 1,049 | 87 | 6 | 0 | 1,142 | 95.1 | 42 | |
| | | 2016 | 360 | 3,732 | 537 | 20 | 0 | 4,289 | 97.5 | 50 | |
| | 小山小学校 | 2017 | 360 | 3,129 | 323 | 8 | 1 | 3,461 | 100.9 | 49 | 指定なし |
| | | 2018 | 361 | 3,024 | 174 | 3 | 0 | 3,201 | 97.6 | 48 | |
| | | 2016 | 365 | 2,982 | 674 | 183 | 46 | 3,885 | 107,3 | 56 | |
| 町田市 | 町田第五小学校 | 2017 | 362 | 2,257 | 463 | 124 | 17 | 2,861 | 105,0 | 54 | 57以下 |
| | | 2018 | 365 | 1,578 | 168 | 5 | 2 | 1,753 | 104.7 | 45 | |
| | | 2016 | 365 | 1,668 | 1,104 | 261 | 0 | 3,033 | 99.7 | 54 | |
| | 忠生第三小学校 | 2017 | 365 | 1,339 | 628 | 98 | 0 | 2,065 | 99,3 | 51 | 57以下 |
| | | 2018 | 357 | 723 | 55 | 16 | 0 | 794 | 94.2 | 42 | |
| | | 2016 | 362 | 1,429 | 1,361 | 86 | 1 | 2,877 | 106.7 | 52 | |
| | 南中学校 | 2017 | 363 | 1,232 | 736 | 22 | 0 | 1,990 | 99,3 | 49 | 57以下 |
| | | 2018 | 360 | 538 | 72 | 5 | 0 | 615 | 99.5 | 41 | |

※1 騒音発生回数は、70dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。

※2 Ldenは2013年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として採用されており、単位はdB(デシベル)で表します。

タ方・夜間など静かな時間帯に重み付けをおこない算出しています。 出典:町田市環境保全課資料

2. 2019 年度エコ(環境)に関する市民アンケート調査結果

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

2.1. 調査の概要

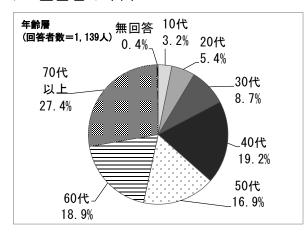
<アンケート調査概要>

| 調査地域 | 町田市全域 |
|------|--------------------------|
| 調査対象 | 満 15 歳から 80 歳までの町田市在住者 |
| 調査方法 | 郵送による配布、回収 |
| 抽出方法 | 住民基本台帳(2019年4月現在)より無作為抽出 |
| 配布数 | 3,000 部 |
| 回収数 | 1,139部 (38.0%) |
| 調査期間 | 2019年4月15日から5月10日 |

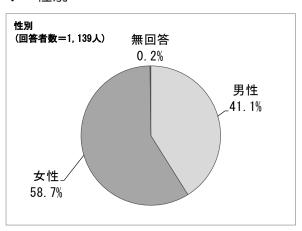
2.2. 調査結果

(1)回答者の属性

◆ 回答者の年代



◆ 性別



◆ 回答者の居住地 <回答者の居住地一覧(五十音順)>

| No. | 住所 | 回答数 |
|-----|-------|-----|
| 1 | 相原町 | 44 |
| 2 | 旭町 | 11 |
| 3 | 大蔵町 | 24 |
| 4 | 小川 | 36 |
| 5 | 小野路町 | 13 |
| 6 | 小山ヶ丘 | 35 |
| 7 | 小山田桜台 | 13 |
| 8 | 小山町 | 39 |
| 9 | 金井 | 26 |
| 10 | 金井町 | 28 |
| 11 | 金森 | 27 |
| 12 | 金森東 | 21 |
| 13 | 上小山田町 | 6 |
| 14 | 木曽西 | 21 |
| 15 | 木曽東 | 32 |
| 16 | 木曽町 | 13 |
| 17 | 高ケ坂 | 30 |
| 18 | 下小山田町 | 14 |

| No. | 住所 | 回答数 |
|-----|------|-----|
| 19 | 真光寺 | 16 |
| 20 | 真光寺町 | 5 |
| 21 | 図師町 | 17 |
| 22 | 忠生 | 15 |
| 23 | 玉川学園 | 48 |
| 24 | つくし野 | 16 |
| 25 | 鶴川 | 28 |
| 26 | 鶴間 | 25 |
| 27 | 常盤町 | 8 |
| 28 | 中町 | 27 |
| 29 | 成瀬 | 27 |
| 30 | 成瀬が丘 | 9 |
| 31 | 成瀬台 | 17 |
| 32 | 西成瀬 | 18 |
| 33 | 根岸 | 3 |
| 34 | 根岸町 | 3 |
| 35 | 能ヶ谷 | 33 |
| 36 | 野津田町 | 30 |
| | | |

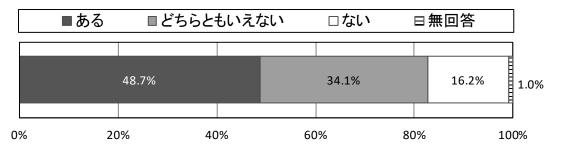
| No. | 住所 | 回答数 |
|-----|-------|------|
| 37 | 原町田 | 38 |
| 38 | 東玉川学園 | 11 |
| 39 | 広袴 | 12 |
| 40 | 広袴町 | 4 |
| 41 | 本町田 | 62 |
| 42 | 南大谷 | 30 |
| 43 | 南つくし野 | 20 |
| 44 | 南成瀬 | 33 |
| 45 | 南町田 | 23 |
| 46 | 三輪町 | 16 |
| 47 | 三輪緑山 | 23 |
| 48 | 森野 | 37 |
| 49 | 薬師台 | 8 |
| 50 | 矢部町 | 6 |
| 51 | 山崎 | 3 |
| 52 | 山崎町 | 27 |
| | 無回答 | 8 |
| 合計 | | 1139 |

(2) 環境や環境問題について

1) 町田市の気候について

あなたは、町田市の気候が以前と比べて変わってきていると感じたことがありますか(1つ)。

(回答者数=1,139)



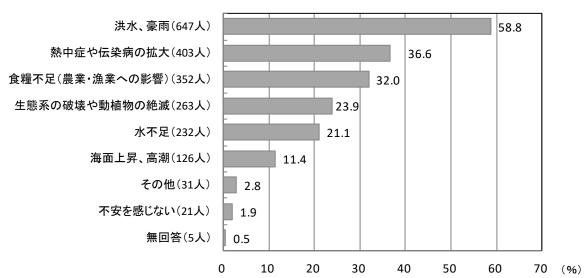
【結果の整理】

48.7%の市民が「変わってきている」と感じています。一方、34.1%の市民が「どちらともいえない」、16.2%の市民が「変わっていない」と感じています。

2)地球温暖化*について

地球温暖化などの環境問題を原因とする異常気象の影響で、あなたが不安に感じることは何ですか(2つまで)。

(回答者数=1,101)



【主なその他意見】

・猛暑など気温の上昇(16件)など

• 強風 • 竜巻 (4 件)

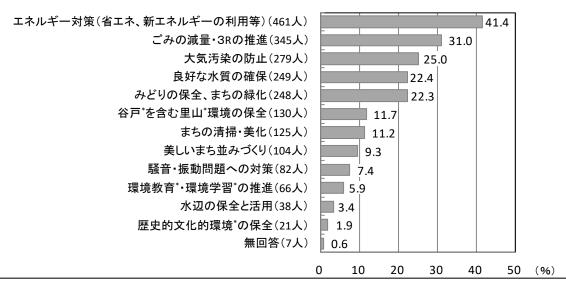
【結果の整理】

58.8%の市民が「洪水・豪雨」に不安を感じています。次いで、「熱中症や伝染病の拡大」 (36.6%)、「食糧不足」(32.0%)、「生態系の破壊や動植物の絶滅」(23.9%) が多く選ばれています。

3)環境に関する取り組みについて

環境に関する取り組みで、あなたが特に関心がある分野は何ですか(2つまで)。

(回答者数=1,114)



【結果の整理】

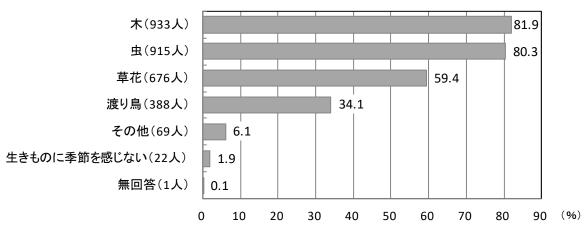
41.4%の市民が「エネルギー対策」に関心を持っています。次いで、「ごみの減量・3Rの推進」(31.0%)、「大気汚染の防止」(25.0%)、「良好な水質の確保」(22.4%)、「みどりの保全・まちの緑化」(22.3%)が多く選ばれています。

4) 町田市の生きものについて

① 季節を感じる生きもの

町田市内のどのような生きものに、季節を感じますか(あてはまるもの全て)。

(回答者数=1,139)



【主なその他意見】

ウグイス(21件)など

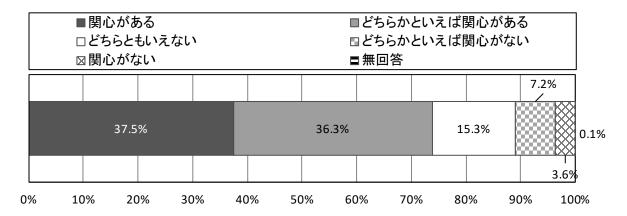
• その他の野鳥(15件)

【結果の整理】

81.9%の市民が「木」に季節を感じています。次いで、「虫」(80.3%)、「草花」(59.4%)、「渡り鳥」(34.1%)が多く選ばれています。

② 生きものへの関心 町田市内の生きものに関心がありますか(1つ)。

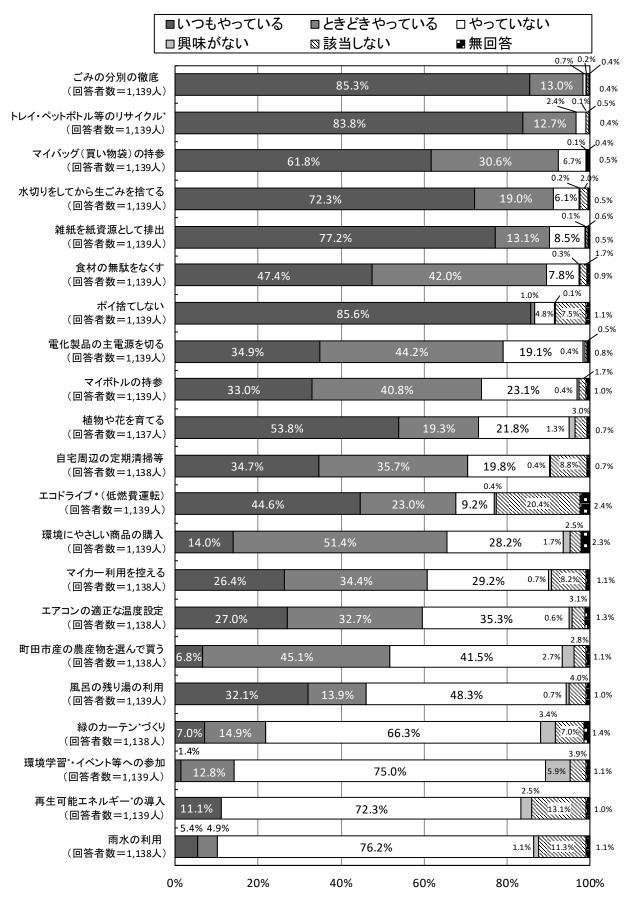
(回答者数=1,138)



【結果の整理】

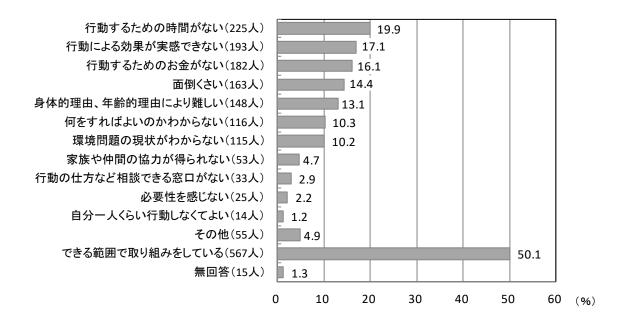
73.8%の市民が「関心がある」「どちらかといえば関心がある」としています。一方、15.3%の市民が「どちらともいえない」、10.8%の市民が「関心がない」「どちらかといえば関心がない」としています。

あなたのご家庭ではどのような環境に配慮した行動を行っていますか(1つ)。



環境に配慮した行動を行う上で難しい点、十分な取り組みが行えない、あるいは 環境に配慮した行動を行わない理由は何ですか(2つまで)。

(回答者数=1,131)



【主なその他意見】

- ・マンション・団地なので行動をするための場所がないため取り組めない(17件)
- ・エアコンの温度設定は健康面や家族の理解の面でこの温度ではできない(6件)など

【結果の整理】

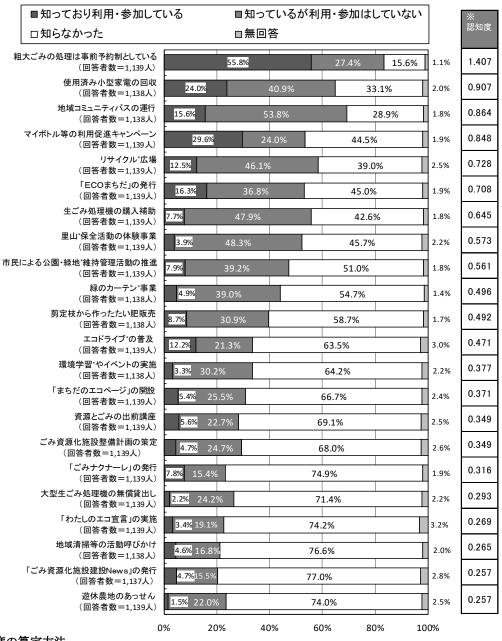
環境に配慮した行動で「いつもやっている」と「ときどきやっている」を合計した割合の高い項目は、「ごみの分別の徹底」が98.3%と最も高く、次いで、「トレイ・ペットボトル等のリサイクル*」(96.5%)、「マイバッグの持参」(92.4%)でした。特に、「ポイ捨てしない」は85.6%、「ごみの分別の徹底」は85.3%の市民が「いつもやっている」と回答しており、ごみについて市民の意識が高いことがうかがえます。

一方で、「やっていない」の割合が高い項目は、「雨水の利用」(76.2%)、「環境学習*・イベント等の参加」(75.0%)、「再生可能エネルギー*の導入」(72.3%)の順でした。

環境に配慮した行動を行う上で、「難しい点」「取り組みが行えない・行わない」理由として、「できる範囲で取り組みをしている」(50.1%)以外では、「行動するための時間がない」(19.9%)、「行動による効果が実感できない」(17.1%)が多く見られました。その他意見では、住宅事情や健康面、家族の理解不足による理由が多く見られ、それぞれの状況の中で取り組みが困難になっている様子がうかがえます。

1)取り組みの認知度

市が実施している次の取り組みについて、知っていましたか(1つ)。



※認知度の算定方法

 $\{2 \times \lceil$ 知っており参加している」 $+1 \times \lceil$ 知っているが参加していない」 $+0 \times \lceil$ 知らなかった」 $\}$ 認知度= 総回答数-無回答

(補足) 0≦認知度≦2 の範囲で値が大きいほど、認知度が高くなります。

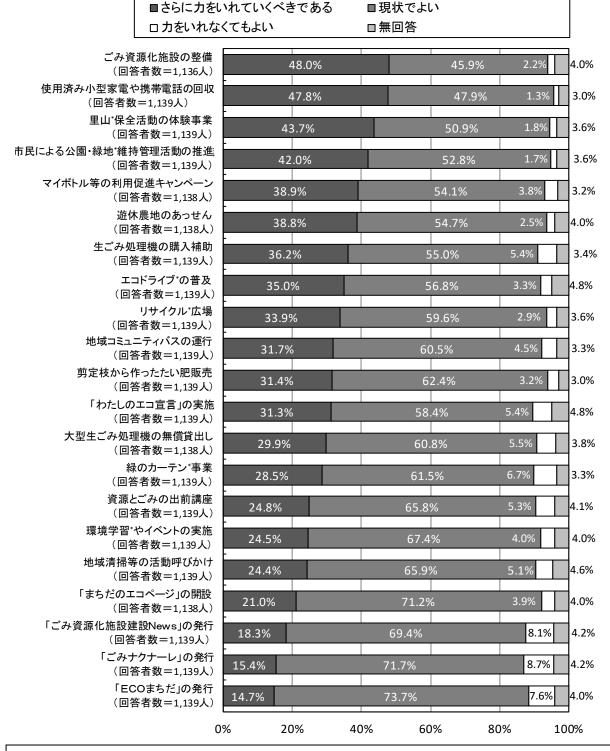
【結果の整理】

最も認知度が高い取り組みは、「粗大ごみの処理は事前予約制としている」であり、83.3%の 市民が「知っている」と回答しています。

一方、認知度が低い取り組みとしては、「遊休農地のあっせん」で74.0%の市民が「知らなか った」と回答しており、次いで「『ごみ資源化施設建設 News』の発行」(77.0%)、「地域清掃等 の活動呼びかけ」(76.6%)、「『わたしのエコ宣言』の実施」(74.2%)が多く選ばれています。

2) 取り組みの必要性

市が実施している取り組みについて、どのように感じていますか(1つ)。



【結果の整理】

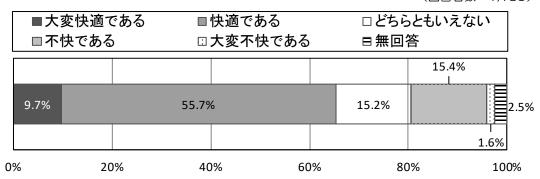
「さらに力をいれていくべきである」と回答する市民の割合が最も高かった取り組みは「ごみ資源化施設の整備」(48.0%)で、次いで「使用済み小型家電や携帯電話の回収」(47.8%)、「里山保全活動の体験事業」(43.7%)、「市民による公園・緑地維持管理活動の推進」(42.0%)が多く選ばれています。

一方、「現状でよい」と回答する市民の割合が最も高かった取り組みは「『ECO まちだ』の発行」 (73.7%) で、次いで「『ごみナクナーレ』の発行」 (71.7%)、「『ごみ資源化施設建設 News』の発行」 (69.4%) が多く選ばれています。

1) 町田市の環境について

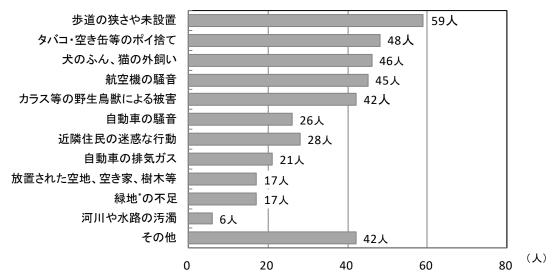
現在あなたがお住まいになっている周辺の環境は、あなたにとって快適ですか(1つ)。

(回答者数=1,139)



「不快である」「大変不快である」を選択の方、現在お住まいになっている周辺の 環境について、気になっていることは何ですか(2つまで)。

(回答者数=229)



【主なその他意見】

- ・虫などに対する不快感(5件)
- ・車のスピードの出しすぎ(5件)
- 道路整備への不満(道路の狭さ等)(4件)
- ・公園などの過剰な剪定・雑草の伸びすぎ(4件)
- ・バスなどの公共交通機関の不便さ(3件) ・工場や近隣の臭気(3件)
- 街灯が暗い・夜道が暗い(3件)

など

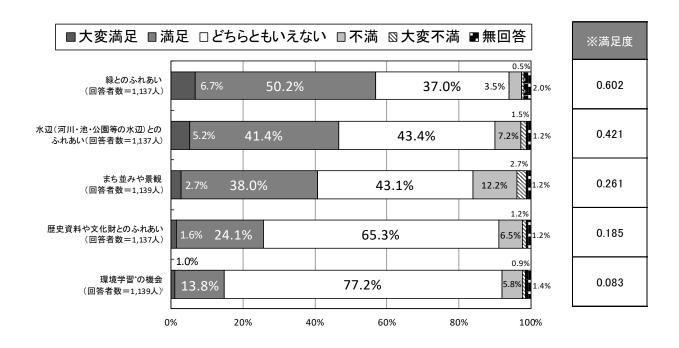
【結果の整理】

65.4%の市民が「大変快適」・「快適」とする一方、17.0%の市民が「不快」・「大変不快」としていました。「不快」・「大変不快」の理由として、最も多いのが「歩道の狭さや未設置」(59人)であり、次いで、「タバコ・空き缶等のポイ捨て」(48人)、「犬のふん、猫の外飼い」(46人)が多く選ばれています。

その他意見では、「虫などに対する不快感」「車のスピードの出しすぎ」の意見が多く見られました。

2)環境の満足度

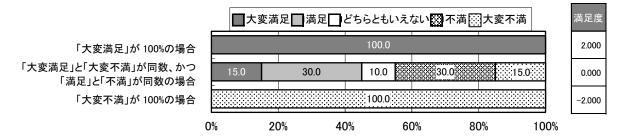
次の環境の現状について、どのように感じていますか(1つ)。



※満足度の算定方法

満足度= $\frac{\{2 \times \lceil 大変満足 \rfloor + 1 \times \lceil 満足 \rfloor + 0 \times \lceil \textit{どちらともいえない} \rfloor + (-1) \times \lceil 不満 \rfloor + (-2) \times \lceil 大変不満 \rfloor\}}{$ 総回答数ー無回答

(補足) -2≦満足度≦2 の範囲で値が大きいほど、満足度が高くなります。



【結果の整理】

「緑とのふれあい」における満足度が最も高く、56.9%の市民が「大変満足」・「満足」と回答しています。以下、「水辺とのふれあい」が46.6%、「まち並みや景観」が40.7%、「歴史資料や文化財とのふれあい」が25.7%、「環境学習の機会」が14.8%でした。

3. 環境マスタープラン*の目標への達成状況

環境マスタープランでは5つの基本目標と、基本目標ごとに3つの達成目標を設定しています。下記の表では、達成目標に対する進捗状況を記載しています(年度の記載がない基準年度は2010年度、目標年度は2021年度です)。

2012 年度からの 10 年間の計画である環境マスタープランは、2016 年度で前期の 5 年間 (2012 年度~2016 年度) が終了し、2017 年度からの5年間 (2017 年度 ~2021 年度) は「後期アクションプラン」の実施期間として、2021 年度の達成目標の実現を目指していきます。

基本目標1 地域で取り組む地球温暖化*の防止

~低炭素社会を目指すまちづくり~

| 基準年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 目標年度 |
|---|---|----------------------|----------------------|----------------------|------------|----------------------|
| ①市民一人あたりの二酸化炭素*排出量(2010年度、3.8 t -CO ₂ */人)の 10%削減を目指します。 | | | | | | |
| 3.8 | 4.04 | 3.89 | 3.91 | 3.90 | 集計中 | 3.42 |
| t-CO ₂ /人 | t-CO ₂ /人 | t-CO ₂ /人 | t-CO ₂ /人 | t-CO ₂ /人 | 未可宁 | t-CO ₂ /人 |
| ②再生可能工 | ネルギー*の市内 | エネルギー消費 | 量に対する割合 | 30.3% (2010 | O 年度、0.05% | る) を目指しま |
| す。※下段は、 | 鄒内における再生可 | 能エネルギーによる | 3電力利用割合 | | | |
| 0.05% | 0.14% | 0.15% | 0.16% | _ | _ | 0.3% |
| _ | 8.7% | 11.1% | 12.1% | 14.1% | 集計中 | 30% (2030年度) |
| ③マイカーの(| ③マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車、電車、バスを利用する市民の割合(2011年度、 | | | | | |
| 37.1%) の 10 ポイント増の 47.1%を目指します。 | | | | | | |
| 37.1% (2011 年度) | 33.7% | 33.6% | 31.2% | 29.2% | 26.4% | 47.1% |

②市内のエネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合は、2016年度まで実施していた設置補助事業による導入設備を対象としていたため、事業が完了した2017年度以降は、都内の状況(東京都環境局公表)を参考として記載します。

基本目標2 自然環境と歴史的文化的環境*の保全

~水とみどりと生き物を守り育むまちづくり~

| 基準年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 目標年度 |
|---|--|-----------|---------|--------|--------|----------------|
| ①市域面積に占める安定的に確保された緑地*の割合(2010年度、28.9%)を 2020年度までに 概ね 30.0%確保することを目指します。 | | | | | | |
| 28.9% | 28.8% | 28.6% | 28.7% | 28.8% | 28.7% | 30.0% (2020年度) |
| ②町田市内で | ②町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて満足している市民の割合(2011 | | | | | |
| 年度、39.8% | るの10ポイ | ント増の 49.8 | %を目指します | す。 | | |
| 39.8% (2011 年度) | 43.3% | 43.3% | 44.3% | 42.7% | 46.6% | 49.8% |
| ③生きものに関心のある市民の割合 40% (2013 年度、31.3%) を目指します。 | | | | | | |
| 31.3% (2013年度) | 15.5% | 28.1% | 27.8% | 37.4% | 37.5% | 40.0% |

基本目標3 持続可能な循環型社会*の構築

~ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

| 基準年度 | 2014 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 目標年度 |
|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|
| ①ごみとして処理する量(2009 年度、9 万 9 千 t)を 40%削減し、2020 年度に 6 万 t にします。 | | | | | | |
| 9万9千t (2009年度) | 98,671 t | 97,553 t | 94,880 t | 92,894 t | 91,789 t | 60,000t (2020年度) |
| | ②一人一日あたりの総ごみ量(2010 年度、842g/人・日)を、2020 年までに 782g/人・日に削減することを目指します。 | | | | | |
| 842.0 g/人•日 | 819.3 g/人·日 | 806.3 g/人·日 | 787.8 g/人•日 | 769.7 g/人•日 | 757.8 g/人•日 | 782.0 g/人•日 (2020年度) |
| ③資源化率*(2010年度、26.7%)を、2020年度までに54%まで高めることを目指します。 | | | | | | |
| 26.7% | 25.4% | 25.7% | 26.1% | 25.8% | 25.5% | 54.0% (2020年度) |

①のごみとして処理する量は、全ごみ量から資源として集めた量を除いたもの。②のごみとして処理する量は、全ごみ量。

基本目標4 良好な生活環境の創造

~安全で快適な暮らしを実現するまちづくり~

| 基準年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 目標年度 |
|--|--------------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------|--------------|
| ①大気に関するすべての項目での環境基準*の達成を目指します。 | | | | | | |
| 対象:: | SO2(二酸化硫) | 黄)*、NO ₂ (二 | .酸化窒素)*、S | PM(浮遊粒子) | 犬物質)* | |
| SO ₂ ,NO ₂ , | $SO_2,NO_2,$ | $SO_2,NO_2,$ | SO ₂ ,NO ₂ , | SO ₂ ,NO ₂ , | | 全項目 |
| SPM | SPM | SPM | SPM | SPM | 集計中 | 基準達成 |
| 基準達成 | 基準達成 | 基準達成 | 基準達成 | 基準達成 | | 基华连 风 |
| ②鶴見川、 | 境川、恩田川の | 町田市域の水質に | こ関するすべての | の項目での環境基 | 基準の達成を目指 | 旨します。 |
| 対象: | pH(水素イオ | ン濃度)*、BO[| O(生物化学的配 | 赏素要求量)*、5 | S(浮遊物質量) |) *, |
| | DO(溶存酸素 | 量)* | | | | |
| 恩田川の | 3 河川のpH、 | 3 河川のpH | 境川、恩田川 | 3 河川のpH | HgのIII原 S | 全項目 |
| pH 以外 | 鶴見川の BOD | 以外基準達成 | のpH以外 | 以外基準達成 | 以外基準達成 | 基準達成 |
| 基準達成 | 以外基準達成 | 以外至华建队 | 基準達成 | 以外至华廷队 | 以外至华廷队 | 至华廷风 |
| ③居住地の周辺環境について満足している市民の割合(2011年度62.7%)の5ポイント増の67.7% | | | | | | |
| を目指します。 | | | | | | |
| 62.7% | 66.3% | 66.5% | 67.3% | 62.5% | 65.4% | 67.7% |
| | | | | | | |

基本目標5 環境に配慮した生活スタイルの定着

~学び・協働で進めるまちづくり~

| 基準年度 | 2014 年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 目標年度 |
|---|---------|----------|-----------|---------|--------|-------|
| ①環境に配慮した行動を行っている市民の割合(2011年度、40.7%)の10ポイント増の50.7% | | | | | | |
| を目指します。 |) | | | | | |
| 40.7% (2011 年度) | 39.8% | 39.7% | 38.6% | 37.9% | 37.5% | 50.7% |
| ②市内の小中等 | 学校での環境教 | 育*や環境配慮* | ラ動の 100%実 | 施を目指します | す。 | |
| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ③環境学習*や環境に関するイベント等に積極的(いつも・ときどき)に参加する市民の割合(2011 | | | | | | |
| 年度、10.6%)の 7 ポイント増の 17.6%を目指します。 | | | | | | |
| 10.6% (2011 年度) | 12.2% | 14.4% | 15.1% | 15.1% | 14.2% | 17.6% |

4. 基本目標に向けた事業の進捗状況

環境マスタープラン*の 2021 年度基本目標に向け、後期アクションプランに掲げた各事業の 進捗状況を示します。

4.1. 重点事業

◆基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化*の防止

~低炭素社会を目指すまちづくり~

| 事業名称 | 【1】「わたしのエコ宣言」による家庭で | の取り組み支援 | 【環境・自然共生課】 |
|-----------------|--|---------|------------|
| 事業概要 | ・市民に、地球温暖化防止のために日常生活の中で行う取り組みを宣言してもらい、参加状況から二酸化炭素*削減の合計量をホームページで公表し、参加者が効果を実感することにより更なる環境配慮*行動の推進につなげます。 | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・緑のカーテン*イベントやさんあーる広場 in シバヒロイベントなどに出展するこ | | |
| 目標 | わたしのエコ宣言参加者の増加 | | |
| 目標値 | 10,000人 | 基準年度値 | _ |
| 現状値 | 3,674 人 | 進捗度 | *** |

| 事業名称 | 【2】みどりのカーテン等の積極的な導入【環境・自然共生課】 | | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| 事業概要 | 市民団体「緑のカーテンプロジェクト」等と協働で、公共施設への緑のカーテン普 | | | | | |
| 于未颁女 | 及を図るとともに、家庭における緑のカーテン普及を推進します。 | | | | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・5月9日、つる性植物を育てる初心者向けの緑のカーテン育て方講習会を行い、市民 24 名の参加がありました。 ・5月12日13日には市庁舎前にてゴーヤの苗の配布を行い、842世帯、2,526苗を配布しました。また14日には下小山田苗圃にて、施設、団体向けに3,885苗配布しました。 ・7月に緑のカーテンの写真を広く募集し、応募された写真はホームページで公開しました。 | | | | | |
| 目標 | ①公共施設参加数の増加 ②市民向け苗の配布数の増加 | | | | | |
| 目標値 | ①300 施設(延べ数) ②10,000 苗 基準年度値 ①45 施設 ②8,000 苗 | | | | | |
| 現状値 | ① 87施設(延べ数) ②6,411 苗 進捗度 ★★★☆☆ | | | | | |

| 事業名称 | 【3】歩道の透水性舗装*の整備【道路整 | と備課 】 | |
|----------|--|--------------|---------------|
| 事業概要 | 雨水を浸透させることで地下水を保全し水循環の健全化を図るため、道路の新設や | | |
| 争未恢安 | 改良工事時に歩道の透水性舗装の整備を進めます。 | | |
| 2018 年度 | ・都計道3・4・34 号線(金森)道路築造工事及び南54 号線道路改良工事(その | | |
| 実施内容 | 2)を完了させ、予定通り透水性舗装 | をしました。 | |
| 目標 | 透水性舗装面積の増加 | | |
| 目標値 | 34,240 m ² | 基準年度値 | 25,958 m² |
| 現状値 | 33,190 m² | 進捗度 | ★★★★ ☆ |

注)「目標値」「基準年度値」について

特に年度標記がない限り、「目標値」は2021年度、「基準年度値」は2015年度の値。

注)「進捗度」について (★の数について)
★☆☆☆ 0・10% ★
★★★☆ 70・80・90% ★★☆☆☆ 20・30% ★★★★★ 達成 ★★★☆☆ 40.50.60%

| 事業名称 | 【4】路線バス利用環境整備【交通事業推進課】 | | | |
|---------|---|-------|-------|--|
| 事業概要 | 公共交通利用を促進するため、バス事業者及び関係機関との協議・調整を行い、路線バ | | | |
| 学未似女 | ^{未城安} スの乗り継ぎ拠点を整備し、乗り継ぎ拠点を活用したバス路線網の再編を行います。 | | | |
| | ・モノレール延伸を見据えたバス路線網再編に向けた調査検討を実施しました。また、 | | | |
| 2018 年度 | 神奈川中央交通と協定を締結し、共同検討をはじめました。 | | | |
| 実施内容 | ・モノレール延伸を見据えたバス路線網再編に向けた調査検討に合わせて、乗り継ぎ拠 | | | |
| | 点候補地における調査測量を実施しました。 | | | |
| 目標 | 既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了 | | | |
| 目標値 | 既存バス停を活用した乗り継ぎ拠点の整備完了 | 基準年度値 | 協議開始 | |
| 現状値 | • バス路線網再編の検討開始 | 進捗度 | *** | |
| 坑氷旭 | • 乗り継ぎ拠点候補地の測量調査実施 | 進抄反 | ***** | |

| 事業名称 | 【5】水素ステーション*の誘致【 環境・自然共生課 | | |
|---------|--|---------|----------|
| 事業概要 | 燃料電池自動車普及のため、水素ステーションの市内 | 内誘致に向けた | 取り組みを進めま |
| 于未加女 | す。 | | |
| 2018 年度 | ・市内の交通量が多い幹線道路沿いを中心にステーション適地の調査を行いました。 | | |
| 実施内容 | ・市内5~6箇所の誘致候補地を検討したものの決定に至りませんでした。 | | |
| 目標 | 水素ステーションの誘致 | | |
| 目標値 | 定置式または移動式1施設 | 基準年度値 | _ |
| 現状値 | 調査検討中 | 進捗度 | *** |

| 事業名称 | 【6】エコドライブ*の周知、普及・啓発の実施【環境 | 竟・自然共生課 | | |
|--|--|---------------|--------|--|
| 車茶福田 | 市域全体の温室効果ガス*排出量の多くを占める自動車からの排出削減のため、エコドラ | | | |
| ^{事未城安} イブの周知、普及・啓発を行い、エコドライブを推進します。 | | | | |
| 2018 年度 ・エコドライブガイドを環境月間やたまかんフェスタなどのイベントで市民に配布し | | | | |
| 宝梅内窓 しに。 | | | | |
| | ・ホームページを通じ、エコドライブの実践方法などを周知しました。 | | | |
| 目標 | エコドライブ実践者の割合の増加 | | | |
| 日標値 | エコドライブ実践者の割合 2015 年度比 | 基準年度値 | 42.8% | |
| | 10 ポイント増 | 坐年 千皮恒 | 42.070 | |
| 現状値 | 44.6% | 進捗度 | *** | |

| 事業名称 | 【7】特別緑地保全地区等の指定拡大【公園緑地課】 | | |
|---------|--|-------|------|
| 事業概要 | 二酸化炭素*の吸収源としてみどりを確保するため、特別緑地保全地区等の指定拡大を目 指します。 | | |
| 2018 年度 | ・山崎特別緑地保全地区の用地取得を完了しました。 | | |
| 実施内容 | | | |
| 目標 | 特別緑地保全地区の面積の増加 | | |
| 目標値 | 46.0ha | 基準年度値 | 43ha |
| 現状値 | 47.5ha | 進捗度 | **** |

◆基本目標2. 自然環境と歴史的文化的環境*の保全

~水とみどりと生き物を守り育むまちづくり~

| 事業名称 | 【8】都市計画公園の用地取得・整備【公園緑地課】 | | | |
|-----------------|--|-------|-----|--|
| 事業概要 | 市内のみどりの拠点となる都市公園として、町田薬師池公園四季彩の杜 西園・北 園、野津田公園、芹ヶ谷公園の整備を進めます。 | | | |
| 2018 年度 実施内容 | 薬師池公園 四季彩の杜は、工事2年目の西園及び1年目のウェルカムゲートの整備については、工事が完了しています。 野津田公園 拡張区域の実施設計は一部を残し概ね完了しています。観客席増設に伴う造成工事及び実施設計については、順調に進捗しています。 ・芹ヶ谷公園 1年目の整備工事及び、2年目の植生管理は完了しています。 | | | |
| 目標 | ・町田薬師池公園四季彩の杜 西園の整備完了・野津田公園、芹ヶ谷公園の一部整備完了 | | | |
| 目標値 | ・町田薬師池公園四季彩の杜 整備完了 西園(2019年度)・北園(2023年度) ※周辺施設を含めた新たな事業展開の検討のため、 北園の整備目標年度を修正(当初目標は2021年度) ・一部整備完了 野津田公園(2021年度)、芹ヶ谷公園(2019年度) | 基準年度値 | _ | |
| 現状値 | ・薬師池公園 西園(2/3)及びウエルカムゲート(1/2)の整備工事完了・野津田公園 拡張区域実施設計概ね完了・芹ヶ谷公園 整備工事(1/2)及び植生管理(2/3)完了 | 進捗度 | *** | |

| 事業名称 | 【9】水辺の魅力の発信【環境・自然共生課】【公園 |]緑地課】 | |
|------------------------------------|--|---------|----------|
| 事業概要 | 市民の水辺に対する関心を高め、水辺の保全・活用を | を進めるため、 | 水辺の魅力につ |
| 争耒ベ安 | いて情報発信を行います。 | | |
| | • ECO まちだ夏号と冬号で水辺の生きものを紹介しました。 | | |
| ・11 月3日に薬師池公園で、小学生以下を対象とした水辺の生きもの調 | | | |
| 0040 左座 | し、調査結果をホームページや生きもの共生フォー | -ラムのパネル | 展示で情報発信 |
| 2018 年度 | しました。 | | |
| 実施内容 | ホームページで水辺の生きものやその保全活動に | ついて情報発信 | 言しました。【環 |
| 境•自然共生課】 | | | |
| | ・市民に向けて自然観察会(植物、昆虫、野鳥)を行いました。【公園緑地課】 | | |
| 目標 | 情報発信回数の増加 | | |
| 目標値 | 20 🛮 | 基準年度値 | _ |
| 現状値 | 環境・自然共生課5回、公園緑地課15回 | 進捗度 | **** |

| 事業名称 | 【10】生物多様性*情報拠点機能の構築・充実【環境・自然共生課】 | | | |
|--|---|----------|------------|----|
| 事業概要 | 町田市の生物多様性に関する情報や資料の収集・ | ・発信の拠点(生 | E物多様性センター) | |
| 尹未恢女 | | | | |
| 2018 年度 | 2018 年度 ・ホームページを整理し、町田の生物多様性のページの利便性を図りました。 | | | |
| *既存の町田市通報アプリの中に、情報収集機能の一部として生きもの投稿コンンツを整備し、2019年4月から市民が利用できるようにしました。 | | | | |
| | | | | 目標 |
| 目標値 | 生物多様性情報拠点機能の整備・充実 | 基準年度値 | 内容方向性の検討 | |
| 現状値 | アプリの利用決定 | 進捗度 | *** | |

| 事業名称 | 【11】北部丘陵の整備 【農業振興課】 | | |
|-----------------|---|-------|------|
| 事業概要 | 北部丘陵が持つ資産を磨き、地域の価値を高めるため、手入れの届かない山林を再 生保全し、持続性のある仕組みをつくり、さらなる環境整備等を行います。 | | |
| 2018 年度 実施内容 | •活動団体と上小山田町田中谷戸*周辺のモデル地区において協定を締結し、新たに里山*保全活動を始めました。 | | |
| 目標 | 新たな取り組みにより維持管理や活用が図られた山林等の面積の増加 | | |
| 目標値 | 5,000 m² | 基準年度値 | _ |
| 現状値 | 19,108 m² | 進捗度 | **** |

| 事業名称 | 【12】遊休農地のあっせん【 農業振興課 】 | | | |
|--------------------------------------|--|---------|----------|--|
| 事業概要 休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで遊休農地の活用 | | | | |
| 于未城支 | 振興を行います。 | | | |
| | ・2回の農地バンク公開を実施し、2019年4月1日付けの農地の貸借が4件成立 | | | |
| | しました。 | | | |
| | ・意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に引き受 | けて農地の有効 | 利用を行う取り組 | |
| 2018 年度 | みを後押しするため、町田市農地再生事業を実施し、1件の農地整備の経費を補 | | | |
| 実施内容 | 助しました。 | | | |
| | ・青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るこ | | | |
| | 就農初期段階の青年就農者に対して町田市農業次世代人材投資資金(旧名:青年 | | | |
| | 就農給付金)を4名に交付しました。 | | | |
| 目標 | 農地あっせん面積の増加 | | | |
| 目標値 | 20.0ha | 基準年度値 | 14.3ha | |
| 現状値 | 16.4ha | 進捗度 | ★★★☆☆ | |

| 事業名称 | 【13】観光交流拠点を活用したイベントの実施【観光まちづくり課】 | | | |
|-----------------|--|-------|--------|--|
| 事業概要 | 観光交流拠点で実施するイベントを通じて、地域の歴史・自然・文化を情報発信するとともに、次世代への継承に寄与します。 | | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・今年度は、新規イベントを4回実施しました。そのうちの「夏休み工作教室」「夏 休み親子で農場体験と里山歩き」は、新たな来館者層として子育て世代をターゲットに実施しました。 | | | |
| 目標 | 小野路宿里山交流館での自然や歴史・文化に関するイベント実施回数の増加 | | | |
| 目標値 | 40回/年 | 基準年度値 | 32 回/年 | |
| 現状値 | 39 回/年 | 進捗度 | **** | |

◆基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築

~ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

| 事業名称 | 【14】 情報発信拠点としてのリサイクル*広場の活用【3R推進課】 | | | |
|---------|--|---------------------------------------|--------------------|--|
| 事業概要 | リサイクル広場を情報発信拠点と位 | 置づけ「地域」 | Jサイクル広場」を拡充・拡大し開 | |
| 争未恢安 | 催回数を増やす中で、効果的に様々 | な情報発信を | 行います。 | |
| | ・地域リサイクル広場等の開催にあ | ・地域リサイクル広場等の開催にあたり、町内会・自治会を通してチラシの配布・ | | |
| 2018 年度 | 回覧などを行いました。 | | | |
| 実施内容 | 実施内容 ・2018 年 12 月 15 日から、新たに子どもセンターばあんで移動リサイクル広場 を実施しています。 | | | |
| | | | | |
| 目標 | ①リサイクル広場開催箇所数の増加 ②リサイクル広場来場者数の増加 | | | |
| 日標値 | ①23ヶ所(2020年度) | 基準年度値 | ①17ヶ所(2014年度) | |
| 日际但 | ②36,000 人(2020 年度) | | ②30,000 人(2014 年度) | |
| 現状値 | ①24 ヶ所 | 進捗度 | **** | |
| 戏扒但 | ②31,329 人 | 上 | **** | |

| 事業名称 | 【15】ごみ減量に関する出前講座の充実【3R推進課】 | | | |
|-----------------|---|-------|----------------|--|
| 事業概要 | ごみの減量についての意識の向上を図るため、地域や学校、幼稚園などへのごみに ついての出前講座を継続して開催します。また、講座内容の充実を図ります。 | | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・幼稚園・保育園 64 回、学童保育クラブ 16 回、小学校 33 回、町内会・自治会等で 16 回実施し、幼稚園・保育園、小学校では保護者向けの手紙を渡すことで子育て世代の大人への啓発ができました。また新規で公開講座を9回実施しました。 | | | |
| 目標 | 出前講座実施回数の増加 | | | |
| 目標値 | 150回/年(2020年度) | 基準年度値 | 104回/年(2014年度) | |
| 現状値 | 138 回/年 | 進捗度 | *** | |

| 事業名称 | 【16】食品ロス*の啓発等、各種キャンペーンの実施【3R推進課】 | | | |
|-----------------------------------|--|------------|-----------------|--|
| 事業概要 | ごみの発生抑制*を図るため、全国的な食品ロスの状況や町田市のごみの現状につい | | | |
| 尹未恢安 | て各種機会を通じて伝えることで「も | ったいない意記 | 哉」を啓発します。 | |
| | 市施設でのサイズダウンチャレンジ | (19回)、水 | 切りキャンペーン(12 回)を | |
| | 実施しました。 | | | |
| | 「今が食べごろめしあがれキャンペ | ーン」を市内 o | Dスーパー店頭で実施しました | |
| | (50)。 | | | |
| •「食育×食品ロスクイズラリー」をアメリア町田根岸ショッピングセン | | | | |
| 2018 年度 | しました(1回)。 | | | |
| 実施内容 | 食品ロス削減をテーマにした展示を | | (防災フェア・学校給食展の2 | |
| | 回)。使い切り料理教室を実施しまり | | | |
| | ・年末年始宴会食べきりキャンペーンを実施しました(2018 年 12 月1日から | | | |
| | 2019年1月31日まで)。 | | | |
| | ・食品衛生講習会において食品ロス削減PRを実施しました(12回)。 | | | |
| | ・町田食品衛生協会の定例会(11月)で食品ロス削減啓発を行いました。 | | | |
| 目標 | キャンペーンの実施回数の増加 | | | |
| 目標値 | 20回/年(2020年度) | 基準年度値 | 12回/年(2014年度) | |
| 現状値 | 55 回/年 | 進捗度 | **** | |

| 事業名称 | 【17】事業所向けの情報提供の実施【3 | BR推進課】 | | |
|-----------------|--|---------|----------|--|
| 事業概要 | 丁寧できめ細かな情報提供のために「ごみ排出事業所」向けの説明会を実施するとともに、廃棄物の基本情報から事業コスト軽減に役立つ情報等を併せた、適正処理ルールブックを作成し、戸別訪問での啓発活動を実施します。 | | | |
| 2018 年度 実施内容 | 排出事業者向けの説明会を2回実施しました(一般事業者向け、新任廃棄物管理責任者向け、各1回)。 紙ごみ受け入れ施設については、先進市での取り組み等について、担当職員を訪問しヒアリングを行いました。 58件の大規模事業所に対し、訪問指導を実施しました。 少量排出事業者の登録時の指導等、合計 135件の中小事業所への訪問指導を実施しました。 | | | |
| 目標 | ①説明会開催回数 ②市内事業所への | 訪問件数の増加 | 0 | |
| 目標値 | ①1回/年(2020年度) ②190件/年(2020年度) | 基準年度値 | ①— ②— | |
| 現状値 | ①2回/年 ②193件/年 | 進捗度 | **** | |

| 事業名称 | 【18】生ごみ処理機の導入促進 【3R推進課 】 | | | |
|---|--|----------|-------------------|--|
| 事業概要 | 生ごみの資源化を進めてごみの発生抑制 | 制*を図るため、 | たい肥化容器や生ごみ処理機 | |
| 尹未恢女 | の購入補助制度などを活用し、生ごみ | 自家処理の普及 | を進めます。 | |
| | ・ダンボールコンポストについては、4月から9月まで市民向け新規講習会を 12 | | | |
| 2018 年度 回開催し 146 名の参加がありました。また、町内会・自治会向け講習会で 1877 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | |
| 実施内容 | 開催し31名が参加したほか、学童向け講習会を5回開催しました。 | | | |
| 大地内台 | ・家庭用生ごみ処理機については、139 名の方が補助制度を利用しました。 | | | |
| | ・大型生ごみ処理機については、新たな設置をすることはできませんでした。 | | | |
| 目標 | 生ごみ自家処理世帯数の増加 | | | |
| 目標値 | 14,981 世帯(2020 年度) | 基準年度値 | 1,831 世帯(2014 年度) | |
| 現状値 | 3,222 世帯 | 進捗度 | *** | |

| 事業名称 | 【19】ごみ・資源の新たな効果的な収集方法の検討【3R推進課】 | | |
|-----------------|---|-------|-----|
| 事業概要 | 新たなごみの資源化施設の稼動により収集品目(容器包装プラスチック)が増え、 またごみの資源化施設が分散(3ヶ所)するため、稼動時期に合わせた収集方法等 を検討します。 | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・2020 年度からの収集体制の変更について、6月に方針を決定しました。 ・2020 年度からの収集体制の変更に向けて、収集ルートや車両台数等の検討を行いました。 | | |
| 目標 | 効果的な収集方法の確立 | | |
| 目標値 | 効果的な収集方法の確立(2025 年度) | 基準年度値 | _ |
| 現状値 | 収集方法を検討中 | 進捗度 | *** |

| 事業名称 | 【20】熱回収施設等の整備 【循環 類 | 业施設整備課 】 | | | |
|-----------------|---|-----------------|-------------------------------|--|--|
| 事業概要 | ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、町田リサイクル*文化センター敷地内に熱回収施設等(焼却施設、バイオガス*化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の整備を進めます。 | | | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・第 1 期工事である、旧花の家の解体及び旧管理棟の解体、造成工事が完了しました。 ・8 月末に建設工事に着手しました。 ・地区連絡会を 4 回実施し、地元住民との調整を継続しています。 | | | | |
| 目標 | 熱回収施設等の整備、稼動開始 | | | | |
| 目標値 | 稼動開始 | 基準年度値 | 事業者候補者選考委員会の開 催、整備運営事業者の選定 | | |
| 現状値 | 第 1 期工事の完了 第 2 期工事進行中 | 進捗度 | *** | | |

| 事業名称 | 【21】資源ごみ処理施設の整備【循環型施設整備課】 | | | | | |
|-----------------|---|-------|--------------------------|--|--|--|
| 事業概要 | ごみの減量と資源化を進めるため、市民協働により策定した「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、相原地区、上小山田地区に容器包装プラスチックやビン・カン、ペットボトル等を資源化する施設の整備を進めます。 | | | | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・用地取得に向けて、関係者との調整を行いました。【相原】 ・地区連絡会を開催し、施設建設に関する協議を進めました。【相原、上小山田】 | | | | | |
| 目標 | ①資源ごみ処理施設(相原)の整備、稼動開始 ②資源ごみ処理施設(上小山田)の整備、稼動開始 | | | | | |
| 目標値 | ①稼動開始(2025年度) ②稼動開始(2027年度) ※2018年3月に稼働開始目標年 度の見直しを行いました(当初目 標は2020年度)。 | 基準年度値 | ①要求水準書案の作成準備 ②施設計画等検討 | | | |
| 現状値 | 関係者等と調整中 | 進捗度 | **** | | | |

◆基本目標4. 良好な生活環境の創造

~安全で快適な暮らしを実現するまちづくり~

| 事業名称 | 【22】自転車利用環境の整備 【道路 i | 政策課】【道路 | 整備課】 | | |
|-----------------|--|---------|----------------|--|--|
| 事業概要 | 大気汚染物質を排出しない自転車の利 めます。 | 川を進めるた | め、自転車走行空間の整備を進 | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・都計道3・4・34号線(金森)、忠生943・町田623号線の自転車走行空間整備工事が完了しました。 ・次期自転車レーン設置個所(町田95号線・749号線)の検討及び警視庁協議を進めました。【道路政策課】 ・都計道3・4・34号線(金森)、忠生943・町田623号線の自転車走行空間整備工事が完了しました。【道路整備課】 | | | | |
| 目標 | 自転車走行空間整備延長 | | | | |
| 目標値 | 3.03km | 基準年度値 | 1.37km(2016年度) | | |
| 現状値 | 2.61km | 進捗度 | ★★★★ ☆ | | |

| 事業名称 | 【23】下水道未整備箇所の汚水管整備の推進【 下水道整備課 】 | | | | |
|---------|---|-------|-------|--|--|
| 事業概要 | 汚水を適正に処理し、河川水質の向上を図るため、下水道未整備箇所の下水道の整備を推進します。 | | | | |
| 2018 年度 | ・公共下水道下小山田町汚水枝線工事のほか 7 案件の汚水枝線工事を実施しまし | | | | |
| 実施内容 | た。 | | | | |
| 目標 | 下水道人口普及率の増加 | | | | |
| 目標値 | 99.0% | 基準年度値 | 98.5% | | |
| 現状値 | 98.8% | 進捗度 | *** | | |

| 事業名称 | 【24】下水処理水の水質向上【水再生センター】 | | | | |
|---------|---|---------|-----------|------|--|
| 事業概要 | 下水処理場(鶴見川クリーンセンター)・ | への高度処理が | 施設の増設により、 | 下水処理 | |
| 尹耒城女 | 水の水質向上を図ります。 | | | | |
| | 鶴見川クリーンセンターにおいて増設。 | 工事が予定通り | り完了し、高度処理 | 現有能力 | |
| 2018 年度 | は2池分となりました。また、流入負荷変動を把握することで、工事期間および | | | | |
| 実施内容 | 試運転期間中も安定した水質を確保しました。 | | | | |
| | ・成瀬クリーンセンターにおいて段階的高度処理を 2 池導入し、その能力を含む高 | | | | |
| | 度処理現有能力は前年度より増加しま | した。 | | | |
| 目標 | 高度処理化率の増加(段階的高度処理を含む) | | | | |
| 目標値 | 20.6% | 基準年度値 | 9.8% | | |
| 現状値 | 25.9% | 進捗度 | **** | * | |

| 事業名称 | 【25】有害化学物質*の適正管理・処理の指導【環境保全課】 | | | | |
|---------|---|--------|---------------|--|--|
| 事業概要 | 有害物質使用特定事業場からの土壌・地 | 下水汚染を未 | 然に防止するため、継続的に | | |
| 争未恢安 | 指導を行い、事業者に適正な有害物質の | 管理・使用を | 足します。 | | |
| | ・昨年度までの立入指導結果を踏まえ、 | 立入計画を立 | 案しました。 | | |
| 2018 年度 | ・立入計画に挙げていた事業場と今年度から対象となった事業場等合わせて 23 件 | | | | |
| 2010 年度 | の事業場に対し立入を行い、有害物質使用特定施設及びその付帯設備の構造基準 | | | | |
| 大地四台 | や使用方法に関して指導しました。また、必要な届出が提出されていない事業場 | | | | |
| | に対して届出指導を行い、提出を促し | ました。 | | | |
| 目標 | 全対象事業場 57 箇所(2016 年 3 月 31 日時点)への継続監視 | | | | |
| 目標値 | 20件/年 | 基準年度値 | _ | | |
| 現状値 | 23 件/年 | 進捗度 | **** | | |

| 事業名称 | 【26】生活風景宣言等による良好な景観づくり【地区街づくり課】 | | | | |
|-----------------|---|-------|-------|--|--|
| 事業概要 | 景観という言葉の浸透を目指し、身近な取り組みで「まちの美化」につながる取り 組みを宣言してもらう「生活風景宣言」を制度として推進していきます。意識の高 まりに合わせて、景観協定の締結や地域景観資源の登録につなげていきます。 | | | | |
| 2018 年度 実施内容 | 生活風景宣言の登録制度について検討を行い、周知のための準備を行いました。町田市住みよい街づくり条例に基づき登録されている地区街づくり団体の関係者に声掛けを行いました。 | | | | |
| 目標 | 「生活風景宣言」件数の増加 | | | | |
| 目標値 | 5件(2020年度) | 基準年度値 | _ | | |
| 現状値 | 〇件 | 進捗度 | ★☆☆☆☆ | | |

◆基本目標 5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

~学び・協働で進めるまちづくり~

| 事業名称 | 【27】環境副読本を活用した環境学 | 習*の実施【指 | 導課】【環境政策課 】 | |
|--|---|---------|--------------------|--|
| 事業概要 市内公立小学校の授業や自宅学習で「環境副読本」を活用し、環境問題への調 高めるとともに、町田市の環境についても考える機会を提供します。 | | | | |
| | | | | |
| | • 環境広報紙 ECO まちだで環境副説 | | | |
| | ・12 月に活用状況を確認するアング | | | |
| | 進課が行う「ごみと環境の出前講座 | 🖺 の事前・事 | 後学習で使用したという事例が | |
| 2018 年度 | 多かったため、引き続き 2019 年 | F度も3R推進 | 課が行う「ごみと環境の出前講 | |
| 実施内容 | 座」で環境副読本を紹介することを | き調整しました | 。さらに環境・自然共生課が行 | |
| | う「水素自動車と環境の出前講座」でも環境副読本を活用することを調整し、こ | | | |
| | れらの内容を 3 月の校長会で活用事例の紹介とともに報告し、2019 年度の更 | | | |
| | なる活用を依頼しました。 | | | |
| 目標 | 環境副読本の市内公立全小学校での活用 | | | |
| 目標値 | 市内公立全小学校 42 校 | 基準年度値 | _ | |
| 現状値 | 38 校 | 進捗度 | **** | |

| 事業名称 | 【28】子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施【環境・自然共生課】 | | | | | |
|---------|--|-------------|------------------|--|--|--|
| 事業概要 | 子どもへの環境学習を進めるため、環境に関する実験や体験を重視した子ども向け | | | | | |
| 子术M文 | 環境講座のプログラムを企画・実施し | 、学習機会の | 充実を図ります。 | | | |
| | ・水素の実験による子ども向け環境学 | 習講座を実施 | し、親子42人が参加しました。 | | | |
| | ライトダウン関連紙芝居では公立係 | 発育園3園で開 | 間催したほか、星空観望会では親 | | | |
| | 子 48 人が参加しました。 | | | | | |
| | セミの鳴き声やぬけがらを見分ける | るセミナーを実 | 施し、子ども 24 人が参加しま | | | |
| 0040 Æ | した。 | | | | | |
| 2018 年度 | ・セミの鳴き声調査を実施し、子ども 178 人が参加しました。 | | | | | |
| 実施内容 | ・薬師池公園で水辺の生きもの調査を | 宇施し、親子 | 23 人が参加しました。 | | | |
| | 新たな取り組みとして、燃料電池自動車を使った環境出前講座を小中学校3校で | | | | | |
| | 実施しました。 | | | | | |
| | ・新たな取り組みとして、子どもセンター4館で地球温暖化*や生物について学べる | | | | | |
| | 新たなプログラムを実施し、297. | 人が参加しまし | <i>」</i> た。 | | | |
| 目標 | 新たなプログラムの企画・実施による | 環境学習の充 | 実 | | | |
| 口抽店 | 新たなプログラムの企画・ | 甘淮仁庄店 | 既存プログラムの改善 | | | |
| 目標値 | 実施による環境学習の充実 | 基準年度値 | 新規プログラムの実施 | | | |
| 1月147/店 | 既存プログラムの改善 | 准 性度 | *** | | | |
| 現状値 | 新規プログラムの実施 | 進捗度 | **** | | | |

| 事業名称 | 【29】まちだエコ宣言制度の推進【 | 環境•自然共生 | 上課】 | | |
|-----------------|---|---------|------------|--|--|
| 事業概要 | 事業者と市の協働による環境配慮*活動の推進に向け、自主的に環境配慮活動(エコ活動)を行っている事業者がその取り組み内容を宣言(エコ宣言)し、市に登録します。市は、その取り組み内容を市民や他の事業者に広く PR し、更なる環境配慮型の事業活動及び消費活動を促進します。 | | | | |
| 2018 年度 実施内容 | ・環境白書*や ECO まちだで取り組みのようすを紹介しました。 ・エコ宣言参加事業者に年度末に活動報告を提出してもらい、それぞれの活動報告をまとめ、ホームページで紹介しました。 | | | | |
| 目標 | まちだエコ宣言制度への参加事業者数の増加 | | | | |
| 目標値 | 100 店•事業所 | 基準年度値 | 67 店 • 事業所 | | |
| 現状値 | 60 店•事業所 | 進捗度 | *** | | |

| 事業名称 | 【30】ホームページの充実による情報集約・発信【項 | 環境政策課】 | |
|-------------|--------------------------------------|-----------|---------|
| 事業概要 | | 収集・発信を強 | |
| 3 717177027 | 化します。また、分野別・年代別など、わかりやすい | | |
| 2018 年度 | •「まちだのエコページ」を見直し、新たに作成した学 | 習一覧を公開 | した他、部全体 |
| 2010 年度 | のホームページも改善しました。また、インスタグラムを使用した情報発信の試 | | |
| 关心内台 | 行を開始しました。 | | |
| 目標 | ①エコページへのアクセス数の増加 ②分野別・年 | 代別環境学習 | *一覧の作成 |
| 目標値 | ①8,000件 | 基準年度値 | ①3,987件 |
| 日保旭 | ②環境学習一覧の作成(2018年度) | 基华斗及他 | ② - |
| 現状値 | ①4,555件 ②環境学習一覧の作成 | 進捗度 | *** |

| 事業名称 | 【31】ごみ減量サポーターの地域活動支援【3R推進 | É課 】 | |
|----------|---|-------------|---------|
| | 町内会・自治会で、出前講座やリサイクル*広場、ダン | ボールコンポ | スト説明会等を |
| 事業概要 | 開催するなど、「ごみ減量サポーター」がそれぞれの地 | 対で、ごみ減 | 量をすすめ、地 |
| | 域で活躍する取り組みを支援します。 | | |
| | ごみ減量サポーターが主体となって地域リサイクル | 広場を開催し | た団体数は、9 |
| 2018 年度 | 団体から6団体に減少しました。また、ごみ減量サポーターが主体となって出前 | | |
| 実施内容 | 講座を開催した団体数は、11 団体から 14 団体には | | |
| | ・市主催のごみ減量サポーター向け研修会(11 月) | とごみ減量サ | ポーター向け施 |
| | 設見学会をそれぞれ1回実施しました。 | | |
| 目標 | ごみ減量サポーターが主体となり、出前講座やリサイ | クル広場の開 | 催、大型生ごみ |
| 日信 | 処理機導入を行う団体数の増加 | | |
| 目標値 | 10 団体/年 | 基準年度値 | _ |
| 現状値 | 20 団体/年 | 進捗度 | **** |

4.2. その他の施策

◆基本目標1. 地域で取り組む地球温暖化*の防止

~低炭素社会を目指すまちづくり~

(1)地球温暖化防止の意識の浸透を図り、取り組みを促します

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 | |
|--|--|----|--|
| ①地球温暖化対策の取り組みの | ①地球温暖化対策の取り組みの情報を分かりやすく発信します | | |
| パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取り組みや助成制度等の情報提供 | ECO まちだで市民と事業者向けのエコ宣言などの呼びかけ、取り組みの紹介を行いました。 ホームページでは国や都で実施されている助成制度などの情報提供を行いました。 ゴーヤ等のつる性植物配布イベントで「わたしのエコ宣言」を広く市民に呼びかけ、多くの市民にエコ宣言していただきました。 市のホームページに宣言状況を掲載し、二酸化炭素*削減量を算出し公開しました。【環境・自然共生課】 | 0 | |
| 地球温暖化対策の具体的な取り組みの周知 | 広報まちだや ECO まちだ、ホームページ、イベントなどで情報提供を 行いました。【環境・自然共生課】 | 0 | |
| ②温室効果ガス*排出量やエネリ | レギー使用量の「見える化」を進めます | | |
| 市の施設からの温室効果ガス 排出量、エネルギー使用量の 公表 | •2017年度の市役所及び市域全体の温室効果ガス排出量を取りまとめ、12月に「町田市環境白書*2018」を発行しました。また、市のホームページでも公表しました。【環境政策課】 | 0 | |
| 家庭でのエネルギー使用量を 測定するための「省エネナビ」 等の貸し出しの実施 | ・環境広報紙 ECO まちだに記事を掲載し、ホームページ更新などを行い 省エネナビ利用を呼びかけた結果、15 件の申込みがあり貸出数の増加 につながりました。【環境・自然共生課】 | 0 | |
| エネルギー使用測定のための ツールやアプリに関する情報 の収集・提供 | 国や他自治体、企業等のホームページや関係機関誌などから情報収集を 行いました。【環境・自然共生課】 | 0 | |
| ③地域や市民の地球温暖化対策の取り組みを促進するための仕組みを運用します | | | |
| →重点事業1(「わたしのエコ宣言」による家庭での取り組み支援) P24 参照 | | | |

(2) 持続可能なエネルギー利用への転換を図ります

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---------------------------------|---|----|
| ①公共施設における取り組みを | 進めます | |
| 公共施設への再生可能エネル ギー*・省エネ機器の導入推進 | LED*照明、省エネタイプの空調機器については、町田市立陸上競技場 観客席増設実施設計業務、温浴施設整備工事基本設計業務等全ての設計 業務委託にて盛り込むことができました。温浴施設整備における再生可能エネルギーの導入については、熱回収施 設からの蒸気供給については採用しました。【営繕課】 | 0 |
| | • 町田第六小学校の節水型トイレやセンサー照明の改修工事に着手しました。 「施設課」 | 0 |
| ごみの資源化施設への再生可 能エネルギーの導入推進 | 要求水準書作成の基本となる事業コンセプトの検討を行いました。【循 環型施設整備課】 | Δ |
| 未利用エネルギーの活用 | ・汚泥処理基本設計ではバイオマス発電設備の導入検討の他に、革新的技術となる焼却炉廃熱発電設備の導入検討を行うことができました。・下水熱利用システムおよび太陽光発電*については、導入効果が高い結果とはなりませんでした【水再生センター】 | 0 |
| 街路灯・園内灯の省エネ化 | ・民間業者とリース契約を締結し、LED 化に向けて街路灯の現状調査を開始しました。【道路維持課】 | 0 |
| N. Forther | ・LED 更新に伴い民間事業者と賃貸借契約を締結し、保守管理システムの 構築を完了しました。【公園緑地課】 | 0 |

注)「評価」について ②:予定以上に実施できた O:予定どおりに実施できた Δ:あまり予定通りに実施できなかった ×:まったく予定通りに実施できなかった -:取り組みなし(目標達成済み又は終了した事業)

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|----------------|---|-------------|
| 市庁舎の屋上緑化*・壁面緑化 | ・低木及び多年草をボランティアと一緒に支援事業者の指導を受けて、一年を通じ育てることができました。【 市有財産活用課 】 | 0 |
| →重点事業2(みどりのカーテ | ン等の積極的な導入) P24 参照 | |
| ②家庭における取り組みを促進 | します | |
| 市民を対象とした住宅用太陽 | ・ 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行い | |
| 光発電*システムをはじめと | ました。 【環境・自然共生課】 | 0 |
| する省エネ機器の情報提供に | | O |
| よる普及促進 | | |
| 家庭への省エネ機器等の導入 | ・ 東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページで行い | 0 |
| 支援の検討、情報提供 | ました。 【環境・自然共生課】 | O |
| →重点事業2(みどりのカーテ | ン等の積極的な導入) P24 参照 | |
| ③事業活動における取り組みを | 促進します | |
| 事業活動における省エネの促 | ・東京都・国による支援事業や省エネ機器の紹介を市ホームページや環境 | 0 |
| 進のための情報提供 | 広報紙 ECO まちだで行いました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| まちだエコ宣言制度の推進 | ・環境白書*において、登録事業者の取り組み紹介を行い、登録することに | |
| | よるメリットを生み出し、次年度のベース作りを継続して行いました。 | \triangle |
| | 【環境・自然共生課】 | |
| 商店街街路灯のLED化推進 | ・ 商店会から問い合わせがあった際には、補助制度についての説明を行い | |
| | ました。また、商店会向けに補助制度についての説明会を開催しました。 | 0 |
| | 【産業政策課】 | |
| 事業活動における再生可能工 | 町田市中小企業融資制度において環境改善整備資金のメニューを設け、 | |
| ネルギー*の導入、省エネ促進 | 取扱金融機関等と連携し、事業者から求めがあった際にはメニュー内容 | |
| のための融資に係る利子の一 | についての説明を行いました。 | 0 |
| 部補助 | ・取扱金融機関の担当者向けに、制度についての説明会を開催しました。 | |
| | 【産業政策課】 | |

(3)地球温暖化*防止に貢献するまちづくりを進めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 | |
|------------------|---|----|--|
| ①町田市全体で取り組む、地球 | ①町田市全体で取り組む、地球温暖化防止行動を進めます | | |
| →重点事業3 (歩道の透水性舗 | 装の整備) P24 参照 | | |
| 町田市のエネルギー利用の現 | ・ 夏季に水素エネルギーに関する夏休み環境学習*、また星空観望会や講 | | |
| 状や、地球温暖化に関する学習 | 演会を実施し、主に小中学生を対象にした学習機会を提供しました。【環 | 0 | |
| 機会の提供 | 境•自然共生課】 | | |
| ライトダウン等節電意識向上 | ・環境省「ライトダウン 2018」 において市職員等に呼びかけ、 節電意識 | | |
| のためのキャンペーンの実施 | の向上を図ることができました。 | 0 | |
| | ・2018 年度も相模原市、各団体との連携や調整が順調に進み、充実し | 0 | |
| | た事業とすることができました。 【環境・自然共生課】 | | |
| ②自動車利用を控え、公共交通 | 利用を進めます【(4-[1]-③)で再掲】 | | |
| →重点事業4(路線バス利用環境 | 竟整備) P25 参照 | | |
| 地域コミュニティバス等の運 | ・ 相原地区において、タクシー車両を用いた小型乗合交通の第2回実証実 | | |
| 行 | 験運行を実施しました(2019年9月まで) | 0 | |
| | ・ 新規3地区(つくし野・本町田・成瀬北)において、小型乗合交通の導 | • | |
| | 入に向けた関係機関との協議・調整を実施しました。 【交通事業推進課】 | | |
| 市が開催するイベント時の公 | ・ 緑のカーテン*イベントやセミ・セミナーなどの催しで公共交通機関の | 0 | |
| 共交通利用の推進 | 利用を呼びかけました。 【環境・自然共生課】 | 0 | |
| ③低公害車*の普及促進等を図り | ます【(4-[1]-④) で再掲】 | | |
| →重点事業5(水素ステーショ) | ンの誘致) P25 参照 | | |
| →重点事業 6(エコドライブ*の | 周知、普及・啓発の実施) P25 参照 | | |
| 次世代自動車等の低公害車の | ・ 電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池自動車の展示や、低 | | |
| 普及促進 | 公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公 | 0 | |
| | 開などにより、普及啓発を行いました。 【環境・自然共生課】 | | |
| 低公害車 [天然ガス自動車・ハ | ・ 旧環境基準の業務用車両8台を、現行基準に適合した車両に買い替え、 | | |
| イブリッド車・電気自動車等] | 環境配慮*車両比率を向上させました。また、その内2台はハイブリッ | 0 | |
| の公用車としての導入検討・実 | ド車を導入しました。 【市有財産活用課】 | 9 | |
| 施 | | | |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|---|----|
| ④自転車利用環境の整備を進め | ります【(4-[1]-⑤)で再掲】 | |
| 自転車走行空間の検討・整備 | ・自転車レーンを設置(L=940m)し、次期自転車レーン設置個所の検討及び警視庁協議を行いました。【道路政策課】 | 0 |
| | ・ 自転車レーンを設置(L=940m)しました。 【道路整備課】 | 0 |
| 自転車駐車場の整備 | ・自転車駐車場の建て替え等を含めた更新・運営方針を策定しました。 【道 路管理課】 | 0 |
| 市職員の近隣移動時の自転 車利用の推進 | ・全庁掲示板を通じ、職員に自転車利用を促進しました。 【環境・自然共生課】 | Δ |
| | ・8月に電動自転車置き場に、自転車利用のルールとマナーについての掲示を設置しました。また、10月に職員に対して自転車利用の促進を図るように通知しました。【市有財産活用課】 | 0 |
| ⑤町田の農産物の地産地消を抽 | 進進します【(2-[4]-⑤)で再掲】 | |
| 学校給食での地場産農産物 の利用推進 | ・小学校給食へ地場産農産物を提供した農家に対して補助を行いました。 全小学校で新規にまち☆ベジメニューの日を2回実施しました。【農業振興課】 | 0 |
| まち☆ベジマップ(農産物直 売所マップ)、まち☆ベジグ ルメ店なびの配布による地 産地消 PR | ・月2回の地場農産物の販売時、キラリ☆まちだ祭等で地産地消の PR を行いました。【農業振興課】 | 0 |

(4)二酸化炭素*の吸収源として、みどりの確保を推進します

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|-----------------|--|----|
| ①二酸化炭素吸収源を維持する | 。 5ため、緑地*を保全します | |
| →重点事業 7(特別緑地保全地 | 也区等の指定拡大) P25 参照 | |
| 市内緑地の適正な維持管理 | ・現地調査や市民要望に対応し草刈りや樹木剪定を行い、緑地を適切な状況で保全しました。【公園緑地課】 | 0 |
| 街路樹の適正な維持管理 | ・枯損などにより欠損した植樹桝等に、計 795 株の低木を植栽し、連続した緑の確保を行いました。【道路維持課】 | 0 |
| ②二酸化炭素吸収量の増加を図 | 図るため、緑化を推進します | |
| 緑化推進に関連した対策の検討 | ・5 月中旬、市庁舎前にてゴーヤ苗の配布を行い、約 842 世帯、2,526 苗を配布しました。 ・施設、団体向けに約 3,900 苗配布しました。 ・公共施設での緑のカーテン*導入を87 施設(延べ数)で実施し、6,411 苗を配布しました。【環境・自然共生課】 | Δ |
| | ・他の施策を優先して進めており、具体的な検討が実施できませんでした。 【環境政策課】 | Δ |

◆基本目標2. 自然環境と歴史的文化的環境*の保全

~水とみどりと生き物を守り育むまちづくり~

(1) みどりを守り、増やし、育て、活かす取り組みを進めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---------------------|---|----|
| ①緑地の現状を把握し、公表し | ま す | |
| 市内公園緑地等の調査の実施 | 市内の公園緑地等の把握と取りまとめを行いました。【公園緑地課】 | 0 |
| 市域全体に対する緑地の割合の把握と公表 | ・市内の公園緑地等の把握を行い、公表しました。市域全体の緑地割合は、2021 年度の町田市緑の基本計画改定時に調査を予定しています。 【公園緑地課】 | 0 |
| ②みどりの保全を進めます | | |
| →重点事業8(都市計画公園の原 | 用地取得·整備) P26 参照 | |
| 街路樹の適正な維持管理 | ・街路樹の定期管理により、適切な大きさと枝葉量を保ちました。 【道路 維持課】 | 0 |
| ③身近なみどりを増やします | | |
| 街区公園の整備 | ・ 宅地開発等に伴う提供公園の適正な指導に努めました。【公園緑地課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|---|----|
| 民間の施設における緑化の 制度や基準 [緑化基準等] の 導入検討 | ・「町田市宅地開発事業に関する条例」や「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく運用を行っており、新たな制度や基準の導入は予定していません。【公園緑地課】 | _ |
| 市庁舎の屋上緑化*・壁面緑化 | ・低木及び多年草をボランティアと一緒に支援事業者の指導を受けて、一年を通じ育てることができました。【 市有財産活用課 】 | 0 |
| みどりのカーテン等の積極 的な導入 | ・5 月中旬、市庁舎前にてゴーヤ苗の配布を行い、約 842 世帯、2,526 苗を配布しました。 ・施設、団体向けに約 3,900 苗配布しました。 ・公共施設での緑のカーテン*導入を 87 施設(延べ数)で実施し、6,411 苗を配布しました。【環境・自然共生課】 | Δ |
| ④市民協働による緑地*の保全、 | 維持管理を進めます | |
| 公園や施設等の緑について、 公益的活動団体による維持 管理の運用支援 | ・公益的活動団体との連携により、ふるさとの森など緑地の保全・維持管理を行いました。・資材の提供など、公益的活動団体の活動支援を実施しました。【公園緑地課】 | 0 |
| 伐採木、伐採竹の製品化等に よる利用促進 | ・他施策を優先して進めるため、2018 年度は取り組みがありませんでした。【環境・自然共生課】 | _ |
| ⑤緑地を保全しながら活用し、 | ふれあいの場を確保します | |
| 自然観察会の開催、里山*整備 活動を体験できる場の提供 | ・ 忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました【公園緑地課】 | 0 |
| | ・ 鶴見川源流保水の森において、公募の市民等を対象に、NPO 団体との協働により植樹会を実施しました。【農業振興課】 | 0 |

(2)水辺の保全・活用と水循環の健全化を進めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|--|----|
| ①水辺環境を保全します | | |
| アダプト事業による高ヶ坂松 葉調整池の維持管理作業の支 援 | ・ 樹木の剪定や調整池の浚渫を通じ、高ヶ坂松葉調整池の維持管理作業の 支援活動を行いました。 【下水道管理課】 | 0 |
| ②湧水地の保全、地下水保全の | ため、水源涵養域の保全、雨水の浸透を図ります | |
| 鶴見川・境川・恩田川等の水源 涵養域にある樹林地等の保全 | ・公益的市民活動により、適正な維持管理に努めました。【公園緑地課】 | 0 |
| 道路の新設や改良工事における、歩道部の透水性舗装の実施 | ・歩道の透水性舗装による整備を行いました。 A=2,413 ㎡ 【道路整備課】 | 0 |
| 宅地開発・中高層建築物の雨水 貯留施設設置の指導及び個人 住宅の雨水浸透設備設置補助 事業の普及促進 | ・雨水貯留施設について、宅地開発・中高層建築物に対して、5件の指導を行いました。雨水浸透設備設置補助事業について2件の補助を行いました。【下水道管理課】 | 0 |
| 宅地開発業者に対する雨水浸 透施設設置の指導 | ・85 件の宅地開発事業に対して雨水浸透施設設置の指導をしました。 【土地利用調整課】 | 0 |
| 東京都環境確保条例に基づく 地下水の揚水量の把握、必要に 応じた地下水利用者への指導 | ・全施設 118 件に対し報告するよう指導をし、84%の事業場から報告 書が提出されました。未報告事業場に対しても、報告するよう引き続き 指導します。【環境保全課】 | 0 |
| 湧水調査の継続、湧水地の保全 | ・5年ごとの湧水マップ改訂年度であり、現地調査を実施し、東京都に調査結果を報告しました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| | ・環境・自然共生課と湧水情報を共有しましたが、保全策は実施しませんでした。【環境政策課】 | Δ |
| 市街化調整区域における特定 土地利用行為に関する水循環 の健全化 | ・市街化調整区域における2件の特定土地利用行為に対して透水性舗装 の指導をしました。 【土地利用調整課】 | 0 |
| ③町田の水辺の魅力を発信しま | | |
| →重点事業 9 (水辺の魅力の発 | 言) P26 参照 | |

(3)生物多様性*の保全を進めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|---|----|
| ①生物多様性に関する情報を発 | 信します | |
| →重点事業 10(生物多様性情 | 報拠点機能の構築・充実) P26 参照 | |
| 生物多様性の確保や外来生物*対策に関する市の方針、取り組み状況の発信、啓発活動の実施 | | 0 |
| 自然観察会、学習会等の開催 | ・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました【公園緑地課】 | 0 |
| | ・ 鶴見川源流保水の森において、公募の市民等を対象に、NPO 団体との協働により自然環境学習*会を実施しました。【農業振興課】 | 0 |
| ②市内の生物の生育・生息状況 | | |
| 市民協働による生きもの調査の実施 | ・セミの鳴き声調査を実施し、今年度は242人が参加しました。 ・水辺の生きもの調査は薬師池公園で、小学生以下を対象に親子23人に 参加いただき、生息している生きもの調査を行いました。【環境・自然共 生課】 | 0 |
| ③生物多様性保全の取り組みを | · 推進します | |
| 学校におけるビオトープ*の 創出、活用 | ・生活科や理科の学習において、水辺の生き物の観察・飼育を実施しました。【指導課】 | 0 |
| 熱回収施設等におけるビオ トープの創出 | ・タフブネや水槽へ仮移植中の希少動植物のモニタリングを行いました。【循環型施設整備課】 | 0 |
| 環境保全団体との協働による、生物の保全推進 | ・町田生きもの共生フォーラムにおいて、団体から、活動の周知をしていただきました。・新たに実施する市全域の生物分布調査について周知し、協力を呼びかけました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| | ・ 忠生公園、かしの木山自然公園においてボランティアと協働し、樹林地 等の適正な維持管理に努めました。【公園緑地課】 | 0 |
| NPO 団体との協働による、 貴重な生物の保全促進 | ・鶴見川源流保水の森及び小野路町奈良ばい谷戸*において、NPO 団体との協働により里山*環境を保全・再生しました。【農業振興課】 | 0 |
| ビオトープ作庭イベントの 開催 | ・家庭向けの普及啓発資料を作成、配布しました。ビオトープの写真を募集し、ホームページや環境学習展において、公開しました。 ・小学校のビオトープ活用状況のアンケートを実施し、2019 年度の出前授業に向けた準備を行いました。 ・講師を招いてビオトープ講習会を企画しましたが、エコフェスタが中止になり実施できませんでした。【環境・自然共生課】 | 0 |
| ④外来生物対策を進めます | | |
| 生態系や農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除 | ・増加傾向にある有害鳥獣の捕獲・殺処分の委託契約を行い、被害の減少を図りました。・電気柵を用いた効果的な防除方法の検証を行いました。【農業振興課】 | 0 |
| 外来生物の適正な飼育・管理 の普及啓発 | ・2018年6月1日より、アライグマ・ハクビシンの防除事業を開始し、 広報やホームページ、イベントで周知しました。また、外来生物のFAQ を整備し、ホームページでの情報発信を行っています。【環境・自然共生 課】 | 0 |

(4)谷戸の環境と農地・農業を守ります

| (サノロケツ塚児C辰地 | ; 辰未とうひより | |
|-----------------------|--|----|
| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
| ①谷戸の環境を保全し、活用し | , s t | |
| →重点事業 11 (北部丘陵の整 | 備) P27 参照 | |
| 樹林地の管理による里山の 適正な更新 | ・ 他施策を優先して進めるため、現在取り組みの予定はありません。【公園 緑地課】 | _ |
| 東京都への緑地里山保全地域指定の要請 | ・三輪地区について、都へ要請を行いました。【公園緑地課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|--|----|
| 市民を対象とした自然環境* 学習会による谷戸*環境の再 生管理 | ・他施策を優先して進めるため、現在取り組みの予定はありません。【公園緑地課】 | _ |
| 自然環境学習会や市民協働 による谷戸環境の再生管理 | ・ 小野路町奈良ばい谷戸において、地域の伝統農法による谷戸環境の再生に取り組むとともに、公募市民による農業体験(通年)の機会を提供しました。【農業振興課】 | 0 |
| | 呆全するため、農業支援を進めます | |
| →重点事業 12 (遊休農地のあ | | |
| 農産物直売所の開設支援 | ・農家からのヒアリングや、農家やアドバイザー等と販売に向けての話し 合いを行いました。【 農業振興課 】 | 0 |
| 市街化調整地域の耕作放棄 地の解消 | ・ 2回の農地バンク公開を行い、2019年3月31日付での農地あっせん 面積は、16.4ha となっています。【農業振興課】 | 0 |
| 援農ボランティアの育成を 行う市内NPO法人に対す る事業支援 | ・援農ボランティアを育成する団体に、育成に係る経費に対して補助金を 交付しました。 【農業振興課】 | 0 |
| 農業研修事業の実施 | ・第8期生、11名が、2年間の農業研修を修了しました。修了生全員が、 農業に携わるための進路を選択しています。【 農業振興課 】 | 0 |
| ③環境保全型農業に取り組む | 農業者の育成を進めます | |
| 環境保全型農業に取り組む 農業者の支援・拡大 | ・エコ農産物認証取得者およびエコファーマー*に対して補助率を上げて 堆肥流通促進事業補助金を交付しました。【農業振興課】 | 0 |
| ④市民が農業とふれあえる機会 | 会を提供します | |
| 市民農園*、体験農園の開設・ 運営支援 | ・市内3園の市民農園について管理運営を行いました。体験農園について、 利用者募集の広報等の支援を行いました。【 農業振興課 】 | 0 |
| 農業体験機会の提供 | ・13組32名の応募があり、田植え、草取り、稲刈りの体験を実施しました。【農業振興課】 | 0 |
| | 野菜作りを通して、作る楽しさや苦労を感じ、食材に対する考えを見直すととともに、大切に食べようとする気持ちを育てることを目的とした体験活動を行いました。【指導課】 | 0 |
| 米作り体験農業の実施 | • 13 組 32 名の応募があり、田植え、草取り、稲刈りの体験を実施しました。【農業委員会】 | 0 |
| ⑤町田の農産物の地産地消を進めます【再掲(1-[3]-⑤)】 | | |
| 学校給食での地場産農産物 の利用推進 | ・ 小学校給食へ地場産農産物を提供した農家に対して補助を行いました。 まち☆ベジメニューの日を2回実施しました。【 農業振興課 】 | 0 |
| まち☆ベジマップ (農産物直 売所マップ)、まち☆ベジグ ルメ店なびの配布による地 産地消 PR | ・月2回の地場農産物の販売時、キラリ☆まちだ祭等で PR を行いました。 【農業振興課】 | 0 |

(5)歴史的文化的環境*を守ります

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 | |
|--|---|----|--|
| ①歴史的文化的環境を保全しま | E of | | |
| 国・都・市指定史跡・有形文 化財の整備事業の実施 | ・牢場遺跡の用地取得及び八幡平遺跡の土木工事を実施しました。 【生涯学 習総務課】 | 0 | |
| 文化財保護の一環として国・ 都・市指定史跡・有形文化財 の広報活動の実施 | ・文化財ウィークに合わせて企画展を開催しました。多摩郷土誌フェアにおいて関連図書を販売しました。文化財防火デーに伴い消防演習を実施しました。【生涯学習総務課】 | 0 | |
| ②自然や歴史・文化とのふれる | ②自然や歴史・文化とのふれあいを進めます | | |
| →重点事業 13 (観光交流拠点 | iを活用したイベントの実施) P27参照 | | |
| フットパス*の普及促進 | ・ 小野路宿里山*交流館及び町田市観光コンベンション協会でフットパスガイドツアーを実施しました。・ フットパスルート「相原から七国峠」に道標を2基設置しました。【観光まちづくり課】 | 0 | |
| 自然観察会の開催 | ・忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました【公園緑地課】 | 0 | |

◆基本目標3. 持続可能な循環型社会の構築

~ごみを減らし資源を有効活用するまちづくり~

(1) ごみの減量、資源化に対する意識の向上を図り、取り組みを促します

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---------------------------------------|---|----|
| ①3Rについて普及啓発を進め、排出抑制を促します | | |
| →重点事業 14(情報発信拠点 | としてのリサイクル*広場の活用) P27 参照 | |
| ごみの減量を意識づけるためのホームページ等の充実 | ・ホームページの内容を充実させるとともにホームページのページ階層を 見直しました。【3R推進課】 | 0 |
| 広報紙による啓発 | ・ECO まちだを年4回発行しました。【環境政策課】 | 0 |
| | ・ごみナクナーレを2回発行し、5団体、1個人のごみ減量の取り組みを紹介しました。そのほか市民からいただいたごみ減量のアイデアを紹介しました。【3R推進課】 | 0 |
| ②ごみの減量、分別排出の徹底 | に関する市民の学習の機会を提供します | |
| →重点事業 15(ごみ減量に関 | する出前講座の充実) P28 参照 | |
| ごみ減量に関する体験型学 習機会の充実 | ・町内会・自治会等を対象にした講座は 16 回実施しました。うち 1 か所においては屋外にステージを設置し来場者を対象にした公開講座を実施しました。【3R推進課】 | 0 |
| 剪定枝資源化センター、リレーセンターみなみ等の見学機会の充実 | ・剪定枝資源化センターは 10 件、リレーセンターみなみは 12 件の施設 見学を受け入れましたが、市民だけではなく他自治体や事業所からの見 学であったため、市民に対して資源化の意識向上を図れたかは難しいと ころです。しかし、見学者に対して市の取り組みや減量に関する説明を 行うことができたことは成果として挙げられます。【資源循環課】 | Δ |
| ③市民・市民団体・事業者との | 協働によるごみ減量の啓発活動を進めます | |
| ごみ減量サポーター(廃棄物 減量等推進員)との地域活動 の促進 | ・6団体に地域リサイクル広場の開催支援をしました。また、ごみ減量サポーターを対象とした研修会を 11 月に1回、リサイクル施設見学会を12月に1回開催しました。【3R推進課】 | 0 |
| 市民・市民団体・事業者と協働し、その活動を支援 | ・「ハチドリ教室を伝える会」は小学校2校で実施しました。その他学童 保育クラブや町内会・自治会と協働でごみ減量のイベントを実施しました。【3R推進課】 | 0 |

(2)ごみの発生抑制*、再使用を進めます

| (2)とのの光工抑制、 | 行使用で進めより | |
|------------------------------------|--|----|
| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
| ①家庭におけるごみの減量・乳 | 性生抑制を促進します | |
| →重点事業 16 (食品ロス*の語 | 8発等、各種キャンペーンの実施) P28 参照 | |
| 有料指定収集袋利用制度の 継続 | ・月ごとに在庫数を把握し、製造量を調整することで安定供給をすることができました。【3R推進課】 | 0 |
| 回収した粗大ごみの修理、販売 | ・まちだエコライフ推進公社と「粗大ごみ等の有効利用に関する協定」を 締結し、協定に基づき提供した粗大ごみ等を同公社が修理・再生し、販売しました。【3R推進課】 | 0 |
| ②事業系ごみの減量を促進しま | इं | |
| →重点事業 17 (事業所向け情 | 報提供の実施) P28 参照 | |
| 事業系ごみの適正排出のための事業者への丁寧できめ細かな情報提供と発信 | ・大規模事業所への訪問や説明会での指導など、470件の事業所・事業者に対して指導を行いました。・一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を表彰する「まちだ3R賞」制度を策定し、申請受付および審査を行い、1件の事業所を表彰しました。【3R推進課】 | 0 |
| | ・2018 年度は事業者への訪問を 70 件行い情報提供や適正搬出のための 指導を行いました。また、事業系ごみ組成調査報告から、更に有用な情 報があれば提供していきます。【資源循環課】 | 0 |
| 事業者と連携した食品ロス の啓発活動の推進 | ・町田商工会議所や商店会、町田食品衛生協会などの事業者団体と連携した「まちだ☆おいしい食べきり運動」やリサイクル推進店と連携した「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を実施しました。 ・食品ロス削減に積極的に取り組んでいる事業者を認定する「まちだ☆おいしい食べきり協力店」制度を創設しました。【3R推進課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|--|----|
| ③市内イベントでのごみの発生 | ╘抑制*の取り組みを推進します | |
| 市内でのイベント開催時に おけるリユース*食器の利用 促進など、ごみの出ないイベ ント開催の支援 | ・ごみ減量サポーターに対し制度概要の説明を行い、支援イベント数が102件に増加しました。【 3R推進課 】 | 0 |
| 各種イベントでの「ごみ減量 キャンペーン」の実施 | ・ 7月に保健所と合同で食品ロス*削減の啓発イベントを、アメリア町田根岸ショッピングセンターで新たに開催しました。・ 10月の3R推進月間には、市内リサイクル*推進店5か所で「今が食べごろめしあがれキャンペーン」を開催しました。【3R推進課】 | 0 |

(3)ごみの資源化を進めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|---|------------------|
| ①生ごみの資源化を図ります | | |
| →重点事業 18 (生ごみ処理機 | の導入促進) P29 参照 | |
| ダンボールコンポスト*等の 利用方法や生成物の使い方 講座の開催 | ・市民向けに新規講習会を12回開催し、146名の参加がありました。さらにフォローアップ講習会を6回開催し、40名の参加がありました。 【3R推進課】 | 0 |
| ②プラスチックの資源化を図り | ls t | |
| 容器包装プラスチックの市 内全域での資源化に向けた 検証及び準備 | ・既に収集を開始している地域において、容器包装プラスチックの分別の 促進や適正排出の啓発を目的に、複数のターゲットに対して4回の周知 活動を行いました。【3R推進課】 | 0 |
| 搬入された製品プラスチックの資源化 | ・年間を通じて安定的に資源化することができました。一方で、プラスチックごみが世界的な問題になっていることから、新規開拓は難しい状況にあります。引き続き調査検討を実施していきます。【 資源循環課 】 | 0 |
| ③生活や社会活動から発生する | らごみの資源化を図ります こうしゅう しゅうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう | |
| 剪定枝の資源化・有効利用の 推進 | ・稼働から 10 年が経過し、剪定枝たい肥は安定して資源化されています。 ・各種イベントにも積極的に参加してきたことにより、PR 効果は徐々に 表れ始めています。【資源循環課】 | 0 |
| 「リサイクル広場まちだ」で の回収品目追加の検討 | ・「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加して実施している携帯電話の回収について、同プロジェクト終了後の回収方法等について検討しました。【3R推進課】 | 0 |
| 地域住民主体で運営する地域リサイクル広場の拡大 | ごみ減量サポータを通じ、町内会・自治会へ PR を行いました。【3R推 進課】 | \triangle |
| 搬入廃棄物の分別による再 資源化の促進 | ・2018 年度も継続して、廃棄物からの資源化に取り組んできました。・廃棄物を取り巻く情勢から新規開拓が難しいことや、逆有償に転じるケースが出始めているのが実情です。【資源循環課】 | \triangleright |
| 事業所の紙ごみリサイクル の促進 | ・ 先進市での取り組み等について、担当職員を訪問しヒアリングを行いま した。【3R推進課】 | Δ |
| 家庭からでる雑紙の資源化 促進 | ・ 啓発手段を検討した結果、「町田市から発送する封筒に啓発文を入れる」 という手法を考案し、実施に向けた調整を行いました。【3R推進課】 | 0 |

(4)ごみの適正な排出・処理を進めます

| · · / = · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
|--|---|----|
| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
| ①ごみ排出ルールの周知徹底等 | 等の普及啓発を進め、適正な排出を促します | |
| ごみの出し方・分別等の情報 を発信するホームページ等 の充実 | ・市民に資源とごみを正しく分別し計画的に出していただけるよう適宜ホームページの不明瞭箇所の確認や情報の追加等を行いました。【3R推進課】 | 0 |
| 広報紙による啓発 | ・収集カレンダーの全戸配布を予定通り実施しました。 ・出し方ガイドは、臨時多量ごみに関する情報を載せるなど情報を更新し、 3月末に作成しました。【3R推進課】 | 0 |
| 集合住宅の管理会社等への、 ごみの出し方や減量に関す る説明会の実施 | ・35 件の集合住宅に対して、集積所・ごみ置き場への啓発看板設置や管理会社への適正排出の指導を行いました。【3R推進課】 | 0 |
| 「ルールブック」を活用した、事業系ごみの適正排出のための啓発 | ・ルール違反のあった事業所 42 件に対し、指導を行いました。 ・排出事業者向け講習会を2回実施しました。【3R推進課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 | |
|---|---|----|--|
| 事業系ごみ搬入物検査機に よる、ごみの適正排出に関す る指導の徹底 | ・年間を通じて、事業系ごみ検査機による内容物検査を実施しました。廃棄物の混入があった時は口頭注意、注意書、処理報告書の提出を求めています。徐々にですが、適正搬入に転じるケースが出始めています。【資源循環課】 | 0 | |
| ②適切なごみ収集と運搬の効率 | 単化を図ります | | |
| →重点事業 19 (ごみ・資源の) | 新たな効果的な収集方法の検討) P29 参照 | | |
| 収集車両の適正配置による ごみ収集・運搬の効率化 | ・ 予防整備に努め、車両を大切に使用しました。車両故障の対応は、収集 の効率を重視し修繕や買替を行いました。【3R推進課】 | 0 | |
| ごみの収集車両として天然 ガス車、ハイブリッド車等の 導入推進 | ・7月に、2020年度の収集体制の変更を見据えた代替計画の見直しを行いました。【3R推進課】 | 0 | |
| ③安全で適切なごみ処理を行い | ③安全で適切なごみ処理を行います | | |
| ごみの適正処理に関する情報の案内、配布物等による情報提供 | ・ECO まちだに清掃工場のエネルギー有効活用について記事を掲載しました。またイベントへ参加し情報発信に努めました。・ 広報紙等では継続して粗大ごみの予約制について周知を行い、町内会・自治会には予約制開始後の状況説明を行いました。【資源循環課】 | 0 | |
| ④焼却灰等の有効利用を継続し | ます | | |
| 清掃工場で発生した焼却灰 等のエコセメント化*による 資源化 | 2006年から継続して焼却灰等は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化しています。2018年度の資源化量は約8,000トンとなっています。【資源循環課】 | 0 | |
| 下水処理場の汚泥焼却灰、沈 砂の建設資材等としての再 資源化 | ・ばいじん(焼却灰)、燃えがら(流動砂等)の再資源化率*100%、汚泥 (沈砂汚泥等)の再資源化率 90%、その他の産業廃棄物の再資源化率 99%を達成しました。【水再生センター】 | 0 | |
| ⑤ごみの資源化施設の整備を進めます | | | |
| →重点事業 20 (熱回収施設等 (焼却施設、バイオガス*化施設、不燃・粗大ごみ処理施設) の整備) P29 参照 | | | |
| →重点事業 21(資源ごみ処理施設の整備) P29 参照 | | | |

◆基本目標4. 良好な生活環境の創造

~安全で快適な暮らしを実現するまちづくり~

(1)大気汚染の防止に努めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|--|----|
| ①大気の汚染状況を監視し、 | 市民へ公表します | |
| 市内の大気環境の把握[常時監視(都)、沿道大気調査 (市)] | ・主要幹線道路交差点等における大気調査を 12 月に 6 地点で行いました。 ・ダイオキシン類*等分析調査を 3 地点で年 2 回(8、2 月)行いました。 【環境保全課】 | 0 |
| 大気調査結果や大気汚染情報等の収集及び周知・提供 | ・2017年度に実施した大気調査結果について、4月にホームページで公表しました。【環境保全課】 | 0 |
| 光化学スモッグ注意報等発 令時の周知 | ・光化学スモッグ東京都メール配信への登録案内の情報提供を環境広報・ホームページ及び、町田市メール配信サービス(子育て情報、気象・地震情報、学校教育情報)にて行いました。また、学校情報・注意報等が発令された際にはすみやかに関係機関へ情報提供しました。(2018 年度の東京都多摩南部における注意報の発令回数は2件でした)【環境保全課】 | 0 |
| ②事業活動での大気汚染物質の発生を抑制します | | |
| 大気汚染について、工場等 を設置する事業者に対する 事前指導及び違反事業者へ の指導 | ・工場等設置時に届出がある場合は、届出内容を確認し、必要に応じて事業者に指導を行いました。違反事業者に対しては、苦情等があった際に、現地確認し、改善について指導をしました。【環境保全課】 | 0 |
| 野外焼却防止のための事前指導や広報等による啓発 | ・ 苦情があった際に現地に出動し、禁止及び例外行為に該当する場合は近隣への配慮を行うよう指導しました。また、環境広報紙 ECO まちだに野焼きに関する記事を掲載し、防止を啓発しました。【環境保全課】 | 0 |
| ③自動車利用を控え、公共交 | 通利用を進めます | |
| 路線バスの利用環境整備 | ・町田木曽会館前バス停及び馬場十字路バス停にバス停上屋を設置しました。・鶴川台中央バス停、やくし台センターバス停、金森四丁目バス停にバス停ベンチを設置しました。【交通事業推進課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|--|----|
| 地域コミュニティバス等の 運行 | ・相原地区において、タクシー車両を用いた小型乗合交通の第2回実証実験運行を実施しました(2019年9月まで)。・新規3地区(つくし野・本町田・成瀬北)において、小型乗合交通の導入に向けた関係機関との協議・調整を実施しました。【交通事業推進課】 | 0 |
| 市が開催するイベント時の 公共交通利用の推進 | ・緑のカーテン*イベントや環境セミナーなどの催しで公共交通機関の利用を呼びかけました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| ④低公害車*の普及促進等を図 | ります【再掲(1-[3]-③)】 | |
| 次世代自動車等の低公害車 の普及促進 | ・電気自動車充電器の利用を促すとともに、燃料電池自動車の展示や、低公害車の仕組みについてのパネル展示、ホームページでのコンテンツ公開などにより、普及啓発を行いました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| 水素ステーションの誘致 | ・水素ステーション適地の検討を行いましたが、誘致に至りませんでした。【環境・自然共生課】 | Δ |
| エコドライブ*の周知、普及・ 啓発 | ・イベント実施時にはエコドライブガイドの配布を行いました。また、外部の研究会にも参加し、庁内における周知も行いました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| 低公害車[天然ガス自動車・ハイブリッド車・電気自動車等] の公用車としての導入検討・ 実施 | ・旧環境基準の業務用車両8台を、現行基準に適合した車両に買い替え、 環境配慮*車両比率を向上させました。また、その内2台はハイブリッド 車を導入しました。【市有財産活用課】 | 0 |
| ⑤自転車利用環境の整備を進ぬ | | |
| →重点事業 22(自転車利用環 | | 1 |
| 自転車駐車場の整備 | ・ 自転車駐車場の建て替え等を含めた更新・運営方針を策定しました。 【道 路管理課】 | 0 |
| 市職員の近隣移動時の自転 車利用推進 | ・全庁掲示板を通じ、職員に自転車利用を促進しました。 【環境・自然共生 課】 | Δ |
| | 8月に電動自転車置き場に、自転車利用のルールとマナーについて周知する掲示を設置しました。10月に職員に対して自転車利用の促進を図るように通知しました。【市有財産活用課】 | 0 |

(2)良好な水質の確保に努めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|---|----|
| ①汚水管の整備と合併処理浄化 | と槽の普及による適正な汚水処理対策を進めます | |
| →重点事業 23(下水道未整備 | 箇所の汚水管整備の推進) P30 参照 | |
| ②河川へ放流する下水処理水の |)水質向上を図ります | |
| →重点事業 24 (下水処理水の | 冰質向上) P30 参照 | |
| ③水質汚濁物質の排出抑制のが | :め、市民・事業者への働きかけを推進します | |
| 水質汚濁について、河川等へ 直接排水を行う事業者に対 する事前指導及び違反事業 者への指導 | ・公共用水域に直接汚水を排水している 29 事業場に対し、排水の水質検査を実施しました。基準の超過がみられたときは、原因究明及び対策の指導をしました。【環境保全課】 | 0 |
| 下水道法に基づく、下水道に 排水を行う事業者への調査 や指導の実施 | ・予定通り聞き取り調査を 70 件実施し、下水道法に基づく届出等について指導を行いました。また、予定通り排水検査を延べ 46 件実施し、基準を超過した 4 件の事業場については、年度内に改善を完了させました。 【水再生センター】 | 0 |
| 特定施設未届事業場の発見 と、届出の指導の実施 | ・環境保全課と情報を共有するとともに、特定施設見届け事業場の発見と 特定施設の届出指導を行いました。【 下水道管理課 】 | 0 |
| | ・保健所が保有しているクリーニング許可事業場のリストや、下水道部に 提出されている事業場の届出状況を確認し、届出指導を行いました。【環 境保全課】 | 0 |
| 規制対象外事業者へのグリ ース阻集器等の管理に関す る啓発 | ・ホームページ等を利用し、排水設備の適正管理の啓発活動を行いました。 ・市内 119 店舗に対してグリース阻集器の維持管理の啓発・指導を行い ました。【下水道管理課】 | 0 |
| 地下水汚染について、工場等 を設置する事業者に対する 事前指導及び違反事業者へ の指導 | ・ 既存の事業場にて構造等の変更に関する届出書が提出された時に、構造 基準の遵守義務や定期点検の実施義務を指導しました。【環境保全課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|--|----|
| 土壌や地下水汚染の防止の ため、農薬や施肥の適正量の 利用及び低減に向けた啓発 の実施 | ・エコ農産物認証取得者およびエコファーマー*に対して補助率を上げて 堆肥流通促進事業補助金を交付しました。・また、エコ農産物認証シールの購入経費に対し、補助金を交付しました。 【農業振興課】 | 0 |
| 下水接続の普及促進 | ・予定どおり鶴川地区の末接続家屋及び供用開始して間もない家屋 (2017・2018年度供用開始分)に公共下水道接続のための普及活動 を行いました。【下水道整備課】 | 0 |
| 河川の水質事故防止のため の広報等による啓発 | ・公共用水域に排水している事業場に対して、水質事故の未然防止に関する啓発文書を送付しました。【環境保全課】 | 0 |
| 下水道の正しい使い方の指 導 | ・下水道 PR 部会を中心に成瀬クリーンセンターさくらまつりを通じ、下水道の啓発活動を行いました。【下水道管理課】 | 0 |
| 下水処理場への市民等の施設見学受け入れ | ・成瀬クリーンセンターにおいて、6団体・258 名の方、鶴見川クリーンセンターにおいて、5団体・193 名の方、総数 11 団体・451 名の方が施設見学に訪れました。【水再生センター】 | 0 |
| ④市内の主要河川等において、 | 定期的な水質調査を実施します | |
| 主要河川である鶴見川、境川、恩田川等の河川調査の実施とホームページ等での調査結果の公表 | ・河川調査を月 1 回実施し、まとめた調査結果をホームページで公表しました。【環境保全課】 | 0 |

(3)誰もが安心して快適に暮らせる環境の実現を図ります

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|--|----|
| ①有害化学物質*等の適正管理 | ・処理の指導を進めます | |
| →重点事業 25(有害化学物質 | の適正管理・処理の指導) P30 参照 | |
| 事業者が自ら化学物質の適 正な管理を行えるよう届出 の指導 | ・化学物質使用量報告書の提出が必要とされる適正管理化学物質取扱事業者74件から報告書が提出されました。・また、事業者に対しては必要に応じ化学物質管理方法書の作成を指導しました。【環境保全課】 | 0 |
| 既存建物の解体時における アスベスト使用調査・届出・ 適正処理の指導 | アスベスト使用建築物の解体等工事について、事前相談や届出受理について適切に指導することができました。また、年2回の建設リサイクル*法に関する一斉パトロールのほか、東京都から依頼のあったパトロールについても実施し、看板の掲示などに不備があった場合には指導しました。【環境保全課】 | 0 |
| | ・建設リサイクル法の届出時に、適切にアスベストを処理するよう指導を行いました。また、月一度解体現場を見回り、適正に処理するよう指導を行いました。【建築開発審査課】 | 0 |
| ②悪臭の発生防止に努めます | | |
| 悪臭について、工場等を設置 する事業者に対する事前指 導及び、悪臭を発生させた事 業者への指導 | ・工場設置認可申請等を受ける際には、あらかじめ悪臭が発生しない作業工程や設備の導入をするよう指導しました(2018年度は工場22件、指定作業場48件の申請がありました)。 ・悪臭を発生させてしまった事業所等に対しては、原因を究明したうえで、作業工程を変更するなど再発防止対策を講ずるよう指導しました。【環境保全課】 | 0 |
| 清掃工場における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制*対策の実施 | ・清掃工場内で発生した臭気は焼却炉で燃焼による処理を行い、また脱臭装置の運用を適正に行ったことで、清掃工場の敷地境界線地表における臭気指数の測定結果は規制基準値に適合していました(測定値:10 未満)。【資源循環課】 | 0 |
| 農業者に対する畜舎清掃や 畜糞の適正処理方法、施肥の 適正な使用方法の周知等、臭 気発生抑制の指導 | ・畜舎の衛生管理に必要な経費に対する補助を行いました。・周辺住民からのご意見をいただく中で、関係機関と協力しながら臭気発生抑制の対応を行いました。【農業振興課】 | 0 |
| 91124 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 計画・振動問題への取り組みを進めます | |
| 主要幹線道路における自動 車騒音調査の実施 | ・自動車騒音常時監視・面的評価*については7ヶ所委託にて実施しました。・また市内幹線道路の自動車騒音測定(要請限度*)についても3ヶ所直営にて実施しました。【環境保全課】 | 0 |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|--|----|
| 騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を 行う事業者に対する事前指 導及び違反事業者への指導 | ・工場設置認可申請等や事前協議、特定建設作業実施届を受ける際には、 騒音や振動の発生に注意し、近隣へ配慮するよう指導しました(2018 年度は事前協議 147件、特定建設作業 148件の申請がありました)。 ・また、騒音や振動により近隣から苦情が生じた場合には、原因を究明したうえで、事業場等に対して作業工程を変更するなど再発防止対策を講するよう指導しました。【環境保全課】 | 0 |
| ④航空機騒音の軽減のための耳 | | |
| 国及び米軍に対し、NLP*や 早朝・夜間・土日祝日の飛行 の中止・制限等を要請 | ・国及び米軍に対し、空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面実施すること、恒常的訓練施設を確保すること、厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供を行うことを厚木基地騒音対策協議会で要請しました。・米軍に対し、厚木飛行場周辺における「航空機騒音防止対策の推進」について東京都と共同で要請しました。【企画政策課】 | 0 |
| 航空機騒音の常時測定 [市内 5箇所] と測定結果の広報 | ・航空機騒音常時測定(市内5箇所)を適切に実施しました。・航空機騒音について、市が測定した結果を広報やホームページで公表し、 苦情件数とともに速やかに関係機関に報告しました。【環境保全課】 | 0 |
| | 安心で快適な環境の実現を図っていきます | |
| 建物等を建設する事業者に対する電波障害*の事前調査や対策の指導 | ・中高層建築物を建築する際の事前協議において、10m以上の建築物の場合は、テレビの受信障害調査を実施し、その報告書の提出を指導しました。また、建築中または建築後に受信障害が発生した場合は、速やかに対応するよう指導しました。 ・川崎市内において高層建築物の計画があり、その環境影響評価準備書の中で、町田市内に受信障害が及ぶことが示唆されていることから、意見を提出しました。【環境保全課】 | 0 |
| 電波障害及び受信障害の相 談、情報提供 | ・テレビ受信障害調査報告書に基づいた障害予測地域の情報提供を行いま した。【環境保全課】 | 0 |
| 事業者に対する屋外照明、駐車場での車両照明等の配慮など光害*未然防止の指導 | ・工場等設置届出時及び中高層建築物を建築する際の事前協議、大規模小売店舗立地法に伴う事前協議において、屋外照明や車両の灯火による光 害防止対策を講ずるよう指導しました。【環境保全課】 | 0 |
| 街路灯への遮光板の取り付け け | ・市民からの要望により年間、33基の街路灯に遮光板を取り付けました。 【道路維持課】 | 0 |
| 監視・指導による土砂の不法 投棄の防止と早期発見 | ・土砂の埋立に関する相談を受けた際に、条例に基づいた許可を取得するよう指導を行いました。また、外出時には監視を行いました。【建築開発審査課】 | 0 |
| 近隣騒音などのトラブル防 止のためのマナー啓発 | ・生活騒音についての啓発記事をホームページに掲載しました。 【環境保全 課】 | 0 |
| 市民の生活環境の保全のための空き家対策の推進 | ・管理不全となっている空家所有者への文書による意識啓発や現地調査に基づく現状についての情報提供を実施した結果、管理不全となっていた空家を69件改善することができました。【住宅課】 | 0 |

※厚木基地騒音対策協議会会員(行政関係)

町田市・神奈川県・横浜市・藤沢市・茅ヶ崎市・相模原市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市

(4)美しいまち並みづくりを進めます

| , | | 評価 | | |
|---|---|----|--|--|
| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | | | |
| ①地域が主体となった良好な景 | 最観づくりを進めます | | | |
| →重点事業 26(生活風景宣言 | 等による良好な景観づくり) P31 参照 | | | |
| 景観づくりの基準となるガ | ・2017年度に達成済みです。 | | | |
| イドラインの整備 | | | | |
| 景観づくりセミナーの実施 | ・景観イベント「マチ×看板 お店の看板まち歩き」を 10 月に開催しま | 0 | | |
| | した。 【地区街づくり課】 | | | |
| 景観づくり市民サポーター | ・若い世代を対象とした景観づくりの新たな取り組み「みちあそび」の企 | 0 | | |
| による啓発活動の実施 | 画から実施までを行いました。 【地区街づくり課】 | | | |
| ②快適な道路環境づくりを進め | ります | • | | |
| 市内各駅における放置自転 | ・放置自転車対策業務の円滑な遂行に努め、午後から夕方の時間帯の放置 | 0 | | |
| 車対策の実施 | 自転車に対する対策を強化しました。 【道路管理課】 | | | |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|--|--|----|
| 学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発 | ・市立小学校全 42 校(うち 11 校は天候等の影響により警察による講話のみ)と、市立中学校7校を対象に、自転車教室を開催しました。中学校自転車教室の実施に当たっては、生徒の保護者や地元の町内会・自治会にも案内をし、参加を促しました。 ・警察と連携し、街頭で自転車利用者に対して、啓発チラシの入ったティッシュ等を配りながら安全運転を呼び掛けるキャンペーン活動を行いました。 ・イヤホンで音楽を聴きながら、スマートフォンを見ながらなど、自転車の交通ルールを守らない高校生が目立つという話を受け、市内の都立高校に、交通ルールを守らず交通事故を起こしてしまった場合の、「加害者の責任」に焦点を当てた自転車の安全利用に関するチラシを配布しました。 ・ 9月に開催した「町田市民交通安全フェスティバル」の中で、「自転車安全運転スタンプラリー」と「白バイ隊員による二輪車実技教室」を実施し、自転車利用者と二輪の運転者に対して啓発を行いました。【市民生活安全課】 | 0 |
| 都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施 | ・都計道3・4・34(金森)連携引込工事を行いました。・都計道3・4・38号線(木曽東)連携引込工事を行いました。【道路整備課】 | 0 |
| 市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進[アダプト・ア・ロード事業] | ・新規に2団体が登録しました。既存団体には、活動報告の提出をしてもらい、また希望団体には活動に必要な物品の支援を行いました。 【道路管理課】 | 0 |
| ③ごみの不法投棄、ポイ捨ての | D防止に努めます | |
| 統一美化キャンペーンのP R | ・「統一美化キャンペーン」は関東甲信越静協議会の解散により終了となりましたが、町田市では独自に「ごみゼロデー美化キャンペーン」を毎年実施しています。2018年度は5月25日に鶴川駅周辺で散乱ごみの一斉清掃を実施し、広報・ホームページ・ポスター掲示等を通じてPRを行いました。【環境保全課】 | 0 |
| 美化推進重点区域(あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止 区域)の指定及び運用 | ・4月に多摩境駅周辺、2月に玉川学園前駅周辺でポイ捨て禁止を呼びかける啓発活動を実施し、指定区域外のポイ捨てごみの状況を確認しました。また、委託業者による指定区域の清掃を実施するとともに、啓発活動では散乱ごみの清掃を実施しました。【環境保全課】 | 0 |
| 道路等喫煙禁止区域(路上喫煙禁止区域、喫煙スポット) の指定及び運用 | ・美化推進区域および道路等喫煙禁止区域の巡回は、町田駅周辺 581 回、鶴川駅周辺 154 回、成瀬駅周辺 162 回、合計 897 回実施しました。 ・指定喫煙所の環境整備を5ヶ所行いました。【環境保全課】 | 0 |
| あき地の所有者への雑草除 去指導 | ・ 雑草が繁茂しているあき地の所有者(対象者)に対し、雑草除去をお願いする通知を行いました。【環境保全課】 | 0 |
| 不法投棄監視カメラの有効 利用及び、パトロールによる 再発防止対策の実施 | ・監視カメラを新規で設置しました。 ・関係部署及び警察機関と連携し、不法投棄発生場所への啓発看板設置や不法投棄重点地区のパトロールの実施(昼・夜)を行いました。【3R推進課】 | 0 |
| 土地所有者等との協働による、不法投棄再発防止対策の 検討・実施 | ・ 不法投棄発生場所に啓発看板を設置(31 件・80 枚)し、不法投棄防止 策及び再発防止策を提案しました。【3R推進課】 | 0 |

◆基本目標5. 環境に配慮した生活スタイルの定着

~学び・協働で進めるまちづくり~

(1)次世代を担う子どもの環境学習*を進めます

| 取り組み項目 2018 年度実施内容 | | | |
|--------------------|-------------------------------------|---|--|
| ①学校における環境教育*の充実 | そを図ります | | |
| →重点事業 27 (環境副読本を) | 活用した環境学習の実施) P31 参照 | | |
| 各教科等における指導、環境 | ・ 地域の方々の協力を得ながら、学年や委員会活動でビオトープ*の整備を | | |
| 学習、農業体験、自然体験の | 行うとともに、児童が学習などで活用しました。 【指導課】 | 0 | |
| 実施。 | | | |

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 | | |
|---|---|----|--|--|
| ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育*の実施 | ・地域や保護者の協力を得ながら、学校林業体験や雑木林を利用した植物・野鳥の観察など、生物と環境の関わり学習を行いました。【指導課】 | 0 | | |
| 出前講座を活用した児童・生 ・ 幼稚園・保育園 64 回、学童保育クラブ 16 回、小学校 33 回実施し、 徒、保護者への環境教育の実 | | | | |
| ②子どもの環境学習*・体験学 | 習を進めます | | | |
| →重点事業 28 (子ども向け環 | 境講座のプログラムの企画・実施) P31 参照 | | | |
| こどもエコクラブ*の設立促 進と活動の継続支援 | ・ホームページでの周知を継続するとともに、町田市内のこどもエコクラブの情報を引き続き管理しました。【環境・自然共生課】 | 0 | | |
| ③環境教育情報の収集・提供を | ・図ります | | | |
| 出前講座や大学が提供する 環境教育の取り組み等、既存 の環境教育プログラム情報 の収集、提供 | ・外部機関の環境教育プログラム情報の収集を行い、市民に対して提供する内容を検討しました。【環境・自然共生課】 | 0 | | |

(2) 市民・事業者の環境学習・保全活動を推進します

| | 環境学習・保全活動を推進します | |
|---|---|----|
| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
| ①市民の環境学習や環境保全流 | 舌動に参加する機会の充実を図ります | |
| 環境に関する学習機会の提 供 | ・まちだ市民大学 HATS 環境学講座を前期8回、後期8回実施しました。 受講生の80%以上が講座終了後も引き続きエコ活動に取り組む意欲を 示しており、環境問題への関心を高めることができました。【生涯学習センター】 | 0 |
| | ・市民等を対象とした環境をテーマとしたイベントを開催し、環境学習の機会を提供しました 。【市民協働推進課】 | 0 |
| | ・子ども向け環境講座のプログラムの企画・実施に加え、町田生きもの共生フォーラム、環境講演会を実施しました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| ライトダウン等節電意識向 上のためのキャンペーンの 開催を通じた啓発 | 環境省「ライトダウン 2018」において市職員等に呼びかけ、節電意識の向上を図ることができました。また、本年度も相模原市、各団体との連携や調整が順調に進み、充実した事業とすることができました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| まちづくりの検討の場での環境配慮*の視点の啓発 | ・ 小山田桜台まちづくり協議会において、まちだ〇ごと大作戦と連携しながら谷戸*池公園の池の水質浄化活動を行いました。【地区街づくり課】 | 0 |
| 生物多様性*にかかわる多様な主体の交流の場づくり | ・町田生きもの共生フォーラムにおいて、大学講師や森林インストラクターによる講演を実施しました。団体にも来場いただき、活動 PR やチラシ等を設置して交流を行いました。市からは 2018 年度生きもの調査結果を報告し、新たな市全域の生物分布調査へ協力を呼びかけました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| | IAみや環境保全活動を支援します | |
| 中小企業が行う環境に配慮 した整備への改修等に必要 な資金調達への支援 | ・町田市中小企業融資制度において環境改善整備資金のメニューを設け、 取扱金融機関等と連携し、事業者から求めがあった際にはメニュー内容 についての説明を行いました。また、取扱金融機関の担当者向けに、制 度についての説明会を開催しました。【 産業政策課 】 | 0 |
| 事業者の環境保全活動の支援 援 | ・ECO まちだにて、エコ宣言制度を紹介し、また取材したエコ宣言参加事業者の環境配慮活動を環境白書*に掲載し、PR を行いました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| | ・環境保全活動に取り組む事業者にインタビューを行い、環境白書および ホームページで紹介記事を掲載しました。【環境政策課】 | 0 |
| 公益的市民活動への事業者参加の促進 | ・町田中央公園について、事業者との協働によって、適切な維持管理を行いました。また、広報・ホームページにより、公益的活動への新規参加呼びかけを行いました。【公園緑地課】 | 0 |
| 里山*における事業者の環境 保全活動の場を提供する仕 組みづくり | ・事業者・市・NPO 法人との協定締結は、前年度で終了したため、実施しておりません。【農業振興課】 | _ |
| ③環境に配慮した事業者を認定 | | |
| →重点事業 29(まちだエコ宣 | 言制度の推進) P32 参照 | |

(3)環境学習*・保全活動の基盤づくりや協働の仕組みづくりを進めます

| 取り組み項目 | 2018 年度実施内容 | 評価 |
|---|---|----|
| ①環境に関する情報を積極的に | | |
| 環境に関する情報の発信 | ・ECO まちだを年4回発行しました。・環境白書*2018 を発行しました。また、ホームページでも情報を公開しました。【環境政策課】 | 0 |
| | ・ホームページを整理し、利便性向上を図り、普及啓発のようすを伝える機会を増やしました。・既存の町田市通報アプリの中に、情報拠点機能の一部として生きもの投稿コンテンツを整備し、2019年4月から市民が利用できるようにしました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| 環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置 | ・環境に関する出版物の収集に努め、2018 年度受入合計は 146 冊で、2018 年度末の合計は 5,453 冊となりました。鶴川駅前図書館は、里山*や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを設置して常設しています。【図書館】 | 0 |
| 町田市の環境の状況・取り組み等を、白書・ホームページ等で公表 | ・2017年度環境調査事業概要をホームページで公表しました。 ・航空機騒音について、市が測定したデータ及び東京都が 2017年度に 測定したデータを取りまとめ、広報やホームページで公表しました。 ・土壌汚染対策法に関する区域指定等の情報についても随時ホームページに掲載しました。 ・環境白書 2018 データ集へ新たに道路騒音及び航空機騒音の結果を掲載しました。 【環境保全課】 | 0 |
| | ・町田市の 2017 年度の環境の状況や取り組みなどを「町田市環境白書 2018」として公表しました。【環境政策課】 | 0 |
| 市のイベントにおける環境配慮*の取り組み推進 | ・エコキャラクターハスのんの使用・貸出申請は今年度 15 件あり、それ ぞれのイベントの中で参加者への環境配慮の呼びかけを行いました。 【環境政策課】 | 0 |
| | ・緑のカーテン*イベントやセミ・セミナーなどの催しで公共交通機関の 利用を呼びかけました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| ②市民・事業者の環境保全活動 | かの情報の共有化を図ります | |
| →重点事業 30(ホームページ | の充実による情報集約・発信) P32 参照 | |
| ③大学等との連携を進め、環境 | き学習の機会を創出します | |
| 相模原・町田大学地域コンソーシアムや各大学と環境学習に関する取り組みを連携・協働して行うための仕組みづくり | ・連携、協働した取り組みとして環境をテーマにした講座は実施できませんでしたが、「さがまちカレッジ」で子どもを対象とした「簡単なバッグを作ろう」、「クリスマス飾りを作ろう」と題した講座を協働して実施し、環境にやさしい制作の学習へとつなげました。【生涯学習センター】 | Δ |
| ECO-TOP インターンの受け入れ | ・ECO-TOP インターンとして夏期に1名、冬期に2名の大学生を受け入れ、市の施策や事業体験を通じて行政の役割について学習してもらいました。【環境政策課】 | 0 |
| ④環境保全活動の担い手の育成 | は、人材の活用を図ります | |
| | ペーターの地域活動支援) P32参照 | |
| 環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施 | ・町田生きもの共生フォーラムにおいて団体にも来場いただき、活動 PR やチラシ等を設置して交流を行った。ホームページにおいて、市内の生物多様性*保全に関連する団体の活動紹介を行いました。【環境・自然共生課】 | 0 |
| | ・町田市民電力(株)と、市民発電所(2018年3月完成)の見学や市の 環境施策の勉強会等を通じて、情報共有を行いました。【環境政策課】 | 0 |

5. 町田市環境基本条例* (平成 12 年 12 月 27 日 条例第6 8号)

目次

前文

第一章 総則(第1条-第8条)

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第9条-第19条)

第三章 環境管理の推進(第20条-第22条)

第四章 環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進

(第23条-第26条)

附則

前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が 迫られている現代社会においては、私たちは 良好な環境を単に自然から与えられるもの としてではなく、すべての者による保全、回 復及び創造の努力によってはじめて享受で きるものとして考えなければならなくなっ ている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権*を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷*の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者(以下「すべての者」という。)の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本と なる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 良好な環境 現在及び将来のすべての 人々が、健康で安全かつ快適な生活を営む ことができる、生活環境、自然環境及び歴 史的文化的環境*をいう。
 - (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
 - (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、 日常生活等(以下「すべての活動」という。) により環境に加えられる影響であって、環 境の保全上の支障の原因となるおそれの あるものをいう。
 - (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
 - (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制*、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。

- (6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。
- (7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。
- (8) 環境パートナーシップ* 市及び事業者 並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの 者により組織される民間の団体(以下「市民等」という。)が、環境の保全、回復及 び創造を目的として、相互に促し、励まし、 支え合う関係をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な 環境及び環境権*の確保を図るとともに、こ のことが将来にわたって継続されるよう適 切に行われなければならない。
- 2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷*を低減するよう行動することにより、循環型社会*を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
- 3 自然環境及び歴史的文化的環境*の保全及び回復は、生物多様性*(生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。)が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。
 - (1) 公害の防止及び快適環境の創造
 - (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的 文化的環境の保全及び回復
 - (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
 - (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
 - (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
 - (6) 地球環境の保全
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負

- 荷の低減に寄与すること。
- 2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に 掲げる責務を有する。
 - (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公 害その他環境汚染を防止するために、必要 な措置を講ずること。
 - (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
 - (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
 - (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の 環境の保全、回復及び創造に関する取組に 積極的に参加又は協力すること。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲 げる責務を有する。
 - (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
 - (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

(在勤在学者等の責務)

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

(環境配慮*)

- 第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、 そのすべての活動において、次に掲げる環境 配慮に努めなければならない。
 - (1) 公害を発生させないこと。
 - (2) 自然を大切にすること。
 - (3) 歴史と文化を大切にすること。
 - (4) まちをきれいにすること。
 - (5) ごみを減らすこと。
 - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
 - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。
- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を 行うに当たっては、地球環境への影響につい ても考慮するものとする。
- 3 前二項の規定は、市民の市外における活動 について準用する。

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的 に推進するため、町田市環境基本計画(以下 「環境基本計画」という。)を策定する。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期 的な目標
 - (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、環境施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、 あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映 させるための必要な措置を講ずるとともに、 町田市環境審議会の意見を聴かなければな らない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、 速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、 環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

- 第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境 への負荷*の低減に寄与する行動を取るため の規範となる環境行動指針を策定する。
- 2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、 あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映 させるための必要な措置を講ずるとともに、 町田市環境審議会の意見を聴かなければな らない。
- 3 市長は、環境行動指針を策定したときは、 速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(規制措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 2 市は、生物多様性*を含めた自然環境の保全 を図るため、必要な規制の措置を講ずること ができる。
- 3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並び に廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、市は、環境 への負荷を低減するため、必要な規制の措置 を講ずることができる。

(誘導的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民等が率先して 環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的 措置を講ずることができる。
- 2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講することができる。

(財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査、監視及び測定の実施)

- 第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の 変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造 に関する施策を策定及び推進するために必 要な調査、監視及び測定を実施するものとす る。
- 2 市は、前項の施策を適正に実施するため、 必要な監視及び測定の体制を整備するもの とする。

(施策等の報告)

第 16 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境 施策に関する報告書を作成し、これを公表す るものとする。

(市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に 当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の 意見を反映させるための必要な措置を講ず るものとする。

(調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に 関する施策について、総合的に調整及び 推進するために必要な体制を整備するもの とする。

(国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に 関する施策のうち、広域的な取組を必要 とするものについて、国及び他の地方公共団 体と協力して推進するものとする。

第三章 環境管理の推進

(環境監査の実施)

- 第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。
- 2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

(環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすお それのある施策又は事業を行う者が、当該施 策又は事業の実施に伴う環境への影響につ いて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、 当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全 上の見地から適正に配慮することを推進す るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

- 第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷*の情報について、公表するよう努めなければならない。
- 2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。
- 第四章 環境パートナーシップ*による環境の 保全、回復及び創造の推進

(環境学習*の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に 行う環境の保全、回復及び創造に関する活動 を推進するため、互いに支援するよう努める ものとする。

(情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 13年7月1日から施行する。

6. 参考資料

6.1. 環境基準*

(1) 大気

表 1 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 物質環境上の条件 | |
|--|---|-------------------|
| 二酸化硫黄(SO ₂)* | 1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 | |
| 一酸化炭素(CO) | 1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | |
| 浮遊粒子状物質* (SPM)* | 1 時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 | 工業専用地域、 車道その他ー |
| 二酸化窒素(NO₂)* 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までの 1 | | 報公衆が通常 生活していな |
| 光化学オキシダント* (Ox) | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | い地域または 場所以外の地 |
| ベンゼン | 1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 | 域 |
| トリクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。 | |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。 | |
| ジクロロメタン | 1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。 | |

表2 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

| 物質 | 環境上の条件 | 対象区域 |
|----------|--|------------|
| 非メタン炭化水素 | 光化学オキシダントの日最高一時間値 O.O6ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均 から O.31ppm Cの範囲にある | 値は 0.2ppmC |

(2) 水質

表3 人の健康の保護に関する環境基準*一覧

| 項目 | 基準値 | 対象水域 |
|-----------------|---------------|------|
| カドミウム | 0.0030 mg/ℓ以下 | |
| 全シアン | 検出されないこと | |
| 鉛 | 0.01 mg/l以下 | |
| 六価クロム | 0.05 mg/l以下 | |
| 砒素 | 0.01 mg/ l 以下 | |
| 総水銀 | 0.0005 mg/l以下 | 全 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | _ |
| PCB* | 検出されないこと | |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/l以下 | 公 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/l以下 | Δ |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/l以下 | |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/ l 以下 | 共 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/l以下 | 六 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/ l 以下 | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/l以下 | ш |
| トリクロロエチレン | 0.010 mg/l以下 | 用 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/l以下 | |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/l以下 | _1. |
| チウラム | 0.006 mg/l以下 | 水 |
| シマジン | 0.003 mg/l以下 | |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/l以下 | |
| ベンゼン | 0.01 mg/ l 以下 | 域 |
| セレン | 0.01 mg/ l 以下 | |
| 硝酸性窒素および亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ以下 | |
| ふっ素 | 0.8 mg/ l 以下 | |
| ほう素 | 1 mg/ l 以下 | |
| 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ以下 | |

備考 1: 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする

2:「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表4 生活環境の保全に関する環境基準*

ア

| 類 | 市内該 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----|--------|---|------------------|---------------|--------------------------|----------------|----------------------|
| 型 | 当水域 | | *Hq | BOD* | SS* | DO | 大腸菌群数 |
| AA | | 水道 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/l 以下 | 25mg/ l 以下 | 7.5mg/ l 以上 | 50MPN/ 100mℓ以下 |
| А | 恩田川 | 水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/ l 以下 | 25mg/ Ø 以下 | 7.5mg/ l 以上 | 1,000MPN/ 100mℓ以下 |
| В | | 水道3級 水産2級及びC以下の欄 に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/ l 以下 | 25mg/ l 以下 | 5mg/ Ø 以上 | 5,000MPN/ 100mℓ以下 |
| С | | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/ l 以下 | 50mg/ l 以下 | 5mg/ l 以上 | |
| D | 境 川鶴見川 | 工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲 げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/ l 以下 | 100mg/ l 以下 | 2mg/l 以上 | |
| E | | 工業用水3級環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg/ l 以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。 | 2mg/l 以上 | |

備考1:基準値は、日間平均値とする。

2: ただし農業用利水点については、水素イオン濃度指数*6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 $5 \text{mg}/\ \ell$ 以上とする。

3:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

| | | 基準値 | | |
|------|--|----------------|-------------------|------------------|
| 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | Δ.Τ.Δ.) | ノニルフ | 直鎖アルキルベンゼン |
| | | 全亜鉛 | ェノール | スルホン酸 及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 mg/ℓ以下 | 0.001 mg/ℓ以下 | 0.03 mg/ℓ以下 |
| 生物特A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/ℓ以下 | 0.0006 mg/ℓ以下 | 0.02 mg/ l 以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域 | 0.03 mg/ℓ以下 | 0.002 mg/ℓ以下 | 0.05 mg/ℓ以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/ℓ以下 | 0.002 mg/ l 以下 | 0.04 mg/ℓ以下 |

備考1:基準値は年間平均値とする。

(3) 地下水

表5 地下水の環境基準*値一覧

単位: $\operatorname{mg}/\operatorname{\varrho}$

| 項目名 | 環境基準値 | 項目名 | 環境基準値 |
|----------------|-----------|----------------|----------|
| カドミウム | 0.003 以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.01 以下 |
| 鉛 | 0.01 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01 以下 |
| 六価クロム | 0.05 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 以下 |
| 砒素 | 0.01 以下 | チウラム | 0.006 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 以下 | シマジン | 0.003 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02 以下 |
| PCB* | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 以下 | セレン | 0.01 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 以下 | ふっ素 | 0.8 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 以下 | ほう素 | 1 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1 以下 | 塩化ビニルモノマー | 0.002以下 |

(4) ダイオキシン類*

表 6 ダイオキシン類による大気の汚染・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|--------|-------------------|
| 大 気 | 0.6 pg-TEQ/m³以下 |
| 水 質 | 1 pg-TEQ/ℓ以下 |
| 土壌 | 1,000 pg-TEQ/g 以下 |
| ※水底の底質 | 150 pg-TEQ/g以下 |

供老

- 1:pgはピコグラムを表し、1pgは1兆分の1g
- 2:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
- 3:大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 4: 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調整を実施することとする。

(5) 騒音

表 7-1 騒音に係る環境基準*値一覧

単位:デシベル

| 抽団の | 地域の 類型 当てはめ地域 | 地域の区分 | 時間の区分 | |
|--------------------|---|-------------------------------|----------------|------------------|
| | | | 昼間 (6時~22時) | 夜間 (22 時~6 時) |
| AA | 清瀬市の地域のうち松山3丁目1番、竹丘3丁目1番から3番までおよび竹丘3丁目10番の地域 | | 50 以下 | 40 以下 |
| | 第 1 種低層住居専用地域 | 一般地域 | 55 以下 | 45 以下 |
| А | A 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域 | 60 以下 | 55 以下 |
| | 第 1 種住居地域 | 一般地域 | 55 以下 | 45 以下 |
| B 第2種住居地域 準住居地域 | 2 車線以上の車線 を有する道路に面 する地域 | 65 以下 | 60以下 | |
| | 近隣商業地域 商業地域 | 一般地域 | 60 以下 | 50 以下 |
| C 準工業地域 工業地域 | 車線を有する道路 に面する地域 | 65 以下 | 60以下 | |

備考

- 1:車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 注) 地域の類型
 - AA: 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域(東京都内ではこの地域のみ)
 - A: 専ら住居の用に供される地域 B: 主として住居の用に供される地域
 - C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 - この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適応しない。
 - この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 7-1 に関わらず特例として表 7-2 のとおりとする。

表 7-2 幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

| 昼間 | 夜間 |
|-----------|-----------|
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備考

- 1:「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。
 - ・2 車線以下の車線を有する道路・2 車線を越える斜線を有する道路20 メートル
- 2: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。

表8 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

| 区域の区分 | | | 時間の区分 | | |
|------------------------|---|------------------------|-----------------|-------------------|--|
| | | 車線等 | 昼 間 (6時∼22時) | 夜 間 (22 時~6 時) | |
| 第1種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域 | | 1 車線 | 65 | 55 | |
| a 地域 | 第 1 種中高層住居専用地域 | 2 車線以上 | 70 | 65 | |
| お | 第 2 種中高層住居専用地域 AA 地域 | 近接区域 | 75 | 70 | |
| 第 1 種住居地域 | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 1 車線 | 65 | 55 | |
| | 集住居地域 用途地域の定めのない地域 | 2 車線以上 近接区域 | 75 | 70 | |
| C 地域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 1 車線 2 車線以上 近接区域 | 75 | 70 | |

備考

- 1:車道とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2:近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を越える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

表 9 光化学スモッグ*緊急時基準および措置

| F/L (7.LL) | t/h t式 | 域発令路の基準 | 措置 | | |
|------------|-----------------|-------------------------------|----------------------------|--|---|
| 段階地域 | 16 19 | | 協力工場等 | 自動車等 | — 般 |
| 予報 | 区 東部 」 北部 | 気象条件からみ て高濃度汚染が 予想されるとき | 燃料使用量の削減協 力要請 | 不要不急の目的により、自動車を使用しないことについて協力を求める。 | ばい煙を排出 するものに対し、 ばい煙の排出量の 減少について協力 を求める。 |
| 注意報 | 西部南部 | オキシダント濃 度が 0.12ppm 以上 | 通常の燃料使用量 20%程度の削減勧 告 | 当該地域を通過しないように協力を求 | 注)屋外になるべく出ないよう周知 |
| 警報 | 多摩 北部 中部 | オキシダント濃 度が 0.24ppm 以上 | 通常の燃料使用量 40%程度の削減勧 告 | める。 注) | する。 注)屋外運動はさ しひかえるように |
| 重大緊急報 | 西部南部 | オキシダント濃 度が 0.40ppm 以上 | 通常の燃料使用量 40%程度の削減命 令 | 東京公安委員会に 対し、道路交通法の 規定による措置を要 請する。 | する。 注)光化学スモッ グの被害を受けた |
| 学校情報 | の8地域 | オキシダント濃 度が 0.10ppm 以上 | | | 人は、もよりの保 健所に連絡する。 |

6.2. 主な関係法とその解説

| 関係法令名 | 解説 |
|-------------------------------------|---|
| 環境基本法 | 多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。 |
| 循環型社会*形成推進 基本法 | 「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル*法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法で、2000年に成立した。同法に基づき、2003年3月には、「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成のための数値目標などが示された。物質フロー指標として①資源生産性(入口)、②循環利用率、③最終処分量(出口)を、取組指標として①廃棄物に対する意識・行動、②廃棄物の減量、③循環型社会ビジネスの推進が示されている。 |
| 地球温暖化*対策の推進に 関する法律 | 通常「地球温暖化防止法」と呼ばれる。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画(「地球温暖化防止実行計画」)の策定が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画(「地球温暖化防止地域推進計画」)の策定も努力義務として定められている。一定規模以上の事業所を対象とした、温室効果ガス*算定・報告・公表制度を定めている。 |
| フロン類の使用の合理化 及び管理の適正化に関す る法律 | 通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月より施行された。 |
| エネルギー政策基本法 | エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月より施行されている。 |
| 国等による環境物品等の 調達の推進等に関する法 律 | 通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。 |
| 容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等 に関する法律 | 通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。一般廃棄物の容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。 |
| 特定家庭用機器 再商品化法 | 通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1997年6月公布、2001年4月より施行された。 |
| 食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律 | 通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制*と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。 |
| 使用済自動車の再資源化 等に関する法律 | 通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。年間約400万台(中古車輸出もめると500万台)排出される使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。平成14年7月に公布され、段階的に施行される。 |
| 資源の有効な利用の促進 に関する法律 | 通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制(リデュース*)、部品等の再使用(リユース*)、原材料としての再利用(リサイクル)の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。 |
| 自然再生推進法 | 自然再生を総合的に進め、生物多様性*の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。 |

| 関係法令名 | 解說 |
|--|---|
| 自動車から排出される窒素酸 化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減等に関 する特別措置法 | 通常「自動車NOx・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と 粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域(町田市も含まれる)での大気汚 染の改善を図ることを目的としている。2001年6月に改正法成立(公布)、2001 年12月に施行。 |
| ダイオキシン類*対策 特別措置法 | 1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量(第6条)、大気・水質・土壌の環境基準*(第7条)、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準(第8条)土壌汚染に係る措置(第29~32条)などが定められている。 |
| 特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び 管理の改善の促進に 関する法律 | 通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表をすることとなっている。 |
| 土壌汚染対策法 | 企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壌 汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚 染による人の健康被害の防止に向けた措置(汚染の除去等)について定められてい る。 |
| 水質汚濁防止法 | 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の 浸透を規制し、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液によって健康被害が生 じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。 |
| 環境教育*等による環境保 全の取組の促進に関する 法律 | 通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に完全施行された。 |
| 食育基本法 | 国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育(様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること)を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月に施行された。同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。 |
| エネルギーの使用の合理 化等に関する法律 | 通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年施行。2013年改正。エネルギーをめぐる内外の経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な活用の確保を目的に、工場や建築物、機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する措置などを定めている。改正により、電気の需要の平準化の推進及びトップランナー制度の建築材料等への拡大に関する措置が追加された。 |
| 生物多様性*基本法 | 2008年6月施行。生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物 多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目 的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、 生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。 |
| 都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例 | 東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001年3月より施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷*低減、自動車公害対策等を強化した。 |
| ポリ塩化ビフェニル*廃棄 物の適正な処理の推進に 関する特別措置法 | 通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生するおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。 |

6.3. 用語解説(五十音順)

オニュドライブ

環境に配慮して、自動車を利用すること。具体的には、アイドリングストップや 急激な発進・加速を止めることにより、燃料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転 のことをいう。

エコセメント・エコセメント化

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。2002年7月にJIS規格に定められた。

多摩地域 25 市 1 町では、日の出町の二 ツ塚廃棄物広域処分場内に、埋め立てざる を得なかった焼却灰をリサイクルするエ コセメント施設を設置している。

エコファーマー

堆肥などを使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う、持続性の高い農業生産方式を導入した農業者の愛称(都道府県知事認定)。

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」(1999年7月制定)に基づく制度で、認定を受けた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」に基づき、農業改良資金(環境保全型農業導入資金)や税制上の特例措置が受けられる。

SS →浮遊物質

SPM →浮遊粒子状物質

LED (LED照明器具)

発光ダイオード(Light Emitting Diode)を使用した照明機器。蛍光灯や発熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

NLP

Night Landing Practice の略。 夜間 の航空母艦への着艦のための訓練で、基地 の滑走路を航空母艦に見立て行う。 着陸、接地、離陸(タッチアンドゴー)を何度も 繰り返すため、非常に大きい騒音を伴う。

お 屋上緑化

建築物の屋上を、芝生や庭園として植栽すること。屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減など、都市環境問題の緩和などの効果が期待されており、東京都では自然保護条例に基づき、屋上を含めた緑化の指導を行っている。

温室効果ガス

О x →光化学オキシダント

か外来生物

人間の活動によって意図的・非意図的に 関わらずそれまでその生物が生息してい なかった場所に持ち込まれた生物種。

環境学習

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育推進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義されている。

環境教育 →環境学習

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000年12月に制定した。

環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復及び創造

の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとしている。

環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により 生じている環境への負荷にあることをふ まえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように 行動することをいう。

環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況及び目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第16条に「施策等の報告」として規定されており、2002年12月に創刊号「町田市環境白書2002」を発行した。

環境負荷(環境への負荷)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう(環境基本法第2条第1項)。

き 揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。

窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物資(SPM)を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略してVOC とも表記される。

く グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

1996年2月に、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク(GPN)には、企業・行政・消費者が加入している。 GPNでは、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経 済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っている。

こ こどもエコクラブ

環境省が地方公共団体との連携の下進めている、小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995年に発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進め、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。現在、1団体が活動している。

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。Oxと略す。

光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

さ 再生可能エネルギー

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー(「再生可能エネルギー」)と、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の2種類がある。

里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう(東京における自然の保護と回復に関する条例第17条)。

し 資源化率(リサイクル率)

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。

市民農園

一般に、農家など農地の所有者などが、 近隣の住民のために農作業の目的で使用 させる農園。関連する法としては「市民農 園整備促進法」があり、この法律は市民農 園の整備を適正かつ円滑に推進し、良好な 都市環境の形成と農村地域の振興に資す ることを目的としている。

J (ジュール)

ジュールは、仕事量を表す単位でエネルギー量は、この単位で統一して示すことが決められている。GJ(ギガ・ジュール) = 1 0 9 J

循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう(町田市環境基本条例第2条)。

なお、2000 年 4 月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

食品ロス

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

す 水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH = 7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するため の施設。

† 生物化学的酸素要求量 →BOD

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物の多様性に関する条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系(生物生息環境)の多様性の保全を進めている。2007年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定された。

た ダイオキシン(ダイオキシン類)

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD) のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) とコプラナーPC Bについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義され、約233種類が確認されている。

太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。

これまでの技術開発により、変換効率 (光から電気にかえる効率:現在10~ 15%)が向上し、コストも下がってきた ため、一般家庭用の電源としても普及して きている。

ダンボールコンポスト

ダンボールを利用した生ごみ処理容器。 ダンボール箱に竹チップ等の基材を入れ、 生ごみを微生物により分解し、たい肥化す る。

ち 地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素 をはじめとする温室効果ガス排出量の急 激な増加により、地表の平均気温が上昇す ること。海面の膨張や世界的な異常気象、 生態系等への影響などが懸念されている。

で DO →溶存酸素

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車と比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない、ソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費ガス認定車などをいう。大気汚染だけでなく、温暖化の防止にも寄与する。町田市では、東京都指定低公害車をさす。

電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

と 透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルト に隙間ができるように舗装する方法。水分 の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨 水の地下浸透による地下水涵養などの効 果がある。

に 二酸化硫黄(SO₂)

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭 や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器へ の悪影響があるほか、酸性雨の原因物質で ある。

二酸化炭素(CO₂)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほと

んどが二酸化炭素である。

産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は 280ppm 程度であったが、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2011 年には 390.9ppm に増加している。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NOx)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。 人間の呼吸器に悪影響を与える。

ね 熱帯夜

最低気温が25℃以上の夜。

は 発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

バイオガス

再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物(生ごみ等)や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。非枯渇性の再生可能資源であり、下水処理場などから発生する未利用ガス等も利用が期待されている。

7 р Н →水素イオン濃度指数

BOD

正式には、生物化学的酸素要求量 〔Biochemical Oxygen Demand〕という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

光害(ひかり害)

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

PCB →ポリ塩化ビフェニル

ふ フットパス

イギリスを発祥とする "森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】"のこと。

浮遊物質

水中に懸濁し、水のにごりの原因となる物質のことで、水質を表す指標の一つ。コロイド状の小さなものや目に見える程度の粒子まで、様々なサイズの物質を総称する。1リットルの水に含まれる重量で表し、一般河川では25mg/ℓ以下が正常な生育環境であるとされている。

Suspended Solidsを省略してSSともいう。

浮遊粒子状物質

SPM(Suspended Particulate M atter)ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10μ m(1μ mは 100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NOx(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2~4割を占めている。また、特に粒径 2.5μ m以下のものを微小粒子状物質(PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

VOC →揮発性有機化合物

ほ ポリ塩化ビフェニル (PCB)

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状(白色の結晶状の物もある)の物質。Polychlorinated Biphenyl を略し、PCBと記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCBは難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有する PCBは毎年届出が必要である。

ま マスタープラン (master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的 な方針を定めた計画。行政計画では、都市 計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの 分野のマスタープランがある。これらに基 づき、特定の地域や施設の計画がつくられ る。

み 緑のカーテン

ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせることで、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのこと。省エネルギー効果、二酸化炭素吸収効果、ヒートアイランドの緩和効果等が期待される。

め 面的評価

幹線道路に面する地域での騒音を、幹線 道路から50mの範囲にある全ての住居 等を対象に、実測値や推計によって騒音レ ベルの状況を把握し、環境基準に適合して いる戸数の割合を算出して評価する手法。

も 猛暑日

日最高気温が35℃以上の日。

や谷戸

丘陵地において、河川等の浸食によって できた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、 地形を利用した農業や、生態系を含めて指 す場合もある。

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を 生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚 染防止法、水質汚濁防止法等の法律により 物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・ 輸入などを規制している。

よ 溶存酸素

DO (Dissolved Oxygen) ともいう。 水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

要請限度

環境省令が定めた自動車騒音又は道路 交通振動の指定地域内における限度のこ と。区市町村長は、自動車騒音等がその限 度を超えていることにより道路の周辺の 生活環境が著しく損なわれると認めると きは、騒音については東京都公安委員会に 対し道路交通法の規定による措置を執る ことを要請することができ、道路管理者又 は関係行政機関の長に意見を述べること ができる。

り リサイクル (Recycle)

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

リデュース(Reduce) →発生抑制

リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、

家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度 の少ない部品を選び出し、新たな製品に組 み込む手法等もある。

緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。

わ 歴史的文化的環境

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。

町田市 環境白書 2019 ーデータ集ー

編集· 発行 町田市 環境資源部 環境政策課

所 在 地 〒194-8520 町田市森野 2丁目 2番 22号

電 話 042-724-4386

発行年月 2019年12月

編集協力 三和航測株式会社

刊行物番号 19-51

